



大正九年三月

調查資料

第五十三號

農商務省

始





14<sub>21</sub>-418



支那、英領海峽殖民地、英領香港及佛領  
印度支那に於ける水産貿易並漁業狀況

附 臺灣、青島及關東州に於ける鹽業

第一部調査

大正  
9. 4. 21  
寄贈

調査資料第五十三號

〃 寄贈本

臨時産業調査局第一部第一課

本調査は臨時産業調査局第一部第一課に於て事務官入江魁をして調査せしめ之を該局總裁より農商務大臣に申報したるものなり。

注 意

- 1 本誌所載の調査、意見に亘るものは調査擔當者の意見とす。
- 2 本書中「何年何月調査」とあるは、調査報告済の時日を示すものにして實際の調査は其以前にあり。
- 3 本誌は調査及執務の便宜上、印刷を以て筆寫に代へたるものなり、公刊するの趣旨にあらず。



一、本調査は水産貿易を目的としたるものなれども之れに密接なる關係を有する一般貿易の概要  
 及邦人に關係ある漁業地の漁業狀況をも併せて調査を爲したり。  
 一、鹽業調査は臺灣を主眼としたるものにして、青島及關東州は旅行の途次其概況を視察せるも  
 のなり。

支那、英領海峽殖民地、英領香港及佛領印度支那に於ける  
 水産貿易並に漁業 附 臺灣、青島及關東州に於ける鹽業

(自大正七年十一月調査  
 至大正八年三月調査)

目次

第一章 大連に於ける海産貿易狀況……………一

  第一節 一般貿易……………七

  第二節 海産貿易……………一三

第二章 關東州に於ける漁業狀況……………一四

第三章 天津に於ける海産貿易狀況……………一六

  第一節 一般貿易……………一六

  第二節 海産貿易……………二二

第四章 青島に於ける海産貿易狀況……………二三

  第一節 一般貿易……………二三

  第二節 海産貿易……………二三

第五章 青島に於ける漁業狀況……………二三



二

第六章 上海に於ける海産貿易状況……………二四

  第一節 一般貿易……………二四

  第二節 海産貿易……………二七

    第一項 概況……………二八

    第二項 輸入徑路……………三一

    第三項 取扱商……………三四

    第四項 取引方法……………四一

    第五項 消費状況……………四六

    第六項 需要期……………五〇

    第七項 市價……………五二

第七章 上海土産海産物事情……………五九

第八章 長江一帯に於ける海産貿易状況……………六一

  第一節 一般貿易……………六一

  第二項 漢口状況……………六一

  第二項 其他各港に於ける状況……………六五

  第二節 海産貿易……………六七

    第一項 漢口に於ける状況……………六八

    第二項 九江、蕪湖、南京等に於ける状況……………七一

第九章 新嘉坡に於ける海産貿易状況……………七三

  第一節 一般貿易……………七三

  第二節 海産貿易……………七六

第十章 新嘉坡に於ける漁業状況……………八一

  第一節 概況……………八一

  第二節 漁業の種類……………八一

  第三節 魚族の種類……………八二

  第四節 漁場及海洋状態……………八三

  第五節 漁期……………八四

  第六節 天候……………八五

  第七節 運搬及處理法……………八五

  第八節 魚市場……………八六

三



第九節	魚價及漁獲高	八六
第十節	需給關係	八七
第十一節	漁業出願の手續及税金	八八
第十二節	邦人漁業者と土着漁業者との關係	八八
第十三節	土着漁業の將來	八八
第十四節	邦人漁業の沿革	八九
第十五節	邦人漁業者に對する英蘭政府の態度	九〇
第十六節	漁業者數及使用漁夫數	九〇
第十七節	邦人漁夫の生活狀態及雇主との關係	九一
第十八節	衛生狀態	九二
第十九節	漁業經濟狀態	九三
第二十節	漁業者の府縣或は組合との關係	九七
第二十一節	邦人漁業の將來	九八
第十一章	佛領印度支那に於ける海產貿易狀況	一〇〇
第一節	一般貿易	一〇〇

第二節	海產貿易	一一三
第十二章	佛領印度支那に於ける漁業狀況	一一四
第一節	概況	一一四
第二節	地勢	一一六
第三節	氣候	一一六
第四節	漁業規則	一一七
第五節	土人の漁業	一一八
第六節	支那人の漁業	一一八
第七節	鹽乾魚の製造	一一九
第八節	魚族	一二〇
第十三章	香港に於ける海產貿易狀況	一二三
第一節	一般貿易	一二三
第二節	海產貿易	一二四
第一項	概況	一二四
第二項	輸入海產物の種類、輸入額及價額	一二五



第三項	海產物取引狀況	一三九
第四項	消費地の狀況	一四二
第五項	取引慣習	一四三
第六項	需要期節	一四七
第七項	本邦海產物の將來	一四八
第十四章	香港に於ける漁業狀況	一四九
第一節	概況	一四九
第二節	漁業の種類	一五〇
第三節	魚族の種類	一五〇
第四節	漁場及海洋狀態	一五一
第一項	漁場	一五一
第二項	海洋狀態	一五一
第五節	漁期及天候	一五二
第一項	漁期	一五二
第二項	天候	一五二

第六節	漁具及餌料	一五三
第一項	漁具	一五三
第二項	餌料	一五四
第七節	魚價	一五四
第八節	運搬及處理法	一五五
第九節	漁獲高	一五五
第十節	漁業出願手續及税金	一五六
第十一節	邦人漁業者と土着漁業者との關係及邦人漁業の將來	一五七
第十五章	對支海產物の將來	一五八
<b>附臺灣、青島及關東州に於ける鹽業</b>		
第一章	臺灣の鹽業	一六一
第一節	沿革	一六一
第二節	現行鹽專賣制度	一六二
第一項	緒論	一六二



八

- 第二項 鹽專賣施行後の變遷及成績……………一六二
- 第三項 鹽專賣に對する製鹽業者の利害關係……………一六四
- 第四項 鹽專賣に對する鹽商の利害關係……………一六四
- 第五項 鹽專賣に對する消費者の利害關係……………一六四
- 第三節 製鹽法、鹽田築造法及鹽田開設費……………一六五
  - 第一項 製鹽法……………一六五
  - 第二項 鹽田築造法……………一六六
  - 第三項 甲種鹽田開設費……………一六七
  - 第四節 鹽田面積及產額……………一七〇
  - 第五節 製鹽期……………一七四
  - 第六節 鹽の生産費及賠償價格……………一七五
    - 第一項 鹽の生産費……………一七五
    - 第二項 鹽の賠償價格……………一七六
    - 第三項 鹽の收支經濟……………一七七
  - 第七節 鹽の賣渡方法並に價格……………一七七

- 第一項 島内消費鹽賣渡方法並に價格……………一七七
- 第二項 島外に於ける本島鹽の販路、賣渡方法並に價格……………一八〇
- 第八節 本島消費並に輸移出數量……………一八二
  - 第一項 本島消費高……………一八二
  - 第二項 輸移出高……………一八四
  - 第九節 鹽の成分……………一八七
  - 第十節 本島鹽業の將來……………一八八
- 第二章 青島の鹽業……………一八九
  - 第一節 沿革……………一八九
  - 第二節 製鹽……………一九一
    - 第一項 製鹽時期……………一九一
    - 第二項 鹽價……………一九二
    - 第三項 製鹽業の經濟……………一九二
    - 第四項 販路及仕向先……………一九四
    - 第五項 輸取出扱商……………一九五



第三章 關東州の鹽業……………一九六

第一節 生産……………一九六

第一項 主産地……………一九六

第二項 鹽田面積並に産額……………一九六

第二節 製鹽……………一九八

第一項 製鹽法並に製鹽期……………一九八

第二項 生産費……………一九八

第四章 鹽に關する根本策私見……………二〇〇

第一節 緒論……………二〇〇

第二節 我專賣制度及世界各國に於ける鹽に關する制度……………二〇一

第三節 專賣制度の利害……………二〇四

第四節 根本策 一……………二〇八

第五節 根本策 二……………二一一

第六節 根本策 三……………二一三

支那、英領海峽殖民地、英領香港及佛領印度支那に於ける水産貿易並に漁業狀況

第一章 大連に於ける海産貿易狀況

第一節 一般貿易

大連港は日露戰後帝國の經營に移りて以來十有餘年を閱し諸般の經營其緒に就き、滿洲に於ける貿易を獨占しつゝありし管口を凌駕し、殊に近年滿蒙の啓發、歐洲戰亂の影響に依りて長足の進歩を促され、大正六年に於ては其貿易總額一億四千五百二十五萬二千五百五十海關兩を算するに至り、支那沿岸四十九港中上海、漢口、天津に亞くの貿易港となれり。

今最近五箇年間の貿易額を年別にて表示すれば左の如し。

年次	輸出	輸入	總額
大正二年	三九〇四七、七四三	三七、〇五〇、五四五	七六、〇九八、二八八
同三年	四五、一〇五、八〇七	三七、八九四、〇八三	八二、九九九、八九〇
同四年	四八、八八五、六四〇	四一、四四六、八〇二	九〇、三三二、四四二
同五年	五四七、〇八、二四七	五二、四三一、三六六	一〇七、一三九、六一三
同六年	六三、一八七、二一〇	八一、九六五、三四〇	一四五、一五二、五五〇



大正六年に於て輸出入共顯著なる進展を見たりしと雖も、從來輸出超過を持續し來れる當港貿易が俄然千八百萬兩の輸入超過を現出したるは、特に注目すべき現象なりとす。

先年國境關稅三分の一減と、三線聯絡割引運賃問題は、帝國の大陸政策を根底より破壊し、植民の本義に悖り滿蒙貿易を萎縮せしめ、其開發を阻害するものとして反對論喧びしかりしも、現在に於ては杞憂に屬したるを喜ぶものなり。

勿論、三線聯絡、特定運賃實施せられたる結果、當港輸入貿易就中綿絲布貿易に甚大なる影響を與へ、朝鮮より安東を經由するもの頗る多く、一時輸入の減少を見たりしも、最近滿蒙の開發と、歐洲戰亂の影響とに依り、船腹の缺乏は歐米諸國との貿易關係を阻碍したる爲め、之が代用として日本品の需要を喚起し、綿絲布輸入の如きは一千萬圓に達するの盛況を呈するに至れり。

當港輸出品として重きをなすものは主要特産物たる大豆及豆粕、豆油等の加工品なるが、船腹の拂底と獨艇跳梁の結果、歐洲航路に於ける運賃及保險料の騰貴は底止する所を知らず、是等特産物の對歐貿易は茲に全く杜絶の悲運に陥りたりと雖も、日米間の航路は比較的安全にして運賃低廉、船腹も亦潤澤なりし爲め、其貿易は日進月歩の勢を以て發展し、戰前歐洲に於ける需要高に數倍する豆油が一に米國に向つて輸出せらるゝに至り、大豆としての輸出は減退せるに拘らず、豆油の需要増加せし結果歐洲向輸出の杜絶は一片の杞憂に過ぎざるに至れり。

次に國別輸出入貿易を觀る時は、大正六年に於ける對日本貿易額は前年同様總額の五割強を占め、前年の五千八百萬兩に對し七千三百餘萬兩を算せしは輸出貿易が爲替相場の不利なる爲め減退せしに拘らず、輸入貿易の殆んど二倍に近き増進を示せるに依るものにして又朝鮮、加奈陀、英領印度、米國及浦鹽斯德等に對しては何れも増進を示し、就中米國諸港との關係は前年に比し約五倍の盛況を示せりと雖も英國、瑞典、伊太利、丁抹等西歐諸國との貿易は著しく減退し殊に對英國、瑞典等最も甚しきものあり。

其他沿岸貿易に於ては汽船貿易の輸入超過に反し、「ジャンク」貿易は輸出超過を示せり、之れ支那各港向特産物が船腹不足の爲め「ジャンク」を利用せしもの多かりしに依るものなるべし。以上は大連に行はるゝ貿易の大要なるも要するに當港は東洋に於ける自由通商貿易港として滿蒙及西伯利亞に出入する物資の關門なるを以て之に對する戰後の施設經營に關しては特に深甚なる用意を拂はざるべからず。

左に大正六年度に於ける輸出入額を品別及國別を以て掲出し參考に資せんとす。

(單位海關兩)

輸 入		輸 出	
品 名	價 額	品 名	價 額
綿 布 類	八七二四、四九七	大 豆	六二九〇、六九四







鐵道用材	三二六二三四
建築用材	一八三〇二一
其他用材	五七五二三
麻袋及其他袋類	三、五六八三四二
其他雜品	三、三一七二九五
計	八三、三九六三四四
計	七六、六二三、七〇二

大正六年大連港輸出入價額仕向別

(單位海關兩)

外國貿易	輪入	輪出	計
日本	四四、二五五、三二五	三一、一五五、九七一	七五、四一一、二八六
北米合衆	五、三四〇、九一一	一五、九一九、五一〇	二一、二六〇、四二一
朝鮮	二、二二四、四七六	二、九六七、四四一	五、一九一、九一七
香港	二、一九七、〇〇一	一、〇七二、八二八	三、二六九、八二九
露西亞(太平洋)	一、九二四、〇二九	八、〇九三	一、九三二、一二二
丁吉	一、四二七	一、一六五、四六五	一、一六六、八九二
英領	八八五、三八四	五、四一、四四八	八八五、三八四
蘭領	九九、〇〇五		六四〇、四五三
加奈	五八二、二三五		五八二、二三五

英領印度	四八四、一七二	六二〇〇	四九〇、三七二
佛蘭西	一七四、七四八	三〇四、八一九	四七九、五六七
比律賓	八、一九五	二一九、四三七	二二七、六三二
新嘉坡其他	二〇、六二一	一一一、八四〇	一四二、四六一
露西亞(西伯利亞)	四二、〇〇三	八一、三二七	八一、三二七
暹羅	二二、三八七		二二、三八七
安南	五、一四四	一四、八〇〇	一九、九四四
濠洲	六、七〇四		六、七〇四
土耳其、埃及波斯等	五六〇		五六〇
和蘭	一八〇		一八〇
沿岸貿易計	五八、二七四、四九七	五三、五七九、一七九	一一一、八五三、六七六
汽船	二、三六九〇、八四三	一、八八一五、四〇一	四、二五〇六、二四四
戎克	一、四三一、〇〇四	四、二二九、一二二	五、六六〇、一二六
總計	二五、一二一、八四七	二三、〇四四、五二三	四八、一六六、三七〇
總計	八三、三九六、三四四	七六、六二三、七〇二	一六〇、〇二〇、〇四六

第二節 海產貿易



前述の如く大連港に於ける輸出入貿易は逐年長足の進歩を爲しつゝ、あれども海産貿易に至りては前表に示すが如く六十萬兩内外に過ぎず、然れども滿蒙に於ける奥地の啓發せらるゝに隨ひ益々進展すべきことは明なりとす、而して海産物は大部分我國より輸入せられ僅少の昆布浦鹽方面より供給せらる。

滿洲地方の住民は極めて生活程度低く一般に粗食に甘んじ彼の苦力と稱する労働者の生活費は一日七、八錢なりと謂ふに至りては吾人の夢想だにすること能はざる所なり、従つて品質の良好なるものより價格の低廉なるを欲し昆布の如き露領産の品質粗悪なるもの賣行良好なりと雖も、近時農作物の豊穰、銀塊の昂騰は彼等の購買力を増大し本邦産の鹹魚類及昆布の如き年々需要を増しつゝあり、而して現今我國より輸入せらるゝ主なる海産物の概況左の如し。

### 一、鹽 鱈

鹽鱈は近來著しく需要を喚起し、大正二年に於ては僅かに三萬四千圓に過ぎざりしが大正六年に至りては十四萬四千圓の多額に達せり、一般農夫其他労働者の冬季副食物として、歡迎せられ、野菜と混煮して調理する關係上野菜豊作の時は賣行最も良好なりと謂ふ、斯の如く下級民に嗜食せらるゝ所以は支那に於ける鹽專賣制度の結果鹽價高き爲め調味用として之を欲するものにして、上流の食膳には用ひられず、左れば下級民は美味と謂ふ點よりも寧ろ價格の低廉なるに重きを置くものな

るを以て鹽鮭の如きは高價なるため需要なし。

鹽鱈の需要期は陰曆十月頃より四月頃迄にして十一月頃を盛期とし支那沿岸に産する太刀魚、黃化魚の市場に現はるゝに至りては需要全く中止の姿となる。相場は本年非常の高價にして百斤十圓見當なり。

當地に輸入せらるゝ鹽鱈は殆んど全部北海道産にして之が輸入取扱者は大倉、三井、鈴木等の各商店にして、當港に輸入するや直ちに之を澤田組又は支那商に販賣し是等の手によりて各地に出廻はるものなるが主なる需要地は吉林、長春、奉天地方にして就中奉天に於ては百五十餘萬斤内外の多額に達する需要ありと。

### 二、昆 布

昆布は鹽鱈同様下級民に嗜好せられ野菜類の不作なる場合は其代用品として使用する關係上賣行好く而して粗悪廉價なる露領産は最も賣行良好なりと謂ふ。

需要は冬期就中舊正月最盛期にして奉天、吉林、長春等に出廻はるもの最も多く、相場は浦鹽物百斤三圓五十錢より四圓位、日本物刻昆布は九圓位なり。

### 三、海參、鱈鱗

是等は上流又は料理店向にして當地に輸入せらるゝは朝鮮産なり。



相場は百斤小洋建海參朝鮮上物二百七八十圓中物百四五十圓より百八九十圓迄にして鱈鱈は朝鮮上物三百四五十圓並物二百圓位なりと。

四、寒 天

寒天は大阪方面より輸入せられ舊正月最も需要多く年額三萬七千餘圓に達し本邦輸出品として有望なる品種に屬す本品は包装の内部に不正品を混じたるものありて聲價を失墜するの虞ありとの批評あるを以て尙一層改善に努めざるべからず。

五、鮑及蟹罐詰

是等罐詰類の需要は市街地に多く年額約二萬圓の輸入を見るに至れり之れ一面に於て支那人生活程度の向上を證するものにして將來有望なる貿易品なりとす其他開乾鱈は最も有望にして夏季に於て需要多しと謂ふ。

今大正六年大連に於ける水産物輸入額を表示せば左の如し。

輸入水産物數量價額

(單位 海關兩)

外國品	支那		日本		朝鮮		浦鹽		香港		英國		北米合衆國		佛國		計
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
參海	五、一七三	二〇六	七、四二六	三三、二〇〇	一八	六八八											六、三三六

魚類罐詰 (單位打)	計		寒天		海草類		同刻昆布		同長昆布		其他		鯉節		鰹節		鮮魚		鹹魚		乾魚		鰵魚	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
計	三、三六	八、〇七〇	一、三三	三、三九	三、三六	九、五五	三、三六	八、〇七〇	三、三六	九、五五	三、三六	八、〇七〇	三、三六	九、五五	三、三六	九、五五	三、三六	九、五五	三、三六	九、五五	三、三六	九、五五	三、三六	九、五五



支那品	支那		日本		朝鮮		香港		海關		計
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
鮮魚	1,349	4,077	33	49							1,382
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,353	4,096	37	99							4,195
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,357	4,115	41	149							4,264
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,361	4,134	45	200							4,333
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,365	4,153	49	251							4,402
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,369	4,172	53	302							4,471
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,373	4,191	57	353							4,540
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,377	4,210	61	404							4,609
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,381	4,229	65	455							4,678
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,385	4,248	69	506							4,747
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,389	4,267	73	557							4,816
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,393	4,286	77	608							4,885
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,397	4,305	81	659							4,954
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,401	4,324	85	710							5,023
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,405	4,343	89	761							5,092
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,409	4,362	93	812							5,161
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,413	4,381	97	863							5,230
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,417	4,400	101	914							5,300
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,421	4,419	105	965							5,369
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,425	4,438	109	1,016							5,438
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,429	4,457	113	1,067							5,507
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,433	4,476	117	1,118							5,576
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,437	4,495	121	1,169							5,645
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,441	4,514	125	1,220							5,714
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,445	4,533	129	1,271							5,783
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,449	4,552	133	1,322							5,852
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,453	4,571	137	1,373							5,921
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,457	4,590	141	1,424							5,990
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,461	4,609	145	1,475							6,059
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,465	4,628	149	1,526							6,128
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,469	4,647	153	1,577							6,197
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,473	4,666	157	1,628							6,266
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,477	4,685	161	1,679							6,335
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,481	4,704	165	1,730							6,404
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,485	4,723	169	1,781							6,473
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,489	4,742	173	1,832							6,542
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,493	4,761	177	1,883							6,611
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,497	4,780	181	1,934							6,680
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,501	4,799	185	1,985							6,749
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,505	4,818	189	2,036							6,818
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,509	4,837	193	2,087							6,887
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,513	4,856	197	2,138							6,956
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,517	4,875	201	2,189							7,025
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,521	4,894	205	2,240							7,094
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,525	4,913	209	2,291							7,163
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,529	4,932	213	2,342							7,232
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,533	4,951	217	2,393							7,301
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,537	4,970	221	2,444							7,370
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,541	4,989	225	2,495							7,439
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,545	5,008	229	2,546							7,508
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,549	5,027	233	2,597							7,577
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,553	5,046	237	2,648							7,646
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,557	5,065	241	2,699							7,715
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,561	5,084	245	2,750							7,784
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,565	5,103	249	2,801							7,853
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,569	5,122	253	2,852							7,922
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,573	5,141	257	2,903							7,991
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,577	5,160	261	2,954							8,060
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,581	5,179	265	3,005							8,129
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,585	5,198	269	3,056							8,198
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,589	5,217	273	3,107							8,267
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,593	5,236	277	3,158							8,336
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,597	5,255	281	3,209							8,405
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,601	5,274	285	3,260							8,474
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,605	5,293	289	3,311							8,543
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,609	5,312	293	3,362							8,612
鮮魚	4	19	4	50							4,126
鮮魚	1,613	5,331	297	3,413							8,



本邦漁業者は四國、中國、九州方面より出漁するもの多く其の漁船年々二百餘艘に達し鯛延繩、一本釣、柵網、縛網、打瀬網、流網、大敷網の各種漁具を使用す。

是等漁業者の多くは春季漁期を待つて渡來し秋季網を納めて歸還する所謂出稼業者なりしが水産試験場及水産組合に於て冬季に於ける漁業の有利なるを發見し土着定任を獎勵したる結果大連市内又は老虎灘に於ける水産組合經營の漁村に住居するもの漸次増加し現在人口四百餘人を算するに至れり漁獲物の主なるものは鯛を最とし鯖等之に亞ぎ其漁獲高數十萬圓に上ると謂ふ。

關東州沿海に於ける漁業の發達しつゝあるは誠に喜ぶべき現象にして漸次支那人をして魚類常食の慣習を養成せしむる所以なれば水産當局者は此の見地によりて製造方面に意を用ひ施設經營を爲さるべからず。

### 第三章 天津に於ける海産貿易狀況

#### 第一節 一般貿易

天津は北部支那貿易の中心にして海陸交通の要衝に當り其の貿易區域は北は直隸全省及蒙古、西は山西、陝西、甘肅及新疆、南は山東北部及河南省(黃河以北)に及び之を他の諸港に比すれば極めて廣汎にして北支第一の開港場たり。

之を以て其貿易額は年々増進し、一九一七年に於ては總貿易額一億三千六百萬兩に達し就中銀塊昂騰の爲め輸入貿易促進せられ其額八千八百餘萬兩を算するに至れり。

現在に於ては金融極めて逼迫し殊に講和問題の影響を受け多忙なるべき例年十一月は頗る閑散なる状態なり。

當港の輸入品は綿絲、布を大宗とし石油、砂糖、鐵道材料、紙類等之に亞ぎ輸出品は棉花最も多額にして其他雜穀、獸骨、羊毛等なりとす。

次に對本邦貿易は左表の如く頗る順調なる發達を遂げつゝあるは喜ぶべき現象なりと雖も歐洲戰亂の影響に依るもの大なるを以て戰後歐米各國が捲土重來の勢を以て再び支那貿易に努力するの曉は前途必ずしも樂觀することを得ず。

(單位海關兩)

年次	輸入	輸出	合計
大正元年	一一、八五五、六五一	四、五九五、〇五四	一六、四五〇、七〇五
同 二 年	一九、七八一、八九〇	四、六九五、三一八	二四、四七七、一〇八
同 三 年	二一、八四三、五六三	五、五七一、八〇四	二七、四一五、四五七
同 四 年	二三、二三〇、八四八	一一、七〇八、二六四	三四、九三八、一一二
同 五 年	二六、〇一五、一〇四	一七、二三五、五九二	四三、二五〇、六九六
同 六 年	三三、一四三、九六九	一三、五五一、六五六	四六、六九五、六二五



之を要するに前述の如く廣大なる取引範圍を有する本港として貿易額の年々増進することは明かなるも當港は白河の上流四十哩の地點に位置を占め加ふるに白河は紆曲縈迴年々河口に土砂沈澱し洪水の慘禍を被ること往々ありて大正六年の如きは其被害甚大なるものあり加之冬期十二月より二月迄河水氷結して航行不能となり又平常に於ても太沽沖より吃水十三呎以上にては溯行困難にして二千噸以上の船舶は太沽沖に於て荷役せざるべからざる不便ありて天候不良の場合は徒らに數日を空費し荷役に多大なる費用を要するを以て貿易上に及ぼす障礙尠ならず、故に現在の儘にては多大なる發達を望むこと能はざるべし。

## 第二節 海産貿易

前述の如く當港は廣汎なる貿易區域を有し對本邦貿易の如き年々好況を維持しつゝ、あるに拘らず海産貿易は極めて不振の状態にありて僅かに百萬圓内外に過ぎず而して我國より輸入せらるゝものは昆布、海參、貝柱、鱧鰭等の所謂舊海産物にして鹽乾魚類は全く之れなく之が輸入は主として支那人の手によりて行はれ本邦商としては三井物産及武濟洋行の二者が昆布を輸入するに過ぎず。

一、本邦商によりて天津港に直輸入の行はれざる原因

(イ) 支那海産物の團結鞏固なること

當地に於ける主なる海産商としては隆昌、源豐永、裕豐恒、義承德、義承永の五軒にして其の

下に之と取引を爲す所謂小問屋なるもの十四軒存在す。

前記五軒の所謂大問屋なるものは支那各地竝に本邦に於ては長崎、神戸、横濱、函館、元山、釜山等に支店若くは出張所を設け自ら買付を行ひ毎日電報に依りて其相場を知り、以て有利と認めたる時に於て輸入販賣するものなるが其懸引等に就ては本邦商の到底企て及ばざる點なりとす。

又大問屋、小問屋なる海産物商間の聯絡極めて鞏固にして隱然たる組合を成し若し小問屋の一人にして大問屋以外のもの例へば本邦商と取引を開始せんか爾後大問屋は決して再び之れに取引を行はざる爲め孤立の状態に陥り遂に閉店の止むなきに至るを以て本邦商と所謂小問屋なるものは取引を爲さずと謂ふ之に依りて如何に彼等支那商會の團結鞏固なるかを知ることを得べし故に本邦商にして海産物を輸入販賣せんとするには所謂大問屋なるものと取引を爲すか或は地方に於ける需用者に直接販賣するか二者其一を選ばざるべからざるに後者を選ばんか地方の状況及對手方の信用状態を知悉するを要し之れ到底何等の機關なき現在の支那に於ては不可能事と謂はざるべからざる従つて前者を取るの外なきも大問屋なるものは秘密に會合して一定の相場を協定し其價格以外には決して取引を爲さざる慣習なるを以て徒らに問屋側に鬪弄せられ交渉に日子を費やし延て商品に變化を來し遂に捨賣の止むなきに至り多大の損失を招くと謂ふ之れ天津に於て中支南支の如く本邦商により直輸入の行はれざる唯一の原因なり。



(ロ) 天津地方に於ける海産物の需要少きこと

天津地方即ち北支地方に居住する者は一般に生活程度低く粗食に甘んずる習慣あるを以て、品質の良好なるものよりも價格の低廉なるを欲するの狀態なれば到底高價なる海産物を購入するの餘裕なく僅かに天津、北京等の大都會に於て若干の需要あるに過ぎず加之沿岸に産する魚類は安價に購求することを得且又北支一帯は氣候の關係上海魚よりも脂肪多き肉類を嗜好し而かも其價格極めて安價なるを以て比較的高價なる本邦海産物の需要少き所以なり。

(ハ) 爲替相場の變動多きこと

爲替相場の影響最も大なるは海産貿易なるが之れ其性質上長期に渉る保存困難なる爲め爲替相場の不利益なる時に於ても已むを得ず賣却せざるべからざるに至り危険を伴ふこと極めて大なりとす、之れ本邦商に依りて直輸入の行はれざる原因の一なり。

二、當地方に於て鹽鹹魚の需要せられざる原因

近時新海産物にして鹽鹹魚類の本邦商によりて輸入せられ支那人間に多大なる嗜好を喚起し居るに拘らず獨り北支地方に需用せられざるは前述の如く氣候の關係上脂肪多き肉類を好むこと並に附近沿海の所産少からざることにより多大なる必要なきものと推し得るも彼等の嗜好に適せざるものには決してあらず、先年邦商の手によりて輸入販賣せる時は頗る下級民の嗜好に投じたるは明か

なる事實なるも唯だ其當時支那官憲は用鹽の多量なるを見て鹽の密輸入と看做して小賣商人を所罰したる結果國際問題に迄も波及したる爲め茲に鹽魚の輸入に一頓挫を來し爾來本邦商にして鹽魚輸入に手を染むるものなきに至れり。

### 三、海産商隆昌號視察概要

同店は資産七十餘萬圓を有し支那各地、南洋並に本邦に支店若くは出張所を設け支那に於ける海産商として有數なる者にして其取引金額三百萬圓の多額に上ると云ふ。左に同店取扱に係る海産物に付き各種類別に其の取引狀況を記述せんとす。

(イ) 鰯 (兩は天津兩にして  
弗は支那圓銀なり)

當店扱品は主として本邦對馬産にして其取扱高一箇年四萬斤乃至五萬斤に上り目下相場は百斤二十五兩にして將來益々需要多かるべしと謂ふ。

(ロ) 昆布

昆布は當地方に輸入せらるゝ海産物中第一位を占め數量一箇年七萬擔價額十九萬兩の多きに達し而して同店に於ける取扱數量は其過半を占む。

當地方に輸入せらるゝ昆布は根室産にして黒色平昆布と稱せられ上等品百斤に付き三兩中等品二兩五匁見當にして中流以下に於て廣く愛用せられ又刻昆布は六十斤入一箱四兩位なりと。



(ハ) 海 參

海參は函館、根室、長崎、元山及釜山等より輸入するものなるが就中北海道産は品質極めて優良にして価格は三寸以上のもの百斤百四十兩位なり。

長崎、元山、釜山ものは稍々劣り百斤八十兩乃至九十兩なりと謂ふ而して一箇年同店取扱數量は一萬斤乃至二萬斤に及ぶ。

(ニ) 貝 柱

同店取扱數量は一萬斤乃至二萬斤にして本邦品としては函館物極めて評判よく上等品百斤百二十兩中等品百兩下等品九十兩位なり。

(ホ) 鱈 鰯

横濱及神戸より輸入し同店取扱數量は一萬斤乃至二萬斤にして価格は上等品百斤百二十兩、下等品七十兩見當なり。

(ヘ) 鮑

(A) 乾 鮑

同店取扱數量は二千斤乃至三千斤にして価格は中粒百斤百兩小粒六十兩見當なり。

(B) 鮑 罐 詰

取扱數量二千箱にして上等品一函二十五弗並等十八弗位なり。

(備考) 罐詰類は全部「弗」にて取引す。

(ト) 寒 天

寒天は商標によりて品位を區別し當地に於て聲價ありて廣く販賣せらるゝは白雲印及松鶴印なりとす其價格百斤七十五兩乃至八十兩位にして同店の取扱數量は極めて僅少なりと。

(チ) 鹽 鹹 魚

同店に於ては先年數回鹽鹹魚を取扱ひたるも販路の關係上成績不良に終り多大なる損失を招きたる爲め爾來之れが取扱を爲さずと謂ふ。

(リ) 需要時期及取引慣習

前記各種海産物の需要時期は運輸上最も便利なる白河結氷前と解氷後即ち秋三箇月間と春三箇月間にして最盛期は十一月頃なりと謂ふ。

取引慣習は日支人間に於ては現金取引を原則とし支那人間に於ては年二回勘定なり。

以上は隆昌號店員の談にして天津及其地方に於ける狀況の一斑を推知することを得べきも相場の様子は毎日變動しつゝあるものなれば參考の爲め附記せるに過ぎず而して本年に於ける海産品の相場は一般に例年に比し、二三割高なりと。



## 第四章 青島に於ける海産貿易狀況

### 第一節 一般貿易

青島は開港以來日獨交戰迄約十有七年這間長足の進歩を爲し一九一三年(開戰前)には其貿易額約三十倍の増加を示し支那四十九港中第十九位を占め北支方面に於ては天津、大連に亞ぎて第三位を保ち樞要なる地點となれり、而して日獨戰爭により我が占有に歸して以來稍々退況を呈せしも之れ全く戰爭の影響にして其後着々進展し大正六年には獨逸時代(一九一三年)の隆盛を凌駕するに至れり。

貿易品中の主要なるものを舉ぐれば輸入に於ては綿絲布を大宗とし石油、燐寸、砂糖等にして輸出にありては金屬類第一位を占め油脂、皮革、麥稈眞田、落花生等の順序なり。

### 第二節 海産貿易

山東省沿海は魚族極めて豊富にして價格も亦低廉なる爲め住民は好んで之れを需用しつゝあるを以て唯だ漁獲なき冬季に於て昆布、鹽鱈、鹽鯨等の各種少量づつ輸入せらるゝに過ぎざる現況なれども將來山東鐵道を京漢線迄延長するの計畫ありと謂へば之れが實現の曉は全然面目を更新すべきは論を俟たざるなり。

然るに當地にある邦人貿易業者は青島還附問題に關し杞憂を懷き眼前の小利にのみ汲々として互に

競争を事とし戰後に處するの永遠策を講ずる者なきは甚だ遺憾なり一例を舉ぐれば先年鹽鯨の販路極めて良好にして一商人が多大なる利益を得たりと聞くや翌年に於ては斯業に何等經驗なきもの之を輸入し其數十七軒の多きに達し爲めに品過剩となり市價は暴落し何れも多大の損失を招きたりと謂ふ之れ其の一例に過ぎざるも如何に邦商が眼前の小利益に惑溺しつゝあるかを推知し得べし。

## 第五章 青島に於ける漁業狀況

山東省は往古より漁業盛にして水産物の輸出地として最も著名なり、其漁獲物は大部分近海魚族にして就中鯛、鯖、鱈、鰩、太刀魚等極めて豊富にして其産額一箇年八十二萬兩に達す。

膠州灣の漁業は獨逸時代にありては殆んど放任せられ一に土人の舊慣に委したりしが我が管理に屬してより邦人漁業者の青島を根據地として出漁するもの多く逐年堅實なる發展を爲し漁場も漸次擴張せられ今や東山東高角より南海州沖に至る三百五十餘哩の海域は我水産勢力範圍に收むるを得たり漁期は主として夏季にして冬季は鰩、鯉以外の魚族は水温を追ふて遠く南方沖合に移游し一陽來復の候に至りて産卵求餌の爲め沿岸に密集し來るされば邦人出漁者の大部分は漁期に先ちて渡來し晩秋漁期の終了と共に漁船、漁具の保管を水産組合は又魚市場に託して内地に歸還する者多く所謂出稼を爲すものにして未だ移住定着する者少しと謂ふ。



上述の如く當省は由來著名なる漁業地なるを以て斯業の益々發展すべきことは明かなりと雖も現時の狀態に在りては單に在留邦人へのみ供給することを念とし未だ多數支那人の嗜好狀態を調査し彼等を顧客として販路を求むることを爲さざるを遺憾とす殊に當山東省民は既に魚肉嗜好の慣習を有し多大なる消費力あるを以て宜しく本邦より多數の漁業者を誘致し之れを移住定着せしむるの方策を取り漁獲物の増進を圖ると同時に多數支那人の嗜好に適する製造加工を施し廣く販路を求めて最も有利に漁業經營を爲さしむるを要す。

### 第六章 上海に於ける海産貿易狀況

#### 第一節 一般貿易

今茲に海産物の狀況を論ずるに當り一般狀況を略述し參考に資せんとす。

上海は支那に於ける重要な貿易港たるのみならず實に東洋に於ける一大吞吐港にして吳淞より黃浦江を溯ること十五哩の地點に位す。

其經濟的勢力範圍は極めて廣汎にして中部支那全體即ち長江流域全部にして更に沿海の山東福建兩省の如き其中に屬するものと云ふべし。

如斯上海が支那中央の富源たる長江一帯並に沿岸各地に出入する貨物の咽喉を扼し、一大集散市場

たる所以は水路に於て揚子江の本支流大平原の間を縦横に貫通し船舶出入の便利なると、陸路は滬寧鐵道によりて蘇州鎮江、南京に至るべく南京にて江を渡り津浦鐵路と連絡すれば更に濟南を経て青島、天津に通ず、滬寧鐵道の一枝線は岐れて吳淞に至り又滬杭甬鐵道によりて杭州に達し内地交通の要路に當れると港市の設備及各種商業機關の完備せるとに起因す、されば上海港は實に支那貿易港の中心にして本港貿易の消長は支那貿易の盛衰を表示せるものと云ふべく本港が支那貿易上如何に樞要の地位を占むるやは重ねて絮説を要せざる所なるも參考の爲めに其輸出入の統計を示せば

(單位海關兩)

年次	輸入	輸出	合計
一九一五年	全支 四七七〇六四〇〇五 上海 一九八二一四三八四	四一八九〇七三二五 二〇一四三七七八〇	八九五九七一三二〇 三九九六五二一六四
一九一六年	全支 五三五二六八四二六 上海 二〇七〇三四七四〇	四八一七九七三六六 二二三九三五八一〇	一〇一七〇六五七九二 四二〇、九七〇、五五〇
一九一七年	全支 五七七三八一三三九 上海 二一〇〇八五九九〇	四六二、九三一、六三〇 一九七、三五四、六五九	一、〇四〇、三一二、九六九 四〇七、四四〇、六四九



にして實に支那全貿易額の四割以上に當るの巨額を示し對支貿易の發達に伴ひ益々發展するや疑なき所なり、然れども名實伴なふ世界大戰亂により歐洲各國に於ける製造工業の制限、船腹の不足、運賃及保險料の昂騰、其他幾多の不味材料輻湊し、加ふるに支那國內常に多端を極め、一切の商工業均しく勃興の氣運に趨向し居たるに拘らず對獨宣戰により經濟界一様に影響を受け、南北の紛争相次て起り、其他大洪水等の天災地變ありて奥地市場の困憊甚しく一般企業家の警戒と相俟つて市場爲めに不振に陥り他方銀塊相場は著しく昂騰し従つて爲替相場の騰貴を來し、輸出入共に打撃を被り、現銀の海外流出は近年に見ざるの多額に達せる爲め金融常に異常の逼迫を來し、大正七年末の如きは殆ど商取引なく當然所謂戰爭の餘利に浴すべき地位に在りながら之等の障礙により依然輸入超過の域を脱する能はざりしは誠に遺憾とする所なり。

上述の原因により對支歐米各國貿易に大障礙を與へ殊に輸入貿易に於ては大體に歐洲品は降下の足取を示したり、反之對本邦貿易は異數の好況を維持し其額は上海港貿易額の三分の一を占め戰前に於ては英米に次ぎ第三位たりしが英國を凌駕し第二位となるに至れり

日本對上海貿易表

(單位海關兩)

年次	輸入	輸出	合計
一九一五年	四三八三五五七〇	二五二七〇二九六	六九一〇五八六六

一九一六年	五二九五四九四六	三四二三〇九〇八	八七一八五八五四
一九一七年	七二七二四四〇八	三三、一七、八九七	一〇五八四二、三〇五

日本對上海輸入貿易は、日清戰役以前に於ては甚だ幼稚にして本邦より上海への輸入僅々五六百萬兩に過ぎず其主要なる商品は石炭、海産物及燐寸の三品にして各百萬兩以上の輸入を見たり、然るに日清戰後輸入額激増し明治三十年に於ては千三百萬兩を超へ、更に日露戰爭の年たる明治三十七年には二千八百萬兩に進みたり、其後明治四十年に至りては市場恐慌の爲め輸入著しく減退し千萬兩を下りしも更に其勢力を復活し大正元年には三千二百萬兩に進み爾來堅實なる進歩を持續し、殊に歐洲戰亂の勃發以來交戰國其他より輸入杜絶乃至減退の爲め日本商品の需要頓に増加し大正三年には五千三百萬兩の好成績を示し、大正六年に於ては七千八百萬兩に躍進したり而して輸入品の主なるものは綿布、綿絲、精糖、石炭、木材、紙類、燐寸、海産物、洋傘及各种雜貨品なり。

上海より本邦への輸出貿易は明治二十五年に於て六百萬兩に過ぎざりしが、漸次増加し三十七年に三千萬兩に進みしも日露戰役の結果減じて二千萬兩となり爾來一高一下何等秩序的發達を示さず、歐洲戰役以來日本に於ける各種工業の勃興に従ひ多少の進展を見、大正六年に於ては三千三百萬兩を算せり而して輸出品の主なるものは「アンチモニー」、棉花、苧麻、生絲、繭、茶種、牛皮等とす。

第二節 海産貿易



第一項 概況

上海は前述の如く廣汎なる取引範圍を有する支那第一の貿易港にして英領香港と相對して支那輸入海産物の中心市場たり従つて上海に輸入せらるる海産物は其生産地の豊凶と其勢力範圍たる中央支那(長江一帶)に於ける需要状態の如何によりて一高一低あるを免れざる所なるも其の輸入額は年々奥地の開發せらるるに従つて増加の傾向を有し大正六年に於ては五百萬海關兩内外にして支那各港に輸入せらるる海産物總額千七百四十二萬二千二百五十三海關兩に比し三分の一弱に該當す、而して是等輸入海産物の大部分は殆ど本邦所産のものにして別表に示すが如く其の八割を占め他國産は漸く其二割に過ぎざることを知らば如何に我が輸出海産貿易と本港との關係の深きを知るべし、而して本港に輸入せられたる海産物の三分の二は長江本支流沿岸各地に轉輸せらるるものにして殘三分の一即ち百六十萬海關兩内外は本港並に其附近の各地方に於て消費せらるるものなり。

主要仕出國別統計表 (最近六年間)

(單位海關兩)

年次	日 (朝鮮ヲ含ム)	香港	新嘉坡及南洋	北米合衆國其他	計
一九一二年	二,三三,四〇五	三〇一,三六三	一七三,四四二	一三七,一三九	二,九三三,三四八
一九一三年	二,九〇,五一六	四四七,四三三	三四七,六七七	三三三,〇二九	三,九一八,六四四
一九一四年	四,〇五,三七四	三二九,六四三	二二九,二一八	三七五,七三四	四,九七七,八六九

一九一五年	四,一〇,八〇八	四二五,〇六五	三二五,三四七	三三三,八七九	五,一六九,〇九九
一九一六年	三,七九,一〇四	五七三,八五〇	二九八,九〇三	一一六,〇五三	四,七八五,九一〇
一九一七年	四,〇〇,四七〇	五四二,〇九八	三〇七,六四一	一七〇,一三三	五,〇二二,三四三

次に當港に輸入せらるる海産物の一九一七年に於ける品種別數量、及價格を示せば。

品名	種	數	量	價	格
天乾	草		一五、一八六		九一、一一六
海乾	參(白)		二四一		一一、三七五
同	參(黑)		一〇、四六〇		四二二、六三〇
乾	蛤		四、九五九		一〇〇、六六八
乾	貝		二、〇五〇		三四、八五〇
乾	貝		四一四		六、一六九
鳥	貝		一一、三三八		一一、九〇五
貝	柱		三、六八五		一八四、二五〇
乾	蟹		四七		八七九
鷄	骨		三九、五一三		六六三、八一八
魚	骨		五七		七、九八三
乾	魚		一九、〇八三		一九八、四六三







### 一、舊海産物

本邦より支那に對する海産物の輸出は最も古き歴史を有し遠く徳川幕府の初期(元禄年間)に長崎倭物役所に於て之を取扱ひ在留支那商と取引せるに始まり爾來約三百年間其商權は支那商の手に歸し牢固として抜くべからざる勢力を有しつゝあり而して之等舊海産物は函莊(昆布輸入組合)及海味號と稱する海産物輸入商によりて取扱はれ該商は各産地に支店又は出張員を置きて直接買付けの衝に當らしめ又は海外に於ける商店と取引關係を有し之が委託を受け更に販賣地に於て年來取引關係を有する海味行及各需要地より買付の爲めに出張せる客商(Agent)に賣渡すものなるを以て其間の聯絡最も鞏固にして其商慣習の如き容易に外商の窺知する許さず。

されば本邦より輸入せらるゝ四百萬海關兩に近き舊海産物の商權は支那商の掌中に歸しつゝあるものにして勿論本邦商にして此方面に着目し直輸出を企てたる者無きに非ざるも凡て失敗に終れり、而して從來に於ける失敗の後を考ふるに資金の缺乏、代金の回収難等其他幾多の原因ありと雖も、其主因と見るべきは需要市場に於ける嗜好及商慣習を無視して之に着手したる爲めにして常に支那商の妨害及壓迫を蒙り不幸中止するの已むを得ざるに至りたるものなるべし。

然れども目下の狀況より將來を觀ずれば、是等海産物商の兼業たる肥料、雜穀等の輸出は凡て本邦商の掌中に歸し本邦各港在留支那商との爲替關係は常に片爲替に爲りて從來の如き有利圓滿なる

決済を行ふと漸次困難となり、之に加ふるに支那革命動亂は各種の商業機關の秩序を紊し彼等が唯一の金融機關たる錢莊は其營業方針を縮少確實ならしめ從來の如く自由なる貸出をせざる結果之を利用せる資金運轉上に大打撃を受け、取引亦昔日の活況を呈せず荷爲替の如き無爲替を希望するに至り又一方地方客に對しては延取引を喜ばずして現銀或は一ヶ月位の短期となり、頗る困憊の状態にありて昨年の如きは爲替相場を思惑し破産せる有力なる海産商二軒ありたりと云ふ、此時に當り本邦商中活躍を試みたるは三井洋行にして函莊の一つなる支那商を自己の手中に收め昆布、鰯、貝柱の如き主要海産物の輸入取扱を開始したるは誠に本邦海産貿易發展上喜ぶべき現象と謂はざるべからず。

如斯支那商の勢力衰微の傾向ある好機會に於て宜しく當業者は我水産輸出振興策の第一着手として需要市場狀況、嗜好程度並に取引慣習等を充分に探究し之が貿易の任に當ることを喫要とす。

### 二、新海産物

新海産物とは最近の輸入にかゝる鹽魚類の總稱にして從來輸入せられたる海産物とは其趣を異にする爲め新に附せられたる名稱なり。

上海市場に商品として鹽魚類の多數現はれたるは一九〇七年秋より翌年春に於て約一萬擔の米國練の輸入を以て嚆矢とすべく、其後一九〇九年に於て米商天祥洋行の手によりて加奈陀鹽鱈の輸



入せられたるを始めとすべし、而して本邦産鹽魚の輸入は極めて最近の事にして一九一〇年の冬期露領水産組合の鹽鱈、日本漁業會社の開鱈、長崎の鹽鱈及び樺太の鹽鱈等試賣せられたるに始り、其中鹽鱈は殊に下級民の嗜好に投じ爾後數年ならずして各地の需要を喚起し近海産の鹽魚（主として太刀魚、黄花魚）の出廻はらざる季節竝に之が供給不足なる地方に於ては今や缺くべからざる副菜として珍重せらるゝに至り、一九一四年には實に二十七萬擔餘の輸入額に達し從來上海輸入海産物中の首位にありし昆布を凌駕するに至り最近益々需要を増大し、一九一七年に於ては二十七萬六千擔、價格百萬兩を算せり、而して之が輸入取扱商は舊海産物と異り全輸入額の約一割が支那及外國商によりて取扱はるゝの外全部本邦商の輸入に係り本邦商は市場を左右し居れり。

今鹽魚の輸入せられたる當時の状態を聞くに其需要地は單に上海、寧波、蘇州、杭州の如き附近の地に限られ、米國式開鱈は無頭なるを以て入頭魚と貶され、鹽鱈は其肉赤色なる爲め中毒の恐れあり等と流言隨所に起り販路開拓上多大の困難に遭遇したりと云ふ、然れども當業者は堅忍不拔能く之と戦ひ今や下級民の必需品となり其販路は江蘇、浙江、福建及廣東の沿海は勿論、遠く長江の上流に送荷せらるゝに至り價格の如き需要の増大と共に堅實なる相場を示し其取引方法の如きも舊海産物の夫れに比し著しく改善せられ受渡し以前に内渡金を支拂ふを以て掛倒れの危険等を除去せられ殆んど確實なる商品となるに至れることは誠に喜ぶべき事と謂ふべし。

### 第三項 取扱商

上海に輸入せらるゝ海産物は上述の如く輸入徑路に於て異なるが如く其取扱商に於ても舊海産物と新海産物とによりて自から異なるものなり。

#### 一、舊海産物取扱商

舊海産物を取扱ふものは殆んど全部支那人なるが其の最も多きは寧波人にして福建、廣東人之に次ぐものとす、而して取扱商を大別すれば左の四種に分つを得べし。

- (イ) 輸入商
- (ロ) 仲次商
- (ハ) 小賣商
- (ニ) 地方客

#### (イ) 輸入商

輸入商は其扱品の種別と産地との差異により自ら取引慣習を異にするを以て別箇の組織を爲す必要を生じ海味號と函莊とに分る。

#### (A) 海味號

號とは輸入商の謂にして古來より本邦若くは南洋、香港等に支店又は出張員を置きて各種舊海産物の輸入を爲し之を仲次問屋に轉賣し直接小賣又は地方客と取引せず從來は肥料、雜穀等



を兼業したるも本邦商によりて其商權を奪はるゝに至り近時衰微の傾向を有しつゝあり。

今東洋産及南洋産を取扱ふ主なる商店を擧ぐれば

東洋産取扱店（法租界）

鼎記、豐記、豫祥、捷裕、徳大

南洋産取扱店（法租界）

徳發、源來

にして是等海味號に屬するものは何等組合を組織せず。

(B) 函 莊

函莊とは號の一種にして主として本邦函館品を輸入する組合なるを以て此の名稱の生じたる所以なり。

此組合の沿革を尋ねるに函館より上海に輸入せらるゝ海産物中主なるものは昆布類にして其年額三十萬擔内外なれば他の海産物と異なる特別の取扱を要す、然るに從來函館、上海間の運輸極めて不便にして到底容積、重量共に大にして價格低廉且市價の變動甚しく、其出廻期は長江減水の時期に近づき一時に多數の荷引を必要とする昆布の如きにありては運賃高價にして積荷量に制限あり加ふるに上海に於ける無料倉敷期間の短時日なる定期船による時は原價高きに失し

且短期間の輸送不可能にして之が爲めに商機を逸する虞あるを以て之が荷引の必要を生じ此の缺點を除かん爲めに當地の昆布輸入業者たる支那商は茲に一の組合を組織したる所以にして之を函莊と稱して函館に支店又は取引店を置き其需要狀況に應じて仕入を爲し、一時の輸入を必要とする時は各組員協議の結果共同備船して之を荷引し、運賃倉敷料の節減、着港期日確定等の便を計り居り、極めて鞏固なる組合にして到底他商の遠く及ばざる所なり。

而して昆布と共に北海道産たる函館二番鰯、鹽鱈、乾鱈等も彼等の取扱に係るものなり。

是等組合は三十年前組織せられたるが前述の如く函莊は漸次衰微し、現在に於ては裕源成、震康、新和及盈記の四店となるに至れり。

此の組合は各自の利害關係の必要上組織されたるを以て其規約も亦輸入方法竝に賣方に重きを置き組合商は舊正月に於て總會を開き其年度の幹事を互選し、組合共同事業たる備入船に付き船會社との交渉、販賣方法等を協議し現在に於ては裕源成之が幹事たり。

事務所は上海西門外南洋橋に在つて主要なる事項に付き商議す。

(口) 仲 次 商

仲次商は海味行及洋貨行と稱する二に分れ各々其取扱品種を異にす。

是等仲次商は號より購ふて市中の小賣店、酒樓若くは地方客に販賣するものにして其店舗の數



三十有餘軒ありと云ふ。

而して海味行は法祖界、新開河及洋行街にあり主として海參、貝柱、鮑、鱈、椎茸等を取扱ひ居れり。

洋貨行は法租界、洋行街及永安街にありて昆布、鰯、寒天、貝柱、乾蝦等を取扱ひ居れり。

(ハ) 小賣商

小賣商は海味店と稱し市中至る所にありて之を數ふる能はず各々店頭には皆之れを吊掛け、大抵他の商品と共に販賣し居れり。如斯多數の小賣店の存在するより推すれば如何に海産物の需要多きかを知り得べし。

(ニ) 地方客

地方客とは各需要地に於ける海産商が數軒聯合するか又は單獨に出張員を當地に派遣して海味行より仕入れ荷送することを掌るものにして遠くは四川、漢口等より來り、上海より各地に移出する海産物は殆んど大部是等客商の手によりて取扱はるゝものとす、而して是等客商中には數年當地に滞在し、一種の仲次を爲し地方筋の買付委託を受くるものあり、之を野鷄客人と謂ひ信用薄弱なり。

二、新海産物取扱商

前述の如く新海産物を輸入する商店は主として本邦商にして大抵他業と兼營し居れり、唯少數の外國商と函莊中に輸入するものあり而して是等各商によりて輸入せられたる鹽魚は全部當地に於ける仲次問屋たる鹽魚行に販賣せられ鹽魚行は更に市中に於ける小賣商又は地方客に販賣し各地方に消費せらるゝものとす、故に之を左の如く區別し得べし。

(イ) 輸入商

(ロ) 鹽魚行(仲次商)

(ハ) 小賣商

(ニ) 地方客

(イ) 輸入商

主なる輸入商は本邦商にして少數の外國商、支那商あり、其名稱及取扱品種を擧ぐれば

本邦商

三井洋行。同店は主として鹽鱈、米國鯨を取扱ひ、近次昆布、鰯、貝柱等の舊海産物をも取扱ひ居れり。

大倉洋行。同店に於ては鹽鱈、開鱈、米國鹽鯨等の鹽魚を取扱ひ居れり。

其他鈴木洋行、阿部洋行、明治貿易、久原商事の諸會社に於て僅少の鹽魚を取扱ひ居れり。



日支合同

四〇

昨年來日支合辦の會社、日華貿易、北洋貿易、恒發等設立せられ主として函館産の海産物を取扱ひ居れり。

外國商

二三の外國商あり、米國鹽鯨を取扱ふ。

支那商

源記成、裕源成、惠昌

等ありて鹽鯨を輸入し居れり而して之等鹽鯨の取扱者間には何等聯絡なく凡て他業と兼ね居れり。

(ロ) 鹽魚行(仲次問屋)

仲次問屋たる鹽魚行は小東門外及十六舖に分れて存在し、其數三十餘軒にして前者は沿海産鮮魚を兼營し後者は鹽豚の如き鹽藏品を併營し、あり、従つて自ら取引關係を異にし前者は魚類の産地たる寧波及福建各港と關係深く後者は當市及蘇州、杭州等の地方に顧客を有し居れり而して從來是等兩者間には何等聯絡なく互に反目を爲しつゝありしが近時外國産鹽魚の需要増大すると共に、地方客の仲次業者を経ずして直接輸入商と取引を始むるに至り、彼等に一大覺醒を與へたる

結果、の組合を組織し規約を設け地方客と輸入商の直接取引を極力防止することに努め居れり。

(ハ) 小賣商

小賣商は市中至る所に存在し皆店頭陳列し鹽鯨開鱈の如きは之が切賣を爲す。

(ニ) 客商

客商は舊海産物の場合に於けると同じく各需要地より出張し來りて之が仕入を爲すものとす。

第四項 取引方法

取引方法は舊海産物と、新海産物とによりて之を異にす即ち取扱者の如何によつて商慣習を異にするものなり。

一、舊海産物取引方法

(イ) 海味號取引方法

海味號によりて本邦より輸入せらるゝ海産物は本邦各港に在留する支那人の委託荷多く買付荷は極めて僅少とす従つて普通入掛程度の爲替を附し輸送するを常とするも取引店の信用程度に依りては爲替を附せず參着十日拂乃至三十日拂位にして輸出するものあり、或は賣場仕切ありて一様に論ずることを得ざるも普通七、八掛の爲替を附し、殘銀は入銀の上精算送銀するを普通とす、而しては貨物は通關等の輸入手續をなし自己の倉庫に搬入して之を保管し毎週土曜、水曜の二日



開閉市賣却を爲す、開閉するに當りては海味行に品名、開閉時刻等を豫報し其當日には各種一、二箱を店内に開包して買手の鑑別するに便ならしめ、買手の集まりたる時各自指値を爲し全部終了したる時に其最高値を示し其希望數に應じて全部若くは一部を賣却す、而して賣約せる商品は買付を爲したる海味行の必要に應じて數回に之を引渡すものにして之が引取期間は一定せず、故に買付當時より價格低落したる時或は思惑買を爲して適當の客見當らざる時は數箇月も引取らざること往々あり。

如斯場合に於ては缺斤、品種の變化を口實として買手は値引を請求し或は破約することを得ずと云ふ若し萬一引取らざる時は直に輸入商の信用を失ひ取引を拒絶せらるゝを以て引取らざるものなしと謂ふ。

是等貨物の受授には支那商間にては十六兩を一斤とする天秤に比し一割小なる會館秤を用ふれども日本直輸入商と支那商間に於ては封度秤を使用す（一封度は一二〇匁強なるを以て之に七五を乗ずれば擔に換算し得）

代金支拂に關しては一定せざるも普通荷物の引渡濟となりたるものは直に十日拂の約束手形を振出すを原則とす、然れども多くは三十日以後にあらざれば現金を受納すること能はざるものにして此の兩者間には常に貸借繰越あるを常とす、而して一箇年を三期即端午節（舊五月五日）中秋

節（舊八月十五日）過年（十二月末日）に分ち其間の勘定を精算する慣例にして殊に年末決算に重きを爲しつゝあり。

而して是等輸入商より委託者に對する仕切は前記の方法により入金後始めて其委託荷主に仕切書を送附するものにして此場合に於ける諸掛左の如し。

- 一、委託手数料 賣價三分
- 一、倉敷料 (十日以内不要) 一箇月貨物一個に付三匁
- 一、保険料 千分の二乃至千分の三
- 一、通關手数料 船荷證書一枚毎に一匁五十仙
- 一、検査諸掛 約五十仙
- 一、輸入税 品種により異にす

(ロ) 函莊取引方法

函莊の取引方法に關しては殆んど前者と同一にして唯異なるは殆んど全部が買付荷なることにあり、而して買付荷の定期船にて來る場合は開閉市の方法等海味號の取引方法と同一なるも、備船にて入荷の場合は其開閉市の順序を組合員協議の上決定す、荷物は多く船會社の倉庫にあるを以て開閉市の當日には見本を取寄せ、又買手には自由に倉庫へ入るを許して其品質の判別を爲さしむ、



而して荷渡の際用ふる衡器は全部封度秤なり、荷渡期間は最長期を六箇月として普通二箇月間内に荷渡せしめ居れり、買手の代金支拂は一定せざれども荷出せし日より一箇月以内に支拂ふものにして、其期間内に支拂はざれば其間の利息を請求す、要するに海味號の場合に比し回收迅速なりと云ふ。

#### (ハ) 海味行取引方法

海味行は輸入商より自己の思惑にて仕入れ小賣商又は地方客に賣渡すものにして此場合に於ける取引方法は號取引方法と大差なし、又時としては客の注文により買付を爲し號と客との仲介を爲し、一定の口錢を得ることを目的とする場合あれども前者の方利益多きを以て普通一般には自己の思惑買を爲して客又は小賣商に賣渡し居れり、受渡には號の場合と同じく會館秤を用ひ代金受授は、現銀又は延取引ありて一定せず、昆布の如きは金額多大に上るを以て現銀制度を勵行し居れり。

### 二、新海産物取引方法

#### (イ) 輸入商と産地商との關係

當地輸入商は産地に支店又は關係店を有し其委託を受くる場合に買付を爲す場合とありて多くは全爲替付にして其期間は各店によりて一定せず一箇月又は二箇月なり而して缺斤は買付の場合

は買手持にして委託の場合は當地倉渡斤數に従ひ荷主持なり、鹽魚類は舊海産物と異り極めて缺斤多く季節によりて各種類一定せざるも開鱈は三、四分、鹽鱈は七、八分、鹽鯨は最多く一割より一割五分位ありと云ふ。

#### (ロ) 輸入商と鹽魚行との關係

輸入商と鹽魚行との取引は、鹽魚行の注文に應じ輸入商が産地より買付を爲す場合即ち兩者間の契約による場合と輸入品の思惑にて買付を爲し又は産地商より委託の場合即ち鹽魚行と契約なき場合とありて前者は着荷後十日間（倉敷無料期間）に引取らしめ、若し引取らざる時は以後の倉敷料は魚行持とし、後者は其着荷に先ち鹽魚行と價格を定め之を賣渡す場合と現品着荷の上取引をなす場合とありて季節により一定せず。

而して這間の取引は上海兩にて百斤建とし爲替相場の危険は契約による際は買手持にして契約品以外は凡て缺斤及爲替相場の危険を賣手に於て負擔せざるべからず。

荷渡は普通船會社倉庫に保管せらるゝを以て倉庫渡なるが荷受渡の場合は常に苦情多く風袋は普通賣手買手各々利益ある一個を取り二個の平均量を以て之を定めたる後引去り正味量に付き封度秤にて看貫し荷渡をなすと云ふ又代金支拂は普通荷渡後直に計算書を送り之を魚行に示し十日拂の手形を受取るを一般慣例とし其回收は極めて迅速にして舊海産物の如く遅延することなし。



## (ハ) 鹽魚行と地方客及小賣商との關係

各需要地より出張し來れる客にして一時に買付を爲す場合は鹽魚行に宿泊し其手を経て買付を爲すものにして此場合鹽魚行は輸入商に對して支拂の責任を有し唯一、二夕の口錢を收むるのみ、而して代金は一部内金とし歸郷の際決済を爲すか又は一、二ヶ月の延期定を爲す場合もあり、而して客が少數の仕入を爲す場合は弗相場にて建て現銀にて取引す、市内の小賣商に賣渡す場合も同一なり。

## 第五項 消費狀況

上海に輸入せらるゝ海産物は前述の如く總輸入額の三分の二は長江本支流沿岸各地に再輸出せられ残る三分の一が上海及其附近に消費せらるゝものにして其品種によりて各需要地を異にするものと云ふべし。

今主なる商品に付き其消費狀況を示さんとす。

## 一、昆 布

上海へ輸入せらるゝ昆布は産地の豊凶により多少の差違あれども年々増加の傾向を有し大正六年度に於ては年額約九十萬兩の輸入を見大部分は本邦北海道産にして函莊と稱する支那輸入商によりて取扱はるゝ、此外少數の刻昆布横濱、神戸より輸入せらるゝのみ、而して其約九割は四川、河南、湖

南、湖北及江西等の各地方農民の副食物として蔬菜の代用を爲し、且適當の鹽味を有し貯藏耐久なるを以て食鹽高價の地方又は冬期野菜に乏しき場所に於て需要せられ都會の需用稀なり。

之等の地方に於て多くの需用ある所以は、支那奥地に於て不良なる薪炭を用ふる結果住民の多數は煙毒に冒され易く、若し昆布を常食とすれば之を防止するを得との信念を有するによる。

要するに昆布は下級民の必需品となるに至り將來交通機關の發達に伴ひ益々其需要を増すこと明なり。

## 二、海 參

海參は鹽魚、昆布、鰻に次ぐ重要輸入品にして年額約五十萬兩内外なり。

本品は大別して黒海參及白海參として更に有刺、無刺とに區別す、白海參は南洋品にして黒海參は本邦及朝鮮産なり、主要なる需要地を直隸、浙江、江蘇及長江一帶に於ける都會地とす。

## 三、鰻

鰻の輸入額は六十萬兩内外にして全部本邦の輸出に係り函館二番もの多く對州二番之に次ぎ本品の大部分は長江筋に再移出せられ福州、浙江等にも多少の需要あり。

## 四、鱈 鱈

其輸入額は年四十萬兩内外にして南洋及本邦産とす、南洋品は白魚翅にして本邦品は黒魚翅、白



魚翅混合せり、本品は支那人の最も珍重する所にして高貴なる料理には必ず之を使用し其需要地は大都會地にして輸入額の約六割は當市に於て消費せられ殘四割は漢口其他の都會に再移出せらる。

## 五、貝 柱

年額約十八萬兩の輸入あり全部本邦品にして神戸及函館品を主とす。

輸入の大半は當市に於て需要せられ其他は長江一帶に於ける都會及福建地方に移出せられ主として酒樓の需要多く家庭用として消費せらるゝもの少し。

## 六、乾 蝦

上海輸入額は約二十萬兩を算し大部分は本邦品にして主に神戸、長崎より仕向けらる、本品は概ね當地に於て消費せられ幾部は蘇州、杭州等に仕向けらる。

## 七、寒 天

上海への輸入額は約三十萬兩にして全部本邦品なり、就中大阪製の細寒天大部分を占め、小數の大阪經由朝鮮品ありて是等は殆ど全部湖北、四川及江蘇、浙江の諸省に消費せらる。

## 八、鹽 鱈

本品の輸入額は昆布を凌駕し約三十萬擔其額百萬兩を算するに至れり、昆布と同じく下級民に嗜好せられ都鄙市場に見ざるなく都會労働者又は地方農民の副菜として非常に歡迎せられ就中養蠶地

に於て其傾向あり、支那人は概して脂肪分多きものを好み、凡ての料理は油熬するも此の季節には油煙の養蠶に害あるを以て成るべく油類を使用することを避け鹽鱈の如き鹽魚類を需用す、従つて其販路は江蘇、浙江及安徽の三省に多しと云ふ。

## 九、鹽 鯪

上海へ輸入せらるゝ鹽鯪は米國産にして在米本邦漁業者の製造に係り本邦商及外商の手を経て輸入せらるゝものにして戦前に於ては七、八萬擔の輸入を見たりしが近次輸入額は減少し一萬擔内外なりと云ふ、之れ一方に於て鹽鯪の需要増大せる爲めなるべし、其販路は主として江蘇、浙江地方なり。

## 十、鹽 鱈

鹽鱈は米國式開鱈と頭付鹽鱈の三種にして其輸入額は大正五年迄は年額一萬擔の輸入ありて當市附近に相當の需要ありしが戦争の結果米國方面に需要増加したる爲め六年に於ては全く輸入せられず七年に至りて約四千「噸」(一噸百六十斤入)の輸入を見たり。

從來在留本邦商が苦辛の結果販路を開拓したるものなるに米國方面に於ける需要増加の爲とは云へ本邦に於ける當業者が之が荷送を中止したるが如きは策の得たるものに非ず、戦後米國方面に於ける需要減少の際再び當方面に販路を得んとするに當りては尠からざる努力を要すべし。



十一、其他の鹽魚

本邦鹽鯿、鹽鱈等從來輸入せられたることあるも現今に於ては全々輸入を見ず。本邦鹽鯿は米國鹽鯿に比し鹽質並に品種極めて劣等にして且其漁獲時期を異にする關係上當地に於ける需要期に輸入なく賣行不良なりと云ふ。

鹽鯖は、大正七年或商店が朝鮮産を輸入、試賣したるに支那土産油同魚に類似するを以て嗜好に適し其結果極めて良好にして將來相當の需要あるべし。

第六項 需要期

一般商品の取引は其生産及需要時期により繁閑あるは當然の事にして殊に海産物の如く種類多く生産需要の季節一定せざるものには商取引の繁閑亦知るべからず、加ふるに需要地方に於ける銀塊の高低、内亂の有無、農作物の豊凶等に由り年々其趣を異にするものあれば、之を一様に論ずる能はざるも概して當地に輸入せらるゝ海産物の八割は長江本支流一帯に消費せらるゝものなれば之が需要季節も地方農産物の收穫期並に船便に依ること大なるを以て河水の増減期に左右せられ又支那人は中秋、端午、過年等の季節には必ず業を休み一家集まりて酒食する風習あれば此の季節以前には需要最も多し、従て例年農産物の出廻時期たる舊七月以後より八月十五日の中秋前後に於て漸く盛況を呈し秋冬の候に及んで或は第二回の收穫期あるを以て常に相當の需要を喚起し、舊十二月中旬を以て最盛期

は終りとす、舊正月は恒例に依り初旬（普通四日とす）を以て御祝儀と稱し一般に業を休み習慣なれば五日に初取引を行ふ外見るべき取引なきを普通とす、舊二月は最も閑散なる時期にして舊三月節句たる清明節前に當る取引漸く増加し、舊四月は新物の出廻り未だ多からず、團品多きを常とし市場沈静を極め舊五月に入りて團時期より新物時期に移り舊六月に至れば新物の出廻期となり市場に活氣を呈すと雖も其中旬に及べば梅雨期となり品質變化の憂ありて貯藏に適せざるを以て纔かに需要に従ひて荷引し以後七月初旬頃に至る迄最も閑散なる時期とす。今重要輸入海産物の出廻時期を示せば左の如し。

鯿	八、九、一〇、十一月
昆布	九、一〇、十一月
寒天	一、二、五、六月
鱈	六、七月
貝柱	七、八、九、一〇月
海參	七、八、九、一〇月
乾鮑	一、三、一二月
鹽鱈	九、一〇、一一、四、五月



米國鹽鯨

一、二、三月

鹽魚出廻期及需要に付ては支那沿海産の鹽魚と最も深き關係を有し十二月に於ては太刀魚と稱する支那土産魚の主要を占むるもの出廻り鹽鯨の需要は大に減退し又四月半ばより約三週間は支那土産の大、小、黃魚の漁業期にして其盛漁期に當りては支那唯一の漁業地たる寧波沖（舟山列島）附近より來るもの頗る多く相場の如きも低落し盛に需要せらるゝを以て輸入鹽魚は全く杜絶するに至る。

第七項市價

海産物の市價なるものは産地の豊凶、需要地に於ける農作物の豊凶、爲替相場、取扱商の思惑其他種々なる原因によりて時々刻々變動し確固たるものに非ざる事は勿論なるも視察當時に於ける相場を參考の爲め掲げんとす。

一、本邦産

（大正七年十一月二十九日市場相場）

（イ）昆布

根室産	上	百斤	三兩四匁
	中	百斤	三兩三匁
	下	百斤	二兩六匁

（ロ）刻昆布

函館産	百斤	五兩五匁（箱入）
根室産	百斤	四兩五匁（袋入）

（ハ）鰯

函館産	百斤	三十二兩
長崎二番	百斤	三十兩

（ニ）貝柱

小粒	百斤	百二十五兩
中粒	百斤	百二十兩

大粒

四ッ割

大粒	百斤	百五兩
四ッ割	百斤	百兩

（ホ）海參

根室産	百斤	百六十兩
二十五粒	百斤	百四十五兩

函館産

三十五粒

百四十五兩



(ヌ) 淡菜	(リ) 寒天	(チ) 刻鰯	釜山産	釜山産	釜山産	釜山産	釜山産	釜山産	釜山産
上	上	小	小	中	大	釜山産	釜山産	釜山産	釜山産
百斤	百斤	百斤	百斤	百斤	百斤	百斤	百斤	百斤	百斤
三十八兩	八十五兩	三十兩	五十兩	八十兩	百二十兩	七十兩	百二十兩	百六十兩	百六十兩

(ト) 乾鮑	(ハ) 乾蝦	(ニ) 釜山産	(ヒ) 釜山産	(ヘ) 釜山産	(ホ) 釜山産	(ト) 釜山産	(チ) 釜山産	(リ) 釜山産	(ヌ) 釜山産
長崎産	神戸産	釜山産	釜山産	釜山産	釜山産	釜山産	釜山産	釜山産	釜山産
百斤	百斤	百斤	百斤	百斤	百斤	百斤	百斤	百斤	百斤
三十五兩	九十兩	三十八兩	四十二兩	四十五兩	四十五兩	四十五兩	四十五兩	四十五兩	四十五兩



中	百斤	三十三兩
下	百斤	二十八兩
(ル) 鮑 (罐詰)		
六十匁	(一箱四十八罐入)	二十八弗
五十匁		十九弗
四十匁		十七弗
三十匁		十六弗
(ヲ) 鱈 鱈		
函館産大	上 百斤	百二十兩
	並	九十二兩
小	上 百斤	四十八兩
	並	二十八兩
釜山産大	上 百斤	九十二兩
	並	七十五兩

(ワ) 魚 肚 百斤 六十五兩

(カ) 鹽 鱈 百斤 六兩三匁

(ヨ) 開 鱈 百斤 九兩四匁

(備考) 本邦産としては一般に北海道産喜ばれ、長崎産魚類は全く歓迎せられず、常に他産に比し相場は下位にあり、當地商に其理由を聞けば長崎産は他産に比し常に缺斤多く乾燥不充分にして信用して取引を爲すことを得ずと、従つて市場に於ても長崎産と聞く時は常に劣等品なりとの評を受けつゝありて誠に遺憾に堪へず宜しく長崎に於ける當業者の一考を煩はさるべからず。

二、支那土産



(イ) 太刀魚(鹽)

百斤 九弗乃至十弗

(ロ) 黄魚

百斤 約九弗

三、南洋産

(イ) 海參

上 百斤 百二十兩

中 七十兩

下 四十兩

(ロ) 乾蝦

上 百斤 五十兩

中 三十五兩

(ハ) 魚肚

上 百斤 二百兩

中 九十兩

(三) 鱈 鱈

鱈鱈は種類多く従つて相場も異り百斤三、四十兩より百七、八十兩位迄ありと云ふ。

(備考) 南洋産乾蝦は日本品に比し保存上の點に於て優り、遠隔の地に運搬することを得るも其形態及味の點に於ては日本品は南洋品より遙に優秀なりと。

第七章 上海土産海産物事情

支那沿海産物にして鹽魚又は鮮魚にて上海市場へ移入さる額は極めて莫大にして大部分は漁場より民船にて舊關を通じて来るを以て殆ど正確なる數字を知ること能はざるも一ヶ年一千五百萬弗以上たるは疑を入れざる所なり。

其漁場は寧波を根據とする舟山列島附近にして同列島と福建、三都澳間の沿海なりとす、而して寧波温州及三都澳の三港は實に此等漁場に出漁する漁船の根據地にして其漁獲物は直に漁場にて或は寧波及三都澳港に來りて鹽魚又は乾魚、鮮魚として上海及福州の二大市場に搬出し當地に於ける鹽魚行に於て取扱はれ、長江一帶の都鄙に移出せらる、元來寧波沖は島嶼頗る多く魚族の繁殖に適し、就中黄魚、太刀魚の産最も多く鯖、鯛、鰻の如きも亦饒産す、黄魚、太刀魚の鹽物は我が鹽鱈の競争品にして之が出廻時期に於ては價格も亦廉にして支那人の嗜好に適し市場を獨占する状態にあり。



漁具、漁法に至りては極めて幼稚にして支那古來の傳法を踏襲し新式の漁法を用ゆるに至らず唯一つの福海澳輪船公司と稱するものありて「トロール」船一隻を有して漁業に従事し居れり。

今寧波を視察するに當り吾人の注意を喚起したるものは漁業銀行の存在することにより該銀行は本店を鎮海に有し支店を寧波、石浦、臺州等の漁地に置き十萬弗の株式組織にて拂込は其半額なりと云ふ。

其設立の趣旨は其名の如く漁業者に資本を貸付するにあるも、事實に於ては普通銀行と何等異なる所なく、主として爲替業務を取扱ひ居れり、勿論漁業銀行の名あるも其内容は何等一般銀行と選ぶなく茲に論ずる必要なも本邦の如き有數なる水産國に於て一の漁業銀行と稱する獨立せる金融機關なく、漁業者は常に資本に窮し、爲めに高利貸の乘ずる所となり困憊を極め將來寒心に堪へざるものある今日、漸く目覺めたる識者間に之が救濟策として漁業銀行の唱導せられつゝあるは當局竝に當業者の大に顧慮せざるべからざる所なり。

要するに當沿岸は有數の漁場たるに拘らず前述の如く漁具、漁法等凡て不完全にして徒に舊慣を墨守して顧ず無盡の寶庫を開拓するに至らずして一方之が需要は無限なり故に此の天惠を利用し一大漁業を企畫するに於ては其有望なることを俟たず。

是が啓發策としては多々あらんも日支合辦組織の一大漁業會社を起し「トロール」漁業を爲すに若

かず、漁業地寧波なる有數の間屋に就て其意向を聞くに、之が施設に就ては大に賛意を表しつゝある所にして、先づ株主として本邦並に上海、寧波其他漁業地の有數なる間屋を網羅し、之に従事する漁夫としては大部分本邦人を送致し、之に適當なる支那漁夫を使用するに於ては自他共に多大なる利益あること明かなり。

本邦の如き水産國としては輸出振興の途を圖るは最も必要なるも翻つて考ふるに啓發され得る大部分は既に開發せられ之が漁族は無盡と云ふを得ざるべし、故に如斯未開發の漁場に大資本を投じ之が啓發に従事することは最も喫要事と云ふべし。

## 第八章 長江一帶に於ける海産貿易狀況

### 第一節 一般貿易

長江一帶に於ける海産貿易狀況を論ずるに當り其一般貿易狀況を略述し以て參考に資せんとす。

#### 第一項 漢口狀況

漢口は上海を溯江する六百有餘哩、支那中原の樞軸に位し支那四十九港中上海に次ぐ重要貿易港にして古來九省の會と稱せられ外人之を東洋の「シカゴ」と云ふ、江河、大小水路の便四通八達せるを以て湖北、湖南、河南、甘肅、陝西、四川、雲南、貴州及江西の九省の物質は易々として漢口に蝟集



し、之に加ふるに京漢鐵道開通以來河南省との貿易關係は益々密接となり、其貿易額は他の長江沿岸各港に冠絶し、大正六年に於ては一億七千七百三十三萬六千七百七十七兩を算す。今最近五ヶ年間外國貿易消長を表示せば左の如し。

(單位海關兩)

年 度	輸 入	輸 出	合 計
大 正 元 年	五二、三二七、七四二	八二、七〇四、四三七	一三五、〇三二、一七九
同 二 年	七一、三六二、三三二	八二、六六七、五六七	一五四、〇二九、九三九
同 三 年	六四、七二六、六〇七	七六、六〇二、〇六五	一四一、三二八、六七二
同 四 年	五八、四九一、〇三六	一〇、一九六、三六八	一六〇、四五四、七七二
同 五 年	六八、七一〇、六九五	一〇、六一〇、八九二	一七四、八一九、四八七
同 六 年	六九、一〇六、七七七	一〇、一六三、二九〇	一七〇、七三〇、〇六七

右の如く當港貿易は異常の進展を爲し開港以來其増進率實に二十割以上に及び支那他港の四割乃至五割の遅々たる増進率に比し殆ど同日の論にあらず、而して六年に於ける當港貿易は前年に比し減少したる理由は全く時局の影響によるものにして船腹不足、運賃及保險料昂騰、生産費の高騰、銀塊相場場の暴騰等主なるものにて就中本港の如き輸出を生命とする所において銀塊相場異常の騰貴が延て爲替相場場の昂騰を來し輸出貿易に甚大の影響を與へたるものと云ふべし。

小官視察當時は(大正七年十二月)平和到來後間もなき折柄として貿易業一般に確實なる前途の氣配豫測し難き爲め手控するもの多く、殊に金融依然として異常の逼迫を告げ居りし爲め各方面共更に目星しき新規取引なく、市場極めて閑散を極めたり、殊に輸出品の宗たる綿市況に於ては印度綿の暴落、三品の漸落、米綿の崩落等當地輸出爲替強硬と相俟つて相場日に増し下落し本邦貿易商中にも之が取引を破約するものを生じ大恐慌を起し之が市場動搖を爲し居たり。

本港輸出貿易の主要なるものは前記棉花を第一とし獸皮、桐油、紅茶等之に次ぐものとす、輸入貿易としては綿布、綿絲を尤なるものとして粉茶、砂糖、銅、石油等を其主なるものとす。

本港貿易の將來を按ずるに、由來本港は地理的關係上上海港の商勢圏内にありて全然獨立的地位を占むる能はず、輸出入品共上海港を経由するもの多く、對外直接貿易に至りては僅かに四千九百五十七萬六千七百十三兩を計上するに過ぎず、然れども之を前年に比するときは約百二十萬兩の増加にして之れ當港が一般商業機關及交通機關の改善に伴れて逐年上海港の覇權を脱し直接貿易に據らんとするの實勢を示しつゝ、ある證にして増々進展すべきものあること明かにして他日若し粵漢鐵道全通し香港及廣東との直接貿易開かるゝに至らば其發達顯著なるべきものあること言を俟たず。

左に最近漢口全貿易額對照表を參考の爲め示さんとす。(三ヶ年間)

輸 入

(單位海關兩)



外國品		大正四年	大正五年	大正六年
外國及香港ヨリ		二七九二一七二〇	三五九三四四一一	三六七五五二七八
支那諸港ヨリ		二五、七四七、五九二	二三、三二四、五九八	二〇、四三八、〇二六
外國品輸入計		五三、六六九、三一一	五九、二五九、〇〇九	五七、一九三、三〇四
外國及香港へ		一一、三一五	七、〇九二	五、三六五九
支那諸港へ再輸出 (並ニ長沙、宜昌、沙市)		一〇、三五一、四六九	一〇、〇九二、五四四	九、八二九、〇八五
外國品再輸出計		一〇、三六二、七八四	一〇、〇九九、六三六	九、八八二、七四四
外國品純輸入計		四三、三〇六、五二八	四九、一五九、三七三	四七、三一〇、五六〇
支那品				
支那諸(宜昌、九江、上海) 港ヨリ(汕頭ヲ主トス)		三〇、五四四、九九六	三六、二〇〇、五〇五	四〇、〇四〇、九五六
外國へ再輸出		二、九四九、〇七二	二、四二九、八八〇	二、三七七、五九九
支那諸港へ再輸出		一一、九六一、四一六	一四、二一九、三〇三	一五、八六七、一四〇
支那品再輸出計		一四、九一〇、四八八	一六、六四九、一八三	一八、二四四、七三九
支那品純輸入計		一五、六三四、五〇八	一九、五五一、三二三	二一、七九六、二一七
輸出				

通計		大正四年	大正五年	大正六年
支那品外國輸出		一、三三四、三七七	九、九九八、九一〇	一〇、三九〇、一七七
同支那諸港輸出		八八、六一九、八八九	九六、一〇九、八八二	九一、二三三、一一三
支那品輸出計		一〇一、九六三、六八六	一〇六、一〇八、七九二	一〇一、六二三、二九〇
漢口貿易總額		一八六、一七七、九九四	二〇一、五六八、三〇六	一九八、八五七、五五〇
漢口貿易純額		一六〇、九〇四、七二二	一七四、八一九、四八七	一七〇、七三〇、〇六七

第二項 其他各港に於ける狀況

長江沿岸に於ける貿易港として鎮江、南京、蕪湖、九江、沙市、宜昌、長沙等存在するも輸出入貿易共上海或は漢口市場を經由し其勢力圏内にありて外國との直接貿易は極めて少しとす。余は鎮江、南京、蕪湖、九江等を視察したるに過ぎざれば其他諸港に就ては之を論ずることを得ざるも統計の示す所に據れば現在に於ては殆ど論ずるの價值なしと云ふべし。

鎮江の如き其位置大運河と長江との交流點に在るを以て往時は江蘇北部及山東南部に於ける唯一の雜穀集散地として有名なりしが近年漸く衰頽に赴き殆ど昔日の面影を留めず、之れ主として運河淤塞し航行頗る困難なると運河一帯の通航税煩苛なるに由るべく又一方陸上に於ける交通機關完備の爲め沿線の物資は凡て鐵路により他港に出て、唯鎮江を通過するに至りたるに起因す。



又南京に至りては歴史上の舊都として存在するに過ぎずして商工業の地に非ざれば茲に論ずる要なからん。唯將來見るべきものあるは九江、蕪湖の二港なるべし。九江は揚子江を溯ること五百二十七哩の地點に在り江西省唯一の貿易港にして同省水運の中心點なれば省内に饒多なる農産物は民船或は小蒸汽によりて九江に至り、此所より長江通ひの汽船により各地に輸出せられ、輸入外國品及他省産物は盡く九江にて荷卸の上民船に積代へられて内地に配布せらる、又一方に於て日本唯一の借款より成る南灣鐵路の便ありて上海、漢口間に於ける有數なる貿易港たるを失はず、南灣鐵道は現在に於ては江西省首府南昌、九江間僅々八十哩にして而かも運賃高價なる爲め減水期に於てのみ貨物の運輸を見るに過ぎざるが故に今俄かに九江の繁華を見るに至らざるも將來に於て福建省へ延長さる、計劃ありと謂へば長江の物資は之によりて我臺灣に出づ可く此工事成の曉には本邦貿易上重要な地點となること明なり。

今當地を視察するに當りて吾人の意を強ふするは臺灣銀行支店が當地商人の金融機關として多大の信用を博し居るのみならず、各方面共に活躍を試み對本邦關係上好印象を與へつゝあるは誠に慶ぶべきこと、謂はざるべからず。

如斯狀況なるを以て九江貿易は逐年次表の如く順調の進歩を爲し主なる輸出品としては紙、煙草、

最近五ヶ年間貿易表 (單位海關兩)

年次	輸入		輸出		計
	外國	支那各港	外國	支那各港	
一九一三	一、五三八、九八四	一、五六八、一七四	一一一、二八三	一、五三九、三二一	三二、七三五、二二七
一九一四	一、八二一、三四五	一九四〇、八五六	一〇五、七八〇	一、六三〇、九八五	三七、六四五、五八五
一九一五	一、八四二、四一	一、六八二、六〇七	一一〇、九二一	一、三三〇、五二	三九、七五四、五七三
一九一六	二、四三五、六一三	一、七二四、三〇七	一、三六一、二二三	一、四三〇、〇七四	四三、一一〇、一九
一九一七	二、一四三、六三一	一、七三〇、四七五	一、四五五、二二二	二、二六九、六九五	四二、五四五、二五六

次に蕪湖は安徽省に於ける唯一の開港場にして内地貿易に於ては長沙と相並びて有名なる米の移出港たり、對外直接貿易に至りては論ずるに足らざるも茲に注目すべきは本邦人の發展にして歐洲戰亂以來輸出入共に凡て本邦人の手に移り三井、三菱、茂木、安部、湯淺各洋行等の活躍しつゝあるは慶ぶべきこと、謂ふべし、要するに本港は中繼港として發展すること明なり。

第二節 海産貿易

長江一帯に於ける海産貿易狀況に就ては既に上海に於ける狀況(消費狀況の項)に於て述べたるを以て再説の要なからんも各地海産物商に就て視察したる點を略述せんとす。



第一項 漢口に於ける狀況

一、概況

當港輸入海産物は昆布を第一とし鱧鱈、鰻、海參等之に次ぎ其他鹽魚乾魚罐詰類あるも極めて少数なり、(別表参照)是等海産物は少数の寧波産を除く外大部分日本品にして從來の慣習上上海支那商の手を経て輸入せられ日本より直輸入さるゝは昆布及鰻の一部に過ぎずして昆布は四川省、湖南省等の地方に再輸出せらるゝ、従つて該地方に於ける其年の豊凶及景氣によりて自から盛衰を來すべく本年に於ては概して豊作なりし爲め需要盛にして前年に比し輸入額の増加を見たり、鰻、鱧鱈の如きは價格の關係上地方向移出は盛ならず。

大正六年度海産物輸入額を示せば左の如し。

種類	數量(擔)	價格(兩)
乾鰻	二一	九九一
海參	四二四	一七、一七二
乾蛤	一四一	二、三九七
貝柱	一〇四	五、二〇〇
鰻	九三五	一五、七〇八

乾燻魚	八四	八七四
鮮魚	一六八	一、三二七
魚肚	一四一	一三、九五九
鹹魚	三七三	一、四一七
乾車蝦	六	一八〇
昆布(刻)	七、三〇一	二五、七七三
同(長)	一四、四九九	三五、六六八
同(淨)	五	一三一
同(紅)	五四	五九五
同(白)	六	二二八
同(淨)	一、二二	六三三
乾蝦	一四四	一八、四五九
乾蝦	一四四	二、八八六

二、海産物取扱商及其取引狀況

當地に於ける海産商の主なるものは全部支那商にして本邦商としては三井、大倉等が僅少の海産物を取扱ふに過ぎず。



當地海産商は之を大別して咸寧幫と浙江幫とすることを得べし、前者に屬する主なる商店は黃志成、天豐永、泰昌祥外七軒にして當地方人なり。後者に屬するものは裕源祥、永昌、鎮昌、裕和祥外二軒にして上海及寧波人とす、依つて此名の生ずる所以なり。之等商店は各組合を組織し其組合員の團結は極めて鞏固にして各商店は上海に於ける海産商と取引關係を有し常に上海に出張員を派して買付を爲し直接取引を行ふを以て到底外商の角逐する能はざる状態にあり、其他「ホフチン」街（獨逸租界）に鹽鹹魚取扱問屋數軒あり其主なるものは丁義泰あり。

上述の如き次第なるを以て本邦商にして海産物の輸入を行はんが常に妨害を受け殊に彼等支那商は團結して安價の申出を爲すものなるが海産物は其性質永く保存する能はざるを以て結局彼等に乘ぜられ多大の損失を招くに至り、又運搬途中に於て缺斤品痛みを生ずること多きを以て、利益確實なる場合の外取引を行はず極めて不振の状態にあり。

今或る海産物問屋を視察し其意見を聞くに、「決して團結して當地在留日本商人を排斥するに非ずして日本商より海産物を購求するは極めて危険なるにあり、是全く日本商の價格の競争に起因す、一例を擧げんか甲支那商が甲日本商と一定價格にて賣買契約を爲したるに、一方に於ては乙日本商が他の支那商と同一品に就て此の契約價格よりも更に安價に契約したりとせんか、海産物の如き薄利なるものにあつては直に相場に變動を生じ高價に契約したる商店は安價に契約したるものと同一價格に販賣

せざるべからざるに至り多大なる損失を被ることとなり、自衛上止むを得ず團結して日本商と取引を爲さざるにあり、故に日本商にして何れの商店に於ても價格を同一にし相當代價にて契約することを得んには喜んで取引することを得べし。

此言は直に肯定するを得ざるも既述（上海の項）の如く凡ての商權は本邦商の手に移り海産取引に於てのみ彼等の餘命を留むる今日彼等支那商は死守して團結を鞏固にして本邦商を排斥するは事實にして、本邦商のみを攻撃することを得ざれども一方に於て本邦商が賣込價格の競争を爲すは凡ての商

品に於て激烈にして前記支那商の言は本邦商の大に参照するに足るものと謂ふべし。要するに當地に於ける海産取引は凡て支那商の手に依りて行はれ昆布等の需要も年の豊凶に大なる關係を有すれども益々下級民の必需品として増加すべきは明なり鹽鹹魚類に至りては他地方と異り揚子江産の河魚豊富なる關係上極めて需要少きものゝ如し。

第二項 九江、蕪湖、南京等に於ける狀況

是等各港に於ける海産物取引は漢口と同じく凡て支那商の手によりて行はれ上海海産商と密接なる關係を有し直接取引を行ひ輸入せらるゝ海産物は各地方の狀況によら異るも別表（稅關統計表）に示すが如く昆布、海參を主とするが如し。

其他の狀況に至りては上海の項に詳論したるを以て茲に再録せず。

輸入海産物統計表（五ヶ年間）



(單位擔)

鎮		江					
種類		大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	
南海	黑海參	一、一五三	一、〇六一	一、〇三六	一、二九九	九九五	
	昆布	一八八二四	二六三〇一	二〇、〇三一	一七、三七八	一五、〇四七	
燕湖	黑海參	一七四	二五九	四五八	四七六	五〇一	
	昆布	三九二	四一三	三三一	四三〇	三一九	
九江	黑海參	五、六八四	七、一五九	三、八三五	三、九七七	四、六一五	
	昆布	五〇四	六七〇	七四二	八八五	八九三	
南海	黑海參	一七四	二五九	四五八	四七六	五〇一	
	昆布	五七、一三八	七九、七六一	七三、八四〇	六五、七六六	六七、三八六	

今親しく上海を中心として長江一帯に於ける各港を視察するに當り至る所に海産商櫛比し本邦産品の店頭に羅列せられ各地方に需要せらるゝは衷心欣快に堪へず。

支那人の海産物を嗜好する慣習は因襲の久しき一朝にして是が變化を來さざるべく近頃歐米文明品の流入は各方面に著しき變化を來し日常飲食物の如き多少歐米化する傾向なきに非るも其範圍極めて狭少にして鱈、海參、乾鮑、乾蝦の如き貴重なる高價海産物は生活程度の上と共に益々其需要を増加すべく昆布、鹽鱈の如きは今や多數下級民の生活必需品として愛好せられ支那内地交通機關の完備と共に益々其販路を擴大するや明かなり。

如斯状態なるを以て年と共に我水産貿易の發展を來すべきは明かにして其販路に於ては樂觀すべきものありと謂はざるべからず、此の好販路を有する本邦としては常に其消費地に於ける商慣習並に嗜好状況を考究し製法、包装其他各方面の改善を計り良品の供給に努め益々我が水産輸出貿易の發展を策すると同時に海外殖民地に於て一大漁業を企劃することを本邦生産者並に之が貿易業者に希望する所なり。

### 第九章 新嘉坡に於ける海産貿易状況

#### 第一節 一般貿易

新嘉坡は馬來半島「ジョホール」州の南岸に接し其の面積二百六方哩の一小島に過ぎざれども海峽殖民地政府の所在地にして南洋に於ける經濟上の中樞たるのみならず東西兩洋の關門として世界交通上の中心點たり従つて蘭領東印度及英領北「ボルネオ」地方の南洋特産物は勿論、濠洲、歐洲或は印



度方面より来る百貨、東洋より前記地方に向ふ諸貨殆ど當地の媒介として取引せられざるものなく世界有数の中繼港と云ふべし、其の貿易額の如き年々驚く可き進展を示し一九一七年度に於ては九億五千餘萬弗（海峽殖民地總貿易額の九割）の多額に上り一九一四年に比し約二倍の盛況を見るに至れり、今後南洋各殖民地の産業開發せらるゝに従ひ、益々當市場の殷盛に赴くこと明なりと云ふべし。

今左に海峽殖民地總貿易額を示せば

年次	輸入	輸出	合計	摘要
一九一四年	三七五、九〇七、五六四	三二五、九八九、八八六	七〇一、八九六、四五〇	單位は海峽殖民地弗とす
一九一五年	四二六、八八三、一九〇	三九八、五三二、二七八	八二五、四一六、〇六八	
一九一六年	五三〇、一八八、九二一	四八八、〇〇二、〇七三	一、〇一八、一九〇、九九四	
一九一七年	六三四、一七六、八一六	六一九、七七三、五九三	一二五三、九五〇、四〇九	

にして新嘉坡貿易總額は其の約九割を占め左の如し。

年次	輸入	輸出	合計	摘要
一九一四年	二八九、七二二、八〇〇	二二六、四九九、二六五	五二六、二二二、〇六五	單位は海峽殖民地弗とす
一九一五年	三四五、三三三、四三八	三〇八、五三三、二二九	六五三、八六九、六六七	
一九一六年	四三八、六一九、四六三	三八一、六六三、五五七	八二〇、二八三、〇二〇	
一九一七年	四八六、六一三、六三八	四六五、五四九、二二九	九五二、一六二、八七七	

如斯年々増額を示すは護護の如き數量に於て増加し價格に於て下落したるものありと雖も一般に數量増加にあらずして價格の騰貴に起因するものと云ふべし。

當港へ向け輸出する仕出國は英本國を主位とすること勿論なれども這般戦亂し影響を受け歐洲品の當港に輸入せらるゝもの減退し之に代りて優勝の地位を占めたるは日本及米國にして就中本邦よりの輸入は大正二年の千五百萬弗に比し大正六年に至りては約三倍に達せり。

次に當港より仕向けらるゝ各國に就て見るに大正二年に於ては英本國を最高とし米國、瓜哇、暹羅「スマトラ」獨逸、佛蘭西「ボルネオ」等の順序なりしが歐洲戦亂の影響として其の輸出額に大なる消長を來し第七位に在りたる獨逸の如きは大正三年に於て約三分の一に減じ大正四年以降皆無となり本邦の如き大正五年に於ては第五位に列するに至り、最近四、五年の間に於て本邦貿易業者、銀行業者、船舶業者の支店又は出張所を當地に開設したるもの極めて多きに至れり。

然れども將來に於て此の好況を持続するや否や頗る疑問とせざるを得ず當時は平和來の爲め市場は一般に閑散を極め本邦よりの輸入貨物一千萬圓の巨額に達する停滯を來し貿易業者は一般に悲況に陥り又船舶業者は英國の船腹恢復の結果支店又は出張所を閉鎖するの止むを得ざるに至り極めて不況の状態にありたり、將來英本國其他歐洲各國との貿易平常に復するに於ては對本邦貿易は如何なる程度迄維持せらるゝや是れ一に本邦貿易業者の努力に俟たざるべからざる所なり。



茲に注意すべきは當地在留支那商が經濟上の勢力偉大なることにして直接貿易の任に當るものは勿論歐米人及日本人なるも内地取引は凡て支那商の掌握する所にして故國に對する送金年額數千萬弗を算すと云ふに見ても如何に當地に於ける彼等の商業勢力旺盛なるかを知ることを得べし。

第二節 海産貿易

新嘉坡に集散する海産物は其額千四、五百萬弗の巨額に上り重要商品の一たり、而して鹽乾魚類其の八割を占め海參、鱈鱈等の舊海産物之に次ぎ其の他魚介類の罐詰及鮮魚等にして今左に其の狀況を略述せんとす。

一、鹽乾魚類

(イ) 輸入額

各地別に示せば左の如し。

仕出 國	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	摘 要
佛領印度支那	四七九六、三二七	四、二五〇、四二七	二、六〇一、二〇九	二、三六二、〇五九	單位は海峽殖民地弗とす
暹 羅	一、八四一、八五八	二、四六八、四〇九	二、六一二、五二〇	二、四六〇、二九六	
スマトラ及其附近	一、一六〇、〇〇六	一、〇三五、三三一	一、〇二八、八六七	九八二、九九四	
馬來半島	一、一四〇、一一一	一、〇七二、八四二	九七一、六三三	一、〇七六、〇六一	
日本	八六九六、二六六	五八九、三八五	八二二、一三七	七九五、〇八七	

香 港	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年
計	三六二、三〇二	二四九、三四五	三七二、四三八	四五三、五〇七
其 他	七〇二、三七七	三七〇、一〇九	三九七、四四三	四六四、四三八
計	一〇、八七二、五九七	一〇、〇三六、六四八	八、八〇六、二四七	八、五九四、三四二

本品は前表に示すが如く暹羅の輸入額を第一とし佛領印度支那之に亞ぐ即ち約六割強は兩國より輸入せられ其他は日本、香港及新嘉坡附近の諸島より輸入せらるゝものと云ふべし。

(ロ) 輸出額

如斯輸入せられたる鹽乾魚の大部分は南洋各地に再輸出せられ其の主要なる需要地は瓜哇を最とし蘭領印度、英領印度「ビルマ」等とす。

最近四ヶ年間の再輸出高左の如し。

	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年	摘 要
瓜 哇	四、三〇三、一四六	五、〇八七、八〇五	六、三六七、四四四	六、一三二、四七二	單位は海峽殖民地弗とす
蘭 領 印 度	七、五九四、九四八	七、六五七、七一九	一、一八九、三〇三	一、一二四、一六八	
英領印度及ビルマ	一、二八八、五四八	一、二〇三、一五七	六七八、三〇三	八八九、七六三	
馬來半島	七七一、四六三	六四一、九一〇	七九〇、〇八六	八七一、七六二	
其 他	七二一、九七五	六三三、一七五	六八四、八五八	五五一、二九九	
計	七、八四二、〇八〇	八、三三一、七六六	九、七一一、〇〇〇	九、七六九、四六四	



由是觀之瓜哇に於ける需要は六割強にして該市場の需要如何は當市場の死活を制するものといふべし。

(ハ) 取扱商

取扱商は凡て支那人にして土産品と輸入品を取扱ひ居り輸入品に關しては各地に取引先を有し民船を利用し運賃等極めて低廉に輸入し居れり從來本邦人にして鹽乾魚を輸入したるものありしも生活費低廉にして各地と連絡を有する支那商と對抗することを得ず全然失敗に終れり。

支那商の主なるものとしては「ノースブリッヂロード」に俗に上海店と稱する福源、永梁外十二三店あり。

(ニ) 出廻期

鹽乾魚の出廻期は漁期との關係上毎年十一月より八月迄なるも其種類多岐に亘り殆ど周年と云ふべし。

(ホ) 荷造

箱物と菰色との二種にして前者は二擔を一箱とし、後者は一擔を一包とす、前者は保存に堪へざる缺點あれども缺斤少し、後者は之と正反對にして結極甲乙なし。

(ヘ) 委託販賣による口錢

支那商人の取扱にかゝるを以て秘密を嚴守し是を外間より窺知することを得ざるも委託口錢は賣上價格の二分を習慣とするが如し。

(ト) 相場

相場は不明なるも當地商の語る所によれば各種とも大差なく在荷の多寡によりて一定せず平均一擔十七、八弗見當なりといふ。

(チ) 市場販賣品

市場販賣品は主として暹羅及佛領印度支那品にして賣行良好なるが如し、而して需要者は凡て支那人にして鹽乾魚は彼等の嗜好に適し極めて有望なるも當地最低温度は常に七十九度を降らざるを以て腐敗し易く本邦より開鱈等の鹽魚の輸入は見込なきものと云はざるを得ず、先年在留邦商有販商店に於て之が輸入を試みたるも着荷と同時に腐敗したりと云ふ。然れども乾魚は保存に耐ゆるを以て有望と云ふべし。

(備考) 鹽乾魚の取引慣習等に關しては大正七年當局大槻囑託の調査したるものと大同小異なるを以て略述することゝす。

二、海參、鱧鰭等の舊海産物

當市場に輸入せらるゝ舊海産物は南洋諸島産の海參、鱧鰭、乾蝦等及本邦産の鰻、貝柱、寒天、鰯



等にして價額約二百萬弗に達すと云ふ、而して海參、鱈魚等の南洋品は當地在留支那商の手を経て殆ど全部香港、支那へ再輸出せらる。

本邦品は一九一七年に於ては八十萬弗餘の輸入あり凡て當地在留支那海産商によりて荷引せらるゝものにして大部分は當地及馬來半島に於て需要せられ一部蘭領印度に再輸出せらる是に關する商慣習等は凡て鹽乾魚同様凡て產地よりの委託荷として輸入せられ着荷と同時に賣捌かるゝものとす。

### 三、魚介類の罐詰

魚介類の罐詰は一九一七年に於ては年額百七十五萬弗の輸入ありて蘭領印度、英領緬甸、馬來半島等に再輸出せられ就中鮭罐詰の如きは米國より十五萬餘も輸入せられ市場に於て好評を博しつゝあり。

上述の如く海産物の需要先の主なるものは蘭領印度方面にして產地より直接需要先へ積出を爲さず新嘉坡を経由するは次の原因によるが如し(勿論海産物に限らず凡ての貿易品然りと云ふべし)

- 一、產地より直航船なきこと
  - 二、新嘉坡へ積出す時は需要地の市況に由り斟酌して適宜高値に賣捌き得ること
- 要するに南洋各地の開発せらるゝに従ひ益々當地水産貿易の發展すること明なりと云ふべし。

## 第十章 新嘉坡に於ける漁業狀況

### 第一節 概況

新嘉坡は前述の如く南洋貿易の中心にして人口約七十萬を有し支那人は其の七割を占め多くは魚食を好む、南部の支那人及其の移住民の子孫なるを以て鮮魚の需要頗る多く一箇年二百萬弗を超へ尙ほ暹羅地方より多量の鹽乾魚を輸入するの狀態にあるも漁業は一般に他の産業に比し最も幼稚にして土人固有の小漁船を使用して沿岸數哩の間に小規模の漁業を營むに過ぎず、亦漁具、漁法、漁獲物の處理等の如き到底本邦漁業と比較すべくも非らず、従つて鮮魚の供給は需要の一部分を充すに過ぎざる現狀にあり故に此間に處して邦人特有の技能を發揮し未開の漁場を開發して陸上の需要に應ずるは本邦漁民を措きて他に非らざるべく又最も適するところなるべし。

### 第二節 漁業の種類

土人漁業の種類は極めて少く左の數種に過ぎず。

#### 一、建網漁業

一般に小規模のもの多く本邦の「帆」に似たる構造を有し垣網は全部檳榔子を使用し、魚捕部の一部分に綿絲網を使用するに過ぎず小は建設費數百弗より大は數千弗に及び一箇年の漁獲又數萬弗に







海底泥沙を普通とするも珊瑚礁破片の沈澱するもの多きを以て曳網漁業に適せず。

一般に潮流急にして沿岸は濁りを生じ晝間流網を使用することを得る漁場あり、一時間七哩以上の速力を有する處あるも二、三哩乃至四、五哩を普通とす其の方向及速力は風向風力によりて左右せらるること多く時に數日間同一方向に流ることあり。

干満の差は内地と大差なきも時に一千満の後に殆んど干満の差を生ぜざる潮汐を見ることあり斯かる際は一晝夜に干満は只一回のみなり。

#### 第五節 漁期

一箇年を通じて漁獲の差少きを以て漁期と稱するもの無く氣候、潮流の變化によりて漁獲を減ずることあるも他は概ね平均して漁獲あり、十二月より二月に至る東北貿易風は新嘉坡に於ける雨期にして支那海に於ける漁場に出漁すること困難なるを以て南方「ルカオ」列島附近に出漁し雨期の終る頃は支那海に魚群の來游多きを以て同方面漁場に出漁するを普通とす、其他麻刺加海峽の如きは周年平均して漁獲あり。

魚の種類によりて漁期を有するものあるも、鱒、「イカンバラシ」の如き重なる魚族は一箇年を通じて來游す。

一箇年中同一漁具によりて漁業に従事することを得、漁獲高に大差なきは漁業經營上最も有利なる

要件を有するものにして新嘉坡の如き氣候の變化なき處にあらざれば殆んど見ること能はざる現象と云ふべし。

#### 第六節 天候

赤道直下に位し颶風圏外なるを以て一箇年を通じて「時化」と稱するものなきを以て漁具、漁船に對しては危険の憂全くなし只時々小「スコール」の襲來することあると雨期中東北風連吹して操業に稍々困難することあるも本邦に於けるが如く天候によりて全然休漁するが如きこと殆ど無し。

雨期中は雨量稍々多きも内地に於ける梅雨の如きこと少し他は時々驟雨の至ることありて熱氣を散し反つて涼味を覺えることあり。

#### 第七節 運搬及處理法

土人漁業者の漁獲物は支那商の手に於て買入れ直ちに氷藏し沿岸航路の汽船によりて新嘉坡の市場に運搬す其の方法等は最も不完全にして煙草の空箱を利用して氷藏するを普通とす。

新嘉坡に近き漁場に於ては漁船によりて直ちに市場に運搬することあるも土人、支那人等は其の處理に關する智識淺薄にして其方法に幾多の缺點あり需要者の食膳に供せらるゝに先ち半ば腐敗に近きもの往々ありといふ。

邦人漁業者は漁船に於て直ちに魚箱に氷藏し專屬の運搬船によりて毎日或は隔日に市場へ運搬する



を以て土人に比し割合に新鮮なる漁獲物の市場に供給することを得其の魚價の如き土人の漁獲物より遙かに高價なりと云ふ。

第八節 魚市場

市場は市營にして六箇所に存在す此の市場は魚類、肉類、野菜類、乾物類一切日用食料品を取扱ひ居り尙別に飲食店を市場内に有す。

市は市場管理人を置き市場の衛生、使用料金の取立て、販賣の監督等をなさしめ毎日數回掃除人夫をして場内を清水にて洗ひ掃除を爲し極めて清潔なり。

六箇所の内漁獲物の競賣を行ふは漁獲物の陸揚に便利なる三箇所に過ぎず、其の方法は漁業者或は荷主が漁獲物を陸揚する時は各市場附屬の競賣人ありて小賣人を呼び集めて競賣す、競賣人は小賣人より賣揚金を集め計算して當日或は翌日賣揚高より口錢として一割を控除し漁業者又は荷主に支拂ふ、一割の口錢は是を折半して一は市場の口錢とし他は競賣人の手数料とす競賣は確實なるも漁業者の一旦氷藏冷却せしものを十斤乃至二十斤宛籠に入れ海水を以て洗ひ後斤量し一斤の價格に就き競賣するを以て競賣に時間を費すこと多く且つ漁獲物を腐敗せしむるを以て適當の方法に改良せしむるを要す。

第九節 魚價及漁獲高

諸物價の騰貴と共に魚價も漸次騰貴して一時政應は食料品價格を制限して魚價も亦最高價格を一斤六十仙に制限せしも其後程なく小賣業者及漁業者の請願によりて撤廢せられたり、大正八年三月の新嘉坡に於ける鮮魚の價格左の如し。

上等 (魴、鱒、イカンバラ、鯛、鰻等)	一斤に付	最高 八十仙
中等 (鱈、鱒等)		最低 三十仙
下等 (鱈、石首魚等)		四十仙
		二十仙
		五十仙

一箇月中潮汐の大小によりて漁獲高に差あり即間夜大潮に最も多く、明夜の大潮之に次ぎ小潮に於て最も少し、土人流網漁業者の如きは小潮には全然出漁せざるを以て此の際に於て魚價最も騰貴す。

新嘉坡に供給せらるる鮮魚の賣揚高は市場以外のものに就きては其の統計のよるべきものなく全く不明なるも市場に於ける最近五箇年の平均販賣高は百七十八萬弗なり。

第十節 需給關係

住民は支那人最も多く土人と共に魚食を好むを以て需要多大にして現今の供給は之に伴はざるの狀態にあるを以て魚價は一般住民の生活程度及び他の食料品價格に比し、最も高價なるにより廉價に供給することを得ば尙現今に數倍するの需要を喚起するに至るべし。

故に本邦漁業者に於て遠距離の好漁場に出漁し漁獲を多からしめ完全なる方法に於て廉價に供給す



ることを得ば今後多数の邦人漁業者を容るゝも経営困難に陥るが如きことなかるべく而も戦後に於ける諸種事業の發展は人口の増加を促し従つて需要を喚起するを以て本邦漁民の利益も益々増加するに至るべし。

#### 第十一節 漁業出願の手續及税金

漁業の出願手續は極めて簡單にして漁船は港務局に於て一隻に就き税金五十仙を納付して鑑札の下付を受くるに過ぎず、建網は其の大小によりて税金額を異にするも二弗乃至十五弗とす。運搬船は貨物船と漁船との二重鑑札の下付を受け一隻一弗五十仙の税金を支拂ふ。

#### 第十二節 邦人漁業者と土着漁業者との關係

邦人漁業者と土着漁業者との關係は極めて圓滿にして何等の衝突を見ず、土着漁業者の出漁場と邦人漁業者の出漁すべき漁場は全然異り且つ其の數に於ても土着漁業者に比する時は極めて少きを以て現今彼等漁業者との間に競争等の生ずる憂なく馬來人の如きは反つて邦人漁業者に好意を有し漁場漁期等を丁寧に教ふることありと云ふ。

#### 第十三節 土着漁業の將來

土着漁業の小規模經營のもの多く出漁も不定なるを以て水揚高等一定せず。土人は性怠惰にして衣食に不自由なき限りは出漁せざるが如き有様にして全部支那人より仕込を受

け其の漁獲物は支那人に販賣するものなるを以て利益の大部分も又彼等に吸收せらるゝ、漁具漁船等何等改良發達を計ることなき土人漁業は到底邦人漁業者の其れと比較すべくも非らざれば、邦人漁業者の多數出漁するに至らば、彼等は自然他に業を轉じて其の數を減ずるに至るべし。

#### 第十四節 邦人漁業の沿革

新嘉坡に於ては十數年前より日本人によりて屢々漁業を試みられしも種々の原因によりて何れも皆失敗に終れり。

大正三年染谷、吉野兩氏漁業を經營するに當り打瀬網を使用せしも漁場に適せず全然失敗に歸せり、後農商務省の囑託を受け、一本釣漁業及流網漁業の調査試験に従ひ、稍々成績を挙げ將來に對する曙光を認めたるも漁具の不完全漁夫の不熟練等により好結果を見るに至らず。

大正四年吉野氏は香川縣より流網に熟練なる漁夫を雇入れ再び試みたるも初め尙適當の漁具を得る能はずして充分の成績を挙げ得ざりしも五年に入り完全なる漁具を使用することを得たるを以て相當の成績を挙げ四月中旬まで繼續して一旦中止せり。

農商務省遠洋漁業練習生として初めより吉野氏の漁業經營に従事せし永福虎は、新嘉坡に於ける流網漁業等の將來有望なるを認め大正五年四月歸朝して香川縣漁業者を勧誘し漁船十隻運搬船一隻を建造せしめ同年末より漁業に着手するに至り種々の事情により其の組織及漁夫雇入等完全を期すること



能はざりしと雖も尙相當の利益を擧げ現今尙繼續して従事し居れり、而して永福虎は大正六年末より香川縣出漁者と分離して漁業の經營に着手し大に奮闘しつゝあり。

其他阪本惣次郎は最初の一本釣漁業を中止して大正七年より流網漁業に轉業し現今繼續して従事す中村巳太郎は「ムロ」網と稱するものを使用して雜魚を捕獲し其の成績亦良好なり。

一方一本釣漁業は大正四年四月迄繼續し不完全なる方法なりしに拘はらず相當の成績を擧げ將來に對する充分の自信を得しも漁夫雇傭契約期間の満期により中止するの止むなきに至れり然れども是等一本釣漁業の成績に鑑み起業するもの多く一本釣漁船のみにては直ちに十數隻に達せり、其後現今に至るまで漁船數に増減ありしと雖も概ね好成绩を擧げたり、而して一本釣漁業は大正七年中頃に至り流網漁業の好成绩と其の漁場の遠隔となりし關係上流網漁業に轉業せしもの多く漸次減少せり。

第十五節 邦人漁業者に對する英蘭政府の態度

邦人漁業者の出漁に關しては兩國政府共餘り意に介せざるもの、如く新嘉坡に於ては船鑑札を下附するに際し漁船を一見するに過ぎず、漁業者は和蘭政府の漁業鑑札を有せずして全部蘭領海に出漁するも現今默許の状態にして何等の面倒を生ぜず然れども將來は蘭領海に出漁するものは全部漁業鑑札を有せしめざるべからず。

第十六節 漁業者數及使用漁夫數

(イ) 邦人漁船數

流網漁船 二〇隻

一本釣及延繩漁船 五

敷網漁船 二

補助機關船 二

運搬船 一

(ロ) 邦人漁業者數

流網漁業者 四名 使用漁夫 計 九十二名

漁業者家族 女 三名 漁夫家族 女 一名

一本釣漁業者 四名 使用漁夫 八名

臺網漁業者 一名 使用漁夫 二十二名

漁業者家族 女 二名 子供 一名

第十七節 邦人漁夫の生活狀態及雇主との關係



漁夫は内地に於て契約期間二箇年として雇入れしもの多く給料に歩合を付するもの及全然歩合のみにして一箇年間の最低収入を保証するものとの二種とす。

給料の標準は各雇主に於て異なるも最高月給二十八圓最低十五圓、平均二十五六圓を普通とす、歩合の算出法は純益よりするものと水揚高よりするものとの二種あるも何れも現今の状態にては漁夫に厚さの感あり多きは月給額以上に達し少きものと雖も月給額の半額に達す。

全然歩合のみとなすものは純益の半額を給し其の収入に於ては前者と大差なし。

食費、醫療費、往復旅費全部雇主の負擔なるを以て前述の給料及歩合の大部分は貯蓄或は送金して妻子の生活費に充つ、新嘉坡に於て漁夫に金錢を全部渡すは浪費の弊を生じ安き爲め雇主より直接内地に送金して支拂ふを以て濫費の弊を見ず漁夫にして一箇年四、五百圓の貯蓄をなすは容易なりとす。

漁夫は各乗組の漁船に於て生活し疾病の外上陸起臥することなく又漁場遠きを以て運搬船を有する漁船は全部沖合のみにありて月一回染網及網乾しの際四、五日間新嘉坡に歸航するに過ぎず、而して食料品其他の日用品は隔日運搬船によりて支給せらるゝを以て何等の不自由を見ざるが如く漁夫の新嘉坡に歸還する機會の少きは彼等の濫費を防ぐことを得ると共に就業日數を多からしめ漁夫の能率を増加すること大なりと云ふべし。

第十八節 衛生状態

新嘉坡は赤道直下に位するも熱帯圏内の他地方に比する時は健康地と稱せらる唯從來示されたる死亡率は出生率を超過し病院入院患者少からずと雖も下級労働者の輸入地にして支那人、馬來人、印度人等衛生思想極めて幼稚なるもの、最も多き處にては常に免れざる處なり。

然れども衛生上相當の注意を拂ふに於ては決して恐るゝに足らず風土病「マラリア」の如きも陸上の病氣にして漁夫の如く常に海上に於て生活し陸上の傳染病地帯に入らざる時は決して感染することなし是等は邦人漁夫の從來經驗せし處なり。

第十九節 漁業經濟状態

船價低廉の時代に於ては漁船運賃其他漁網等も亦廉價にして少額の起業資金にて足りしも現時の如く諸物價暴騰の時代に於ては多額の企業資金を要す故に企業期を異にせる邦人漁業者の資金は一概に述ぶることを得ざるも大體に於て滿二箇年前の企業と現今とを比較する時は同一事業に於て約倍額を要するが如し。

現今流網漁船一隻の起業資金左の如し。	(長サ四十二尺 肩幅八尺五寸)
船體及附屬品	一、五〇〇・〇〇
運賃 其他	一、〇〇〇・〇〇
漁具 一切	一、〇〇〇・〇〇



漁夫雇入費及  
前貸等

一、〇〇〇・〇〇

合計

四、五〇〇・〇〇

二十噸三十馬力付運搬船一隻の起業資金は左の如し。

船體及機關

一〇、〇〇〇・〇〇

運賃其他

四、〇〇〇・〇〇

乗組員前貸等

一、〇〇〇・〇〇

計

一五、〇〇〇・〇〇

右は内地に於て新造し新嘉坡まで運搬せし價格にして新嘉坡に於て新造するとせば略同額の資金を要するも其の船體は遙かに優良のものを得べし。

運搬船二十噸程度のもので一隻に附屬して就業し得べき漁船數は漁場の遠近其他規模の大小によりて稍々異なるも十隻内外を程度とすべく今運搬船一隻漁船十隻を以て經營するとせば、現今に於ては左の如き收支計算を得べし。

收入

流網漁船十隻一箇年水揚高

一二〇、〇〇〇・〇〇

支出

漁具費及其の修繕費

二四、〇〇〇・〇〇

船體修繕費及船具費

三、六〇〇・〇〇

漁夫給料及歩合(五十人分)

二四、〇〇〇・〇〇

従業者五十人分食費

七、二〇〇・〇〇

運搬船消耗品費

九、六〇〇・〇〇

氷代

一八、〇〇〇・〇〇

事務所費其他諸雜費

三、六〇〇・〇〇

計

九〇、〇〇〇・〇〇

收支差引

二四、〇〇〇・〇〇

收入

一二〇、〇〇〇・〇〇

支出

九〇、〇〇〇・〇〇

收支差引利益金

三〇、〇〇〇・〇〇

内起業資金償却積立金

一〇、〇〇〇・〇〇

再差引

一箇年純益金

二〇、〇〇〇・〇〇



今新嘉坡に於て現今營業中の流網一漁業者の大正八年二月分の成績を示せば左の如し。

收 入		漁船一隻平均水揚高	一、五八八・六〇 <sup>卍</sup>
支 出		漁船一隻平均支出高	九九三・二四
		米	一五・八六
		野菜	一四・三六
		味噌	二〇〇・二一八
		醬油	三六〇・一四〇
		酢	七八〇〇・七三
		砂糖小豆	二・一六
		薪	二二〇・四六一
		水	三五四・九〇
		油類	一・〇〇
		内	二四〇・一三〇〇
		染網費	二四〇・一三〇〇
		氷代	三五四・九〇
		食費	四一・三〇 <sup>卍</sup>
		内譯	三六〇・一四〇
		諸雜費	一七・六〇
		漁夫給料	一〇六・〇〇
		漁夫歩合	一五七・九五
		運搬船費	七三・四六
		事務所費	三〇・〇〇
		計	九九三・二四
		收支差引利益金	五九五・三六

船具費

漁具消耗品費及修繕費

諸雜費

漁夫給料

漁夫歩合

運搬船費

事務所費

計

收支差引利益金

第二十節

漁業者の府縣或は組合との關係

夫に過ぎず。

漁業者に於て出漁に際し、府縣と特種の關係を有して出漁せしものは香川縣出漁團と岡山縣出漁々々夫に過ぎず。香川縣出漁團は漁業者の出資によりて成りし一種の組合にして現に農商務省の獎勵金を受け縣當局に於ても其間に在りて斡旋しつつあり、岡山縣に於ては出漁者に水産獎勵費中より少額の獎勵費を與へ其の出漁を獎勵せり。



尚香川縣小豆郡に於ても郡内出漁々夫に對し毎年少額の獎勵金を與へて出漁せしめ居れり。

如斯府縣に於て出漁業者に對して補助を與ふることは邦人漁業發展上慶すべきことと云ふべし。

#### 第二十一節 邦人漁業の將來

以上各節に分ちて詳論したるが如く邦人漁業者の發展地として新嘉坡及其の近海は土地稍々遠隔の嫌あるも最も有望なる地として結論するに吝ならざるものなり即ち、

- 一、氣候の變化なきを以て暴風雨なく周年漁期にして同一漁具によりて漁業に従事するを得ると
  - 二、漁場廣汎にして數百年來未だ網を入れざる漁場多く漁族も豊富なること。
  - 三、土人支那人の漁業者存在するも其の漁法、漁具等極めて幼稚にして且つ陸上に於ける護謨栽培業等の發達に従ひ漸次斯業に轉ずるもの多きを加へ年々漁業者數の減退を來すこと。
  - 四、新嘉坡に於ては邦人漁業者の出漁を排斥する虞絶對になく、又土人支那人漁業者との間に漁場を異にするを以て衝突軋轢を來すことなきこと。
  - 五、當地住民概ね魚食を好むも其の供給需要を充たす能はず殊に魚價は他の食料品に比し高價にして一般の食膳に供する能はざるに依り需給の調節を計り鮮魚の價格をして適當に低下せしむるを得ば需要益々激増すると明にして本邦漁民の移住によりて或程度迄は販路に困難なきと
- 如斯當地は邦人漁業の開拓上大に有利なるものあり現在漁業に従事しつゝあるは永福虎氏及香川縣

漁業團等總數約百名(使用漁夫を含む)に過ぎざるも將來尙運搬船たる發動機船二十噸一隻及五人乗漁船十艘を一組として現在出漁しつゝある漁業に於て十組を入るゝ餘地充分存すべし。

されど單に二、三年間の出稼的出漁にては到底大なる發展を期すること困難なるを以て可成移住的方針を以て出漁し南洋沿岸到る處に邦人漁村を建設するの覺悟なかるべからず。

現在當地に於て従事しつゝある邦人漁業者は凡て永住的の決心を有し奮闘努力しつゝあるは誠に慶すべきことなれども漁業者相互間に何等の聯絡なく共同一致の點に於て缺くる嫌あるは誠に嘆ずべきこと、云はざるを得ず、宜しく漁業組合の如き組織的機關を作り原料の購入漁獲物の販賣等を爲し相互間の聯絡を圖ることに努め邦人漁業者の先輩として將來移住漁業者の指導啓發の任に當ることを切に希望するものなり。

當地日本領事山崎氏の如きは斯業の啓發に熱心なる努力を爲しつゝありて、視察當時邦人漁業者の主なるものと領事館に於て會見し、漁業組合組織に付て協議し凡て山崎領事に其の斡旋を一任することゝ爲したれば近き將來に於て組織的組合の出現を見ることを得べし。

本邦の如き三百有餘萬の漁業者を有し既に漁場は開拓せられ、無盡藏と云ふ能はざる現状なるを以て此際宜しく政府當局竝に自治團體に於ては相當の補助を與へ之等漁民を如斯好漁場に移住せしめ漁業發展を策するは當を得たる施設なりと信ず。



### 第十一章 佛領印度支那に於ける海産貿易狀況

#### 第一節 一般貿易

佛領印度支那は、北は雲南、廣東、廣西の支那諸省、西は緬甸、暹羅等に隣し尙ほ海を隔て、比律賓群島及新嘉坡に相對し、人口約二千萬其面積約本邦に匹敵す。

而して殖民地市街として設備見るべきものは佛領印度支那中央政府の所在地たる河内(Hanoi)輸出港として海防(Haiphong)西貢(Saigon)等に過ぎず、一度都會を出づれば千古依然たる土人部落にして簪蒼斧鉞を入れざる大森林、無盡藏なる鑛山、肥沃なる耕地、豊富なる漁場等其富源の開發すべき幾多事業の存する好殖民地と云ふべし。

試に最近六箇年間の統計を示せば。

年次	輸入	輸出	合計
一九一九年	二四四、四二六、八〇	二五〇、一四六、四九九	四九四、二八九、一七九
一九二〇年	二七三、一九三、九二四	二六〇、七三五、五四二	五三三、九二九、四六六
一九二一年	三〇五、三三一、九五八	三四五、二五九、二五三	六五〇、五九一、二一一
一九二二年	二六六、四九三、一七四	三三二、三三七、二三八	五九八、八三〇、四一二

年次	輸入	輸出	合計
一九一九年	二二四、四一七、五六三	三四五、〇九三、四七二	五六九、五一一、〇三五
一九二〇年	三三四、九五五、七七七	三九〇、九八一、四六七	七二五、九三七、二四四
一九二一年	二六二、七一五、八六〇	三〇六、七一四、四〇一	五六九、四三〇、二六一

にして一九一六年度輸出入貿易總額は七億二千五百九十三萬七千法に達し前年度に比し一億五千六百四十二萬六千法の増加にして五箇年平均額に比し一億五千六百五十萬七百法の増加なり。

今之を佛蘭西及其殖民地其他國別輸出入貿易を示せば左の如し。

#### 一、輸入貿易

年次	佛國及其殖民地	諸外國	合計
一九一九年	一〇一、一〇三、四六一	一〇〇、七九〇、九〇五	二〇一、八九四、三六六
一九二〇年	一〇七、四八五、六三八	一二七、三二一、〇五一	二三四、八〇六、六八九
一九二一年	八九、八六九、一五九	一二〇、八八〇、二八七	二一〇、七四九、四四六
一九二二年	四七、〇一八、五七八	一一五、〇七六、一三八	一六二、〇九四、七二六
一九二三年	六二、八四一、〇九九	一七一、四九一、二八六	一三四、三三二、三八五

是に依て見るに戰亂の結果佛本國に於ける各種生産業の能率減少し他方に於て佛領印度支那に在留する佛人の減少せる爲め其消費高の減じたるにも拘らず、佛本國及殖民地より輸入したる一九一六年の價格は前年度に比し増加したるを知り得べし、之れ全く數量に於て減少したるも商品價額の騰貴せ



るに起因す。  
而して輸入商品の主なるものは綿布にして、三四、九五二、〇〇〇法、麻布の一六、八六二、〇〇〇法、絹布の一、六五七、〇〇〇法、石油及揮發油の一〇、〇二五、〇〇〇法、綿絲の八、九五四、〇〇〇法等とす。

次に諸外國よりの輸入貿易に就て見れば一九一六年輸入總額二億三千四百三十三萬二千法中一億七千四百一十一萬一千法にして其總額の七割三分を占め一九一五年に比し五千六百四十一萬五千法を増加せり。

今之を輸入せし國名及輸入額別に示せば左の如し。

國名	一九一六年	一九一五年
香港	七六、九七〇、〇〇〇	五五、三三〇、〇〇〇
新嘉坡	二九、五五一、〇〇〇	二三、七〇四、〇〇〇
支那	二一、五七五、〇〇〇	一九、五六一、〇〇〇
英國	一三、七八六、〇〇〇	四、五四七、〇〇〇
英領印度	九、七二〇、〇〇〇	一、九六九、〇〇〇
日領印度	五、九九〇、〇〇〇	二、二三三、〇〇〇
佛領印度	五、八九七、〇〇〇	三、二七一、〇〇〇

國名	一九一六年	一九一五年
北米合衆國	四、七三八〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇
瑞典	八四〇、〇〇〇	四九四、〇〇〇
暹羅	六八三、〇〇〇	四七八、〇〇〇
伊太利	三二八、〇〇〇	九九〇、〇〇〇
比律賓	二四六、〇〇〇	五二、〇〇〇
和蘭	一五三、〇〇〇	六四、〇〇〇
濠洲	三三、〇〇〇	一三、〇〇〇
亞米利加諸國	六一五、〇〇〇	六八六、〇〇〇
其他歐洲諸國	三六六、〇〇〇	三二五、〇〇〇
計	一七一、四九一、〇〇〇	一一五、〇七六、〇〇〇

此の表に就て見るに諸外國は歐洲戰亂の結果佛領印度支那に對し極めて經濟關係上有利なる地位にありて各國共に其貿易額を増加したり、就中本邦よりの輸入額は著しく増大し其主なる輸入品に付て之を示せば、

國名	一九一六年	一九一五年
毛織物	一一六、七〇〇	一、五五三、〇〇〇
綿布	二五七、二〇〇	一、二四七、〇〇〇
石炭	一三、四五三、二〇〇	六〇六、〇〇〇



陶器  
晒双子絹絲

九四、五〇〇  
三七、〇〇〇

四四〇、〇〇〇  
一五九、〇〇〇

一〇四

其他香港經由にて再輸入せらるゝもの及一度支那に入りて同國人の手により支那商品として輸入せらるゝ商品極めて多しと云ふ。

從來本邦對佛領印度支那輸入貿易は極めて不振の状態にありたるは是れ主として本邦品の他國品と異り最高の關稅率を課せられ殆ど輸入禁止の狀況を呈しつゝありしが、歐洲戰亂の結果佛本國及殖民地よりの輸入減少したると銀塊昂騰の爲め輸入貿易を促進し前表の如き結果を來したるものと云ふべし、將來本邦よりの輸入貿易は此の好況を持続するや否や頗る疑問と云はざるべからず、現在の如く銀塊相場昂騰の場合最高稅率を支拂ふも尙有利に輸入することを得べきも到底現在の如き爲替相場を保持することは困難なるべく、又一方に於て本邦品の通弊とも見るべき粗製濫造或は見本と異なる商品を送附し來る等幾多の不信行爲により當地佛商人並に消費者より惡評を蒙り居りて、我が製品の聲價を失墜しつゝあるを以て佛本國及殖民地よりの輸入舊態に復するに於ては再び本邦よりの輸入は杜絶すること明なり。

「アノイ」に於て佛總督代理 Pasquier 氏經濟調查會長 Garnier 氏稅關長 Kirchner 氏商品陳列館長 Crevoisat 氏商業會議所書記長某氏等に面會し本邦商品に對する意見を聞きたるを以て之を掲げて參考

に資せんとす。

Kirchner 氏曰く「日本品は表面上極めて體裁良きも内容品質極めて粗惡にして使用に堪へず」と Crevoisat 氏は「日本商人は極めて不誠實なる爲め之と合同して事業を起し又は商取引を行ふは一般在留佛人の喜ばざる所なり」と云へり。

商業會議所書記長某氏は酷評を下して「日本商品は今後百年間を經過するも良品となるを得ざるべし」と云へり。又當地發行の佛新聞が本邦品を評したる記事の一節を掲ぐに「從來我々は佛本國より來る製品を目して殖民地向商品となし惡評を下しつゝありしが這回の戰亂により本國よりの輸入杜絶したる爲め茲に已むを得ず代用品として日本品の供給を受けたるに高價にして品質極めて不良粗製濫造品なるに一驚を喫せり吾等は戰前供給を受けたる佛蘭西品の日本品に數倍優れることを知れり」云々以上の世評に對しては一面戰爭中激増したる本邦品を戰後に驅逐せんとする意あるものと解し得べきも半面に於て如何に本邦品が粗製なるかを知るべく本邦貿易業者の大に考慮を要すべきとなりとす

二、輸出貿易

一九一一年より一九一六年迄五箇年間の統計を示せば左の如し。

年次	佛及殖民地	諸外國	計
一九一一年	五八七九五〇二	一四八七八九五七六	二〇七五八五〇七八

一〇五







貴によつて生じたるものなるべし。  
今之を當殖民地と主なる關係ある國及額を示さんに、

國名	一九一六年	一九一五年
香港	一二七、五一四、六七二	一二二、三四三、一九六
新嘉坡	三一、四七七、二四八	四一、六八六、二九一
比律賓	一九、七二一、七四九	一七、四四九、七四一
蘭領印度	一八、一四九、七九五	二八、〇〇五、五一四
支那	一四、九二二、〇一七	一三、五九二、三六七
暹羅	一一、六五六、五八一	三、七四三、六七一
英領印度	二、八三三、三七〇	一、九〇三、一六四
米國	二、三一四、六四二	五、三六三、八〇六
其他歐洲	一、三二二、四六二	一、一六三、三七〇
英領印度	一一九、一九八	二一、七五九
其他	三五、一二四	四九、二〇〇
英領印度	二三、七九〇	二六五、〇二七
其他の東洋諸國	二二〇、一〇〇、六四四	二二五、五八七、〇八六
合計		

前表によれば新嘉坡、蘭領印度、英國等の減少を見たるは例外として其他の各國へは何れも増加を見たり。

三、沿岸貿易

一九一六年以前五箇年間の統計を示せば左の如し。

年次	輸入	輸出	合計
一九一六年	九四、四三五、四五七	八八、五四三、二二七	一八二、九七八、六八四
一九一五年	九三、二二一、三二一	一二五、九五二、五六五	二一九、一七三、八八六
一九一四年	一〇四、四七六、〇九二	一二三、一七七、五三二	二二七、六五三、六二四
一九一三年	一一四、六六三、四〇〇	一一三、五二八、三二七	二二八、一九一、六二七
一九一二年	一〇五、二四〇、八六九	一一〇、九一九、九二九	二一六、一六〇、七九八
一九一一年	一二七、八一、四五三	一四四、五六九、六六八	二七二、三八一、一二一

之を各地別に示せば、

地名	一九一六年	一九一五年	増加
交趾支那	五九、二八一、一四七	四五、八九六、一三〇	一三、三八五、〇一七
東京	九八、五〇九、〇二九	七六、四一四、五一六	二二、〇九四、五一三
安南	八八、三〇二、七九五	七一、八二〇、七五七	一六、四八二、〇三八
カンボヂヤ	二六、二八八、一五〇	二二、〇二九、三九五	四、二五八、七五五
合計	二七二、三八一、一二一	二一六、一六〇、七九八	五六、二三〇、三二三



移入商品の中著しく増加したるものを示せば肉桂五、二三六、〇〇〇法、阿片の三、三一五、〇〇〇法  
織物の一、九六四、〇〇〇法石油の八八一、〇〇〇法、粉末赤糖の八五五、〇〇〇法、等にして何れも價格  
の騰貴に依る。

移出商品として増加したるものを示せば肉桂五、四七三、〇〇〇法石油の三、四八三、〇〇〇法、綿の  
一、九八八、〇〇〇法、蒲鋒一、三五七、〇〇〇法、米及其製品一、二三四、〇〇〇法等なりとす。  
四、通過貿易

通過貿易とは當殖民地を經由して支那雲南地方との貿易を謂ふものにして一九一六年以前五箇年の  
統計を示せば左の如し。

年次	貿易總額
一九一一年	三八、一六五、四三六 <sup>法</sup>
一九一二年	三六、七三七、六七六
一九一三年	五一、三九四、八八八
一九一四年	四〇、六三二、五二六
一九一五年	四八、三七九、六八一
一九一六年	七九、八三二、七七一

にして一九一五年に於ては四、八三八、〇〇〇法なりしが一九一六年には著しき増加を示し七九、八  
三三、〇〇〇法に達し三一、四五三、〇〇〇法の増加なり、歐洲戰亂竝に南方支那の混亂状態なるに拘ら  
ず未曾有の數字を示すに至りしは當地方經濟上の發展を示すものにして今後雲南地方に於ける鑛山の  
採掘を行ふに至らば益々有望なりと云ふべし。  
今各國別通過貿易額を示せば左の如し。

雲南より	一九一五年	一九一六年
香港	三〇、五三三、四五四 <sup>法</sup>	五四、八九三、一八九 <sup>法</sup>
佛國	三三、二六五	四五四、八一
歐洲	一一〇	一一〇
支那	四三、四五六	一九、一四八
雲南へ		
香港	一六、八〇二、四一二 <sup>法</sup>	二一、七四五、六七一 <sup>法</sup>
佛國	五三、九八七	五一、三五三
歐洲	三〇一、三一七	三一、〇一二
支那	三三二、九二一	一九〇七、九七五
日本	三、六二八	一二一、七二六
米國	二七四、一五六	六、七三九



暹羅より	九七五	一一二
合 計	四八、三七九、六八一	七九、八三二、七七一

要するに佛領印度支那に於ける一九一六年の貿易は大戦亂により輸出禁止、船價騰貴、船腹不足等によりて著しく妨害せられたるに拘らず從來税關統計に見ざる額に達し各貿易を合して二億萬法に達する好況を呈せり、之れ殖民地經濟の進展を示すものと云ふべし、然れども前述の如く大富源を有する當殖民地にしては極めて微々たるものにして九牛の一毛に過ぎず、其の發展の遅々たるに一驚を喫するものなり。

當殖民地が佛國に歸して以來數十年其經過の跡を考ふるに唯徒らに小數在留佛人の事業を保護するに汲々として極端なる保護政策を實行し何等佛人によりて開發せられたるものなしと云ふも過言に非ざるべし。

之れ主として

- (イ) 佛人は概して其性質上企業心なく殊に殖民地に出稼するを好まざることを。
- (ロ) 佛本國の富有なること。
- (ハ) 佛國は本國に接近して富有なる殖民地を多數有し而して當殖民地は地理的關係上遠隔の土地に存在すること。
- (ニ) 佛本國人の多數は前記の理由により當殖民地の事情に通曉せざること。
- (ホ) 當殖民地に在留佛人は一萬餘人に過ぎざること。

(ヘ) 當殖民地統治費の如き我が臺灣より小なること

(ト) 在留佛人は永住心なきこと

(チ) 政治關係上在留佛人は常に外國の侵入を危惧し永久的投資を爲さざること

等其他の原因によりて當殖民地が啓發せざりしなるべし、然らば將來に於て發展すべきや否や、余は遺憾ながら否定せざるを得ざるものなり、這回の大戦亂により巨額の費用を投じ財政上大なる疲弊を來し又幾多の有望なる壯丁を犠牲に供したる佛國として此の遠隔の殖民地を顧みるの邊なかるべし、殊に從來の如く極端なる保護政策を遂行し就中本邦に對しては他國より高價なる關稅を課して本邦を敵視するが如き狹量を以てしては此の天賦の大富源の開發は蓋し困難なるべし。

第二節 海産貿易

當殖民地より輸出せらるゝ水産物は其額極めて莫大なるも正確なる統計を知ることを得ず、何となれば凡て支那人によりて行はるゝ關係上密輸出等多く之が監督充分に行はれざるを以てなり。

今税關統計により其輸出額を掲ぐれば左の如し

年 次	鹽乾魚	干 蝦	魚 油	鮮 魚	鹽	計
一九一三	二、八六六、〇〇〇	一、六八八、〇〇〇	一、五四五、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五〇七、〇〇〇	一五、七〇一、〇〇〇
一九一二	二、四三三、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五六六、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇	一九七、〇〇〇	一五、八八九、〇〇〇
一九一三	二、八六六、〇〇〇	一、六八八、〇〇〇	一、五四五、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五〇七、〇〇〇	一五、七〇一、〇〇〇



一九二四	一二,〇三五,〇〇〇	一五,七五〇,〇〇〇	一九,九五〇,〇〇〇	一〇,九七〇,〇〇〇	四〇,七〇〇,〇〇〇	一七,一〇九,〇〇〇
一九二五	一一,四〇七,〇〇〇	一五,五六〇,〇〇〇	二〇,二九三,〇〇〇	一六,四八〇,〇〇〇	四八,四〇〇,〇〇〇	一七,八六八,〇〇〇
一九一六	九,六四八,〇〇〇	二〇,三三〇,〇〇〇	一七,七八〇,〇〇〇	五,三六〇,〇〇〇	三〇,八〇〇,〇〇〇	一四,三〇〇,〇〇〇

一一四

前表によれば印度支那に於ける魚類の輸出は極めて重要なものにして「米」に次で第二位を占む、而して輸出先は香港、新嘉坡、暹羅等を主とし之が輸出取扱者は凡て支那人にして莫大なる利益を得つゝあり。

- 而して當殖民地に於ける漁業貿易なるもの、將來を按ずるに益々有望なりと云はざるを得ず、即ち
- 一、魚族豊富なる未着手の漁場存在すること
  - 二、魚肉の愛用者なる隣國支那市場を有すること
  - 三、労働賃銀極めて低廉なるを以て安價に生産し得ること
  - 四、鹽乾魚の製造原料たる鹽價極めて低廉なること
- 等幾多の有利なる條件存在するを以て益々發展すべきこと明なり。

## 第十二章 佛領印度支那に於ける漁業狀況

(先づ東京灣の狀況に就て概要を記さんとす。

### 第一節 概況

東京灣は有数の漁場にして其魚族の豊富なる無盡蔵と云ふべく毎年千五百萬法の巨額に上る海産物は支那、香港、新嘉坡等へ輸出せらる、而して現在に於て水産業に従事する者は凡て支那人及土人にして支那漁夫の多くは廣東省のバクホイ (Pakhoi) 及ホイハウ (Hoikau) 地方の者にして毎年六、七百の「ジャンク」(二十噸より百噸迄) が東京灣に來りて漁業を爲し八百萬法乃至千萬法の漁獲を得て是を鹽魚又は乾魚として支那各市場に販賣しつゝあり、其漁法は極めて幼稚にして漁場の如きは之を調査せざるもの多きも仍ほ巨額の漁獲を爲しつゝあるは如何に東京灣漁業の有望なるかを知ることが得べし。

此の如く有望なる事業なるに拘らず從來佛人によりて顧みられざりしは當殖民地が前述の如く地理的關係上其本國間との距離遠隔なること主なる原因なるべし、然れども此事業に關しては學者の研究を促し一九〇六年「マルセーユ」に開催せられたる博覽會及同年「ボルドー」に開かれたる漁業會議に際し佛政府の注意を惹起し動物學者 Girard 氏により科學的秩序的研究を爲すに至りて一九一六年「マルセーユ」に開催せられたる殖民地展覽會に於て東京灣にて収集せられたる魚族を公衆の展覽に供し當殖民地に於ける漁業の有利なることを佛人に紹介せり。

時偶々歐洲戰亂中にありしを以て此の計畫は畫餅に歸したりしも此の有望なる事業に關する研究に就ては學者間に於て之を續行し一九一六年に於て東京灣の漁業と題する小冊子刊行せられたり。今此



の小冊子により漁業の概要を記述せんとす。

### 第二節 地 勢

當殖民地沿岸はS字形を爲して北より南に至り、此S字形の北部が最も有望なる漁場なり。東京灣は北部安南の *Poung Quina* 岬より支那海南島西北の *Lou-tcheou* 半島の間を云ふものにして其總面積八萬平方「キロメートル」なりと云ふ。

土人及支那人によりて開拓せられたる漁場は僅に千萬八千平方「キロメートル」にして東京 (*Toukin*) 及び北部安南の沿岸 (海岸線四〇五哩) の間に過ぎず。

而して此の東京灣に數多の大河流れ込み其沿岸には群島多く最も魚族の繁殖に適し且漁船の避難に便なり。

### 第三節 氣 候

東京及北部安南は氣候極めて良く而して東京は乾燥季長く十一月より五月迄にして氣温攝氏十度に降り時としては七度に降ることありと云ふ、平均十六度乃至十八度位にして四月以後は氣温昇り七月に至り最高度に達し晝夜三十一度となる此の場合には雨期にして往々大洪水の被害あり、九月より十月に及びて氣温降り南々東よりする風多し、之れ貿易風なり。

冬期は主として南北東風にして風力甚だ強し、此の氣温の關係は漁業に大なる關係を有するを以て

政府は之に注意し *Panitia* に存在する中央氣象臺は香港、マニラ、*Niawua* の氣象臺と其觀測を交換し漁業者竝に航海者に豫告し以て其危険を防止しつゝあり。

### 第四節 漁業規則

當殖民地に於ては漁業規則なるもの存せざりし爲め最初に於ては一八九九年十月十日發布の小船に對する航海稅の規定を準用して漁船より稅金を徵收して漁業許可書を交付し自由に漁業を爲さしめたり、漁業者の多くは前述の如く支那人なるを以て在任土人漁業者は之が爲めに大なる侵害を受け凡ての利益は支那人によりて壟斷せられ又一方に於て密漁者多く是が取締困難となるに至りしを以て一九一一年六月新に支那漁業者に對する取締規則を公布し、漁業許可書なくして漁業を爲す者を嚴罰することとせり、又一九一三年十二月十日の總督府令を以て東京灣に於て漁業を爲す支那人は從來の航海稅の外に漁夫自身に對して課稅し以て土人漁業者を保護することとせり、即ち支那漁業者は船頭五「ピアストル」其他の漁夫は一人一「ピアストル」の稅金を徵收し漁業許可證は旅行券又は支那に於ける佛領事の證明書と對照して *Cooka* 島 (稅關所在地) に於て是を交付す、此の許可證にては絶対に上陸することを許さざるも難船又は船の修繕を要する場合、水其他の食物積込を要する等の場合に限り之を許可せり、若し之れに違背したるものある時は嚴罰に處さる、而して之の許可證の有効期間は六箇月間とす。



前述の如き嚴重なる取締規則を發布し一面密漁を取締り、一面土人漁業の保護を爲せり、然れども支那漁夫の密漁は依然として多きもの、如し。

第五節 土人の漁業

東京灣に於て漁業に依り生活する土人は從來極めて多數なりしが一八九二年鹽專賣制度實施以來漁業に大打撃を與へ一時漁民の多くは他に轉業するに至り衰微の傾向を見たり、茲に於て政府も大に考ふる所あり法律を發布して漁業用鹽に對しては益金を徴收せざることを爲したるを以て再び昔時の盛況を示すに至り現在に於ては土人漁業者其數五萬に達し其他鹽乾魚の製造者、仲買等は依りて生活するものをも合すれば七、八萬の多きに上るべし。

土人の漁業は極めて幼稚にして漁船の如き竹を組合せたる筏にして極めて小形なるを以て天候不良なる時は、就業することを得ざるは勿論靜穩の時と雖も沿岸に於て就業し沖合には出漁せず、漁法の如き從來の慣習を踏襲して之が改良の念なく巾着網、投網、流網、釣、地曳網等を使用し、漁場は北に於ては「バーダロン」南は Bienson 及 Vinh 附近の一小部分にして未だ開拓せられざる漁場多し。漁獲物は凡て鹽乾魚として土人需要の小部分を除く外支那人に販賣し支那人はこれを自國及新嘉坡、香港等に輸出す。

第六節 支那人の漁業

支那人の漁業は是を二種に區別することを得べし、即ち小漁業、大漁業之なり。

小漁業とは當殖民地に定住する支那人によりて行はれ在住土人の同一の幼稚なる漁業を營むものにして大漁業とは之に反して Pakhoi hoian 等に住する支那人が三十噸以上の「ジャンク」船に五人乃至十二人乗組み毎年九月下旬頃より翌年六月頃迄東京灣内に於て漁業に従事する大規模のものにして毎年出漁し來る支那「ジャンク」船の Cacha 島 (Haiphong) の港口に在る一小島) 税關登録數に依れば六百艘の多きに達し、其漁獲物は船内に於て鹽乾魚又は鮮魚として一定の時期に於て發動機船を以て買ひ集むる仲買人に賣渡し、仲買人は更に當殖民地及支那等へ販賣す、其輸出額は八百萬法乃至千萬法の巨額に達すと云ふ。

又支那漁業者は沖合漁業に従事し漁具は時期又は魚族に依り差異あるも主として曳網、巾着網、流網等を使用す。

第七節 鹽乾魚の製造

一、乾魚

其製法は魚の背面を截ち割りて内臟を取り海水にて洗滌し十二時間之を鹽水漬と爲したる後簀上に於て約三十日間炎天にて乾燥す、乾燥中は折々鹽を振り掛け手にて揉むものとす、而して乾魚製造に使用する鹽量は魚重量の二十五「パーセント」なりと云ふ、主として此の製品は支那地方へ輸出せ



二、鹽 魚

其製法は魚の内臓を出して海水にて洗滌し、木材又は陶器にて作りたる樽又は用器中に入れ五十「パーセント」の撒鹽を施し重石を以て上部より壓迫すること七十日間可成鹽分の魚肉に浸透することに努めたる後之を取出し三日間炎天に乾燥す、如斯する時は百「キロ」の魚肉は七十「キロ」の鹽魚となると云ふ、之の製品は主に香港地方へ輸出せられ支那人に嗜好せらる。

三、鹽水漬

魚を輪切となし海水にて洗滌し約三日鹽水に浸す此の鹽水中には種々の香料を入ると云ふ、主に土人の食料に供せらる。

其他の製品としては魚より醬油を製造しつゝありて之は土人に珍重さるゝものなり。

第八節 魚 族

東京灣内に於ける魚類の科學的研究は最近行はれたるものにして當地(Hanoi)商品陳列館長 CROVOST 氏は灣内の魚類を採收し「巴里」に送附し博物館長 CHILOR 氏に依り其名稱分類等を行ひたり、之に依れば東京灣内に棲息するものは英海峡、大西洋の其れと同一にして、芒棘類軟體動物、甲殼類等饒産すと云ふ。

今魚類名を列記すれば

鯖、鮪、鰹、鯛、鰻、蝦、鱈等なり。

又貝類は「貝ボタン」の原料として輸出せられ工業用、裝飾用として使用せらる。

(附)

鹽業に關しては漁業と密接なる關係を有し近次日本内地鹽拂底の爲め當殖民地より其供給を仰ぎたるを以て其大要を示さんとす。(小官漁業用鹽に關する調査書參照)

當殖民地に於ける製鹽業の沿革を尋ぬるに十七世紀頃に於て支那人に依り創始せられ安南人の擴張したるものにして、鹽田は東京及南部安南地方に存在し其面積四百萬平方「メートル」を有す。

從來鹽より生ずる収入は政府唯一の財源たりしものにして、其起源を按ずるに安南王 (Chalongs) の時に於て各鹽田所有者をして政府に其地租を納めしめ又其製鹽を他に輸送せんとする場合には一定の税金を支拂はしめたりと云ふ。

而して佛蘭西保護領となりて以來佛政府の財源となり、一八九二年鹽に關する規定發布せられ鹽田業者より一定の税金を徵收したり其後一八九七年に改正せられ鹽税を以て消費税となし消費者の負擔とせり、然るに此の消費税制度に弊害あるを認め一八九九年に一大改正を行ひ專賣制度を實施し過剰生産を防止する爲め新出願者に對し許可を制限せり、政府の專賣益金は「カンタル」に對して二法



五〇にして益金と倉敷料其他の雜費を包含す。但し輸出鹽に對しては此益金を免除す、又一九〇四年に於て嚴重なる取締規定發布せられ其他産業獎勵の見地よりして特別定價なる規定を設け益金を徴收せず安價に販賣し居れり。(一九〇六年九月發布の規定)

漁業用鹽に對しては其獎勵上土人の使用する場合に限り之を免除し、支那人が海上に於て鹽乾魚として輸出する場合に使用する鹽に對しては一九一三年二月二十四日の府令によりて益金を徴收し居れり。

製法は天日製鹽にして製鹽時期は北部安南、東京に於ては四月より十一月迄とす、其産額平均八萬噸位なり、而して鹽田地を擧ぐれば Tonkin に於ては Nandinh, Cho-Con, Hatrai, Vanly, Xnongdien 等北部安南に於ては Vinh, Van-phan, Thanh-Son 等主なる産地とす、其生産費は極めて低廉にして百斤十仙位なりと、其品質は我が四等鹽に匹敵す。

當殖民地は氣候の關係上最も鹽業に適するを以て殖民地の消費に對し常に過剰生産を免れず、従つて前述の如く其製造に對して制限する次第にして政府に於ては輸出を歓迎し居り、輸出鹽に對しては益金を免除し、極力輸出を獎勵し居れり、現在に於ける輸出は平均二萬噸位にして其輸出先は香港、新嘉坡、ビルマ、暹羅、日本等なり。

現今の鹽田に於ても其製造を制限せざる時は優に二十萬噸を生産し得べく有望なる鹽業地と云ふべし。

## 第十三章 香港に於ける海産貿易狀況

### 第一節 一般貿易

香港は廣東省の南岸珠江口に在る一小島嶼にして廣東省城と隔たること約八十餘哩の地點に在り英國の領有に歸してより僅々七十餘年に過ぎざるも其の位置東洋の咽喉、南支那の關門を扼し中繼貿易上絶好の地位を占むるを以て東洋に於ける通過商業の中心點たり。

當港は自由貿易港たるを以て正確なる統計を知るに由なく調査上多大の困難を生ずるも今や其の貿易額約十億弗に達するの盛況を見るに至れり如斯繁榮を來したる所以は背後に無限の消化力を有する支那大陸を控ゆる爲めにして支那より蒐集したる粗製品を歐米其他の各國に分布し更に精製品を歐米日本其他の先進國より輸入して支那内地に分配するに依る。

茲に貿易上注意すべきは這般歐洲戰亂の之に及ぼしたる影響にして戰前に於ては英本國其他歐洲各國對香港貿易隆盛を極めたるも戰時に至りて著しく減少し之れに代りて日本及米國其の地位を占め就中本邦の如き一躍第三位となり其の貿易額一億五千萬圓に達したるは大に刮目に價する現象と云ふべし。



今對本邦貿易品の主なるものを擧ぐれば左の如し

一、本邦より當港への輸入品

石炭、綿絲、綿布、海産物、椎茸、燐寸、玩具、メリヤス等

一、當港より本邦への輸出品

米、砂糖、籐、棉花、包蓆、蠶絲、錫等

第二節 海産貿易

第一項 概況

海産物市場としての香港は東洋第一と云ふを得べく其の輸入せらるゝ海産物は生産地の豊凶と其の勢力範圍たる廣東、廣西、福建各省に於ける需要狀態の如何によりて消長あるを免れざるも其の輸入額は年々地方の啓發せらるゝに従ひて増加の傾向を示し大正七年に於ては約二千萬弗に達する盛況を見たり而して是等輸入海産物の約半額は本邦所産のものにして如何に當市場に於て重要なるかを推知するに足べく其他は南洋及北海、澳門、香港近海産とす。

本邦より當港へ輸入せらるゝ海産物は價額に於ては年々増加するも數量に於ては反對に減少の傾向あり、是本邦産地高に起因するものにして當地に於て最も需要多き鰯の如き戦前に比するときは異常の騰貴を來し戦前に於ける高等食品たる鱈鱈の價格に匹敵し將來尙此の高値を持続するときは勢ひ

南洋及澳門等より來る鹽乾魚等の需要を喚起するに至り本邦産の輸入は減少を見るに至るべし。

又當市場は上海其他支那各市場と趣を異にし一般に高價なる海産物の需要多く鱈鱈、貝柱、海參の如きは就中優良品のみ消費せられ不良品は凡て福州、廈門等に分輸せらるる故に中部支那に於て最も需要多き安價なる昆布、鹽鱈の如き當地に於ては極めて少數なりとす、之れ需要地たる廣東地方の生活程度他地方に比して高きに依るものと云ふべし。

第二項 輸入海産物の種類、輸入額及價額

當地に輸入せらるゝ海産物の種類等は便宜上輸入徑路より之れを分ちて記述せんとす。

一、本邦産

(イ) 鰯

鰯は輸入海産物中第一位にあるものにして當地輸入額は大正七年に於ては二百五十萬弗を算せり、而して上、下を問はず廣く支那人に愛用せらる、然れども前述の如く産地高の爲め異常の暴騰を來し従つて下級民は之が代用品として南洋産の鹽乾魚を需要するの傾向を呈するに至れり。

今主なる種類及價格を擧ぐれば次の如し

(A) 對州産



支那名稱	相場(一擔に付)
一番鰻 大羽	七五・〇〇
一番鰻 中羽	七〇・〇〇
一番鰻 小羽	六二・〇〇
二番鰻 拖沙 尤	五三・〇〇
排 尤	五一・〇〇
桃 尤	五五・〇〇
竹葉 尤	六〇・〇〇
鰻の耳 尤	四八・〇〇

一番鰻には皮を剥きたるものと然らざるものとあり皮を剥がざるものは七、八弗安價なり。

(B) 北海産(松前)

(C) 南部産

(D) 對州及北海産、鎗鰻

(E) 鰻の耳

以上の中一番鰻の輸入は極めて少量にして一般に輸入せらるゝは二番鰻以下にして地方によりて需要の種類を異にするも對州産は廣東省城内に於て需要せらる。

(ロ) 乾 鮑

乾鮑の輸入額は七十萬弗を算し我輸出總額の八割を占め香港は乾鮑の重要市場にして他國品の輸入極めて少く本邦品の獨占する所たり。

支那名稱	相場(一擔に付)
灰 鮑 大	二三五・〇〇
灰 鮑 中	二〇五・〇〇
灰 鮑 小	一六五・〇〇
明 鮑 大	一三五・〇〇
明 鮑 中	二五〇・〇〇
明 鮑 小	二二〇・〇〇
大間 鮑 大	二二〇・〇〇
大間 鮑 中	二八〇・〇〇
大間 鮑 小	四五〇・〇〇
大間 網 鮑 大	四二〇・〇〇
大間 網 鮑 中	四二〇・〇〇
灰 鮑 大	二五〇・〇〇
灰 鮑 中	二二〇・〇〇
灰 鮑 小	一八〇・〇〇
灰 鮑 中	一四五・〇〇

(A) 南部産

(B) 北海産

一一七



(C) 伊豆産	明	鮑	大	二六五・〇〇
(D) 五島産	明	鮑	小	二三五・〇〇
(E) 房州産	明	鮑		二八〇・〇〇
(F) 貝柱	明	鮑		三二〇・〇〇
		鮑		五〇〇・〇〇

貝柱の輸入額は年額七十萬弗にして他國よりの輸入殆ど無く本邦産は最支那人に嗜好せらる。

(A) 北見産 支那名稱 相場(一擔に付)

元	貝	大	一六〇・〇〇
	貝	中	一八〇・〇〇

北見産は凡て丸粒のものなり。

(B) 根室産

角	貝	上	一三五・〇〇
	貝	中	一二〇・〇〇

根室産は凡て四ッ割のものなり。

(C) 青森産 清心干貝

青森産は最も多く支那人によりて嗜好せらるゝも現在入荷なしと云ふ。

(D) 朝鮮産

切	貝	上	七五・〇〇
	貝	中	六〇・〇〇

朝鮮産は玉菜貝と稱するものより取るものにして切貝と稱し極めて劣等なるものなり。

(三) 乾鱈

本品は大正六年に於ては六十五萬弗の輸入を見たるも大正七年に至りては四十五萬弗に減じた。

乾鱈は之れを二種に別ち棒鱈及開鱈とす。

(A) 棒鱈	支那名稱	相場
	柴魚	

之れを産地別とすれば

樺太産	二	等	一七・〇〇
	三	等	一五・七五
	三	等	一五・〇〇
			一二九



根室産	一	等	一三〇
二	等	一九〇	
三	等	一六・五〇	
		一五・〇〇	

肉の厚き小筋嗜好せられ根室産極めて高價なりと云ふ。

(B) 開 鱈 桂 魚 (支那名稱)

之れを産地別とすれば

根室	一〇・〇〇
樺太	一〇・〇〇
厚岸	一〇・〇〇
三場所	一一・〇〇
釧路有頭	一八・〇〇
助宗同	一四・〇〇
朝鮮無頭	一二・〇〇
北海産同	一二・〇〇

開鱈は有頭と無頭とに分ち有頭開鱈は釧路産を第一とし三場所根室産之れに亞ぐ、無頭開鱈は

朝鮮産を尤とす。

(ホ) 乾 蝦

本品の輸入額は大正七年に於ては三十五萬弗にして七、八年前迄は日本品の聲價高かりしが其後外國品優勢となるに至り日本品中最も賣行良きは神戸産とす。

(A) 神戸産	支那名稱	相場
蝦	米上	六五・〇〇
同	並	五〇・〇〇

(B) 駿州産櫻蝦

櫻蝦干上	三二・〇〇
同中	二八・〇〇

本邦品は外國品 (安南産) と比するときは外觀に於て一步を譲るも味の點に於て優り従つて値段は概して高し。

(ハ) 鱈 鱈

本品の輸入額は十五萬弗にして種類極めて多く本邦産は小さき安値のものに限られ主として「ヨシキリ」なり。



上等品にありては到底外國品の敵に非ず

(支那名稱)

(A) 白翅

(B) ネヅミ翅

(C) 青翅

(D) 「ヨシキリ」

(E) 尾長

(F) 小翅

(ト) 寒天

相場

牙管翅

同

同

同

同

沙翅

大中大小羽

五六〇〇〇  
四〇〇〇〇

本品の輸入額は十二萬弗にして其の用途は概ね夏季の清涼食品に用ゐらるゝもの多し本品は日

本品以外全く輸入なし。

(支那名稱)

(A) 細寒天

(B) 用寒天

(チ) 海參

相場

大菜絲

方大菜

視察當時入荷なかりしを以て其の當時相場を知ることを得ず。

本品の輸入額は五千弗にして當地に於て需要せらるゝは主として南洋品なり。

(支那名稱)

海參

遼參大

同中

相場

一二〇〇〇

八〇〇〇

(リ) 鮑罐詰

本品の輸入額は六萬弗にして他國よりの輸入全く無く、本品は乾鮑に比し味稍劣るも乾鮑の如く調理に長時間を要せざるを以て支那料理店等に於て需要多し。

(支那名稱)

(A) 南部産

(B) 北海産

(C) 對州及長崎産

(D) 水戸産

(ヌ) 昆布

相場

(六〇〇打入一箱) 二四〇〇

(五〇〇打) 二一〇〇

(四〇〇打) 一八〇〇

本品の輸入額は他地方に比して極めて少く四萬弗内外なり。

(支那名稱)

昆布

海帶 三等昆布

相場

四・五〇



海帶 猫足昆布 五〇〇

刻昆布は殆ど入荷なしと云ふ。

(ル) 乾魚類

本品の輸入額は昨年度に於ては二十五萬弗にして香港及澳門近海産安南産の輸入頗る多く本邦よりは極めて少し。

(支那名稱)

支那名稱	相場
干青鱗魚	入荷なし
鱈素 煮 乾	一一・〇〇
小女子	一四・〇〇
田作素 煮 乾	一四・〇〇
公魚仔	一九・〇〇
ナリメン乾	三〇・〇〇
銀魚仔	二五・〇〇
大鱈干	一七・〇〇
公魚	二四・〇〇
鯉干	二〇・〇〇

(G) 干 鱈 大地魚 入荷なし

(ヲ) 乾 貝

本品の輸入額は二十萬弗にして種類及相場は左の如し。

(支那名稱)

支那名稱	相場
帆立耳	二七・〇〇
干貝	二二・〇〇
雀貝	八・〇〇
干蛤	三五・〇〇
干蠣	二七・〇〇
蠔鼓	六五・〇〇
草蛭干	五〇・〇〇
同	四三・〇〇
同	三八・〇〇
竹蛭干	四八・〇〇



(F) 竹蠶干 中 四二〇〇

(G) 周利貝 淡菜 大 三〇〇〇

(H) 馬鹿貝 西施利 中 三四〇〇

(I) 鹽鱈其他の鹽魚 二五〇〇

(ワ) 鹽鱈其他の鹽魚  
本品の輸入額は大正六年に於ては二十萬弗なりしも七年に於ては五萬弗に減少したり、其他鹽開鱈、樺太鯨等の少量の入荷あり概して本邦より輸入する鹽魚は試験時代にして其海産及安南暹羅産に對して到底競争すること能はず。

(支那名稱) 相場

(A) 鹽鱈 三文魚 一・〇〇

(B) 鹽開鱈 入荷なし

(カ) 乾物 入荷なし

(キ) 本品は海産物と同じく海産物商店の取扱ひ居る關係上參考の爲め記述せんとす。

(ク) 本品の輸入額は約二百五十萬弗にして我國總輸出額の大半を占む。

(支那名稱) 相場

(A) 椎茸 冬 一八〇〇

(B) 岩茸 石 二四〇〇

(C) 百合 入荷なし

(D) 人參 同

以上は本邦より當地に輸入せらるゝ海産物の主要なるものにして其の總額八百餘萬弗の巨額に上り我が輸出海産貿易上重要な市場たるを知ることを得べし。

二、南洋品  
茲に南洋品と云ふのは安南、暹羅、新嘉坡市場より當港に輸入せらるゝものにして鹽乾魚類、海參、鱈、蝦等を主なるものとす、其の年額七百萬弗を算し本邦に取りては大なる勁敵と云はざるべからず。

左に種類及相場を示さん。

(イ) 鹽乾魚 本品は百二十萬弗の輸入あり下層階級者多數の必需品にして左の如く多種に亘り、相場は種類



によりて異なるも一擔に付七弗五十仙より八弗の見當なり。

黄澤、青鱗、石斑、黄花、紅參、牙帶(太刀魚)、烏耳或、酒排、容樹葉、石谷魚、池魚、石頭魚、竹筴、白倉、黑倉、白春、紅魚、曹白、立魚、板則、白尾洋魚、黑尾洋魚、馬有魚

(ロ) 海 參

本品の輸入額は百五十萬弗にして本邦品と異り「刺」少く其類極めて多くして價額も黑白大小によりて一樣ならず一擔に付十弗より二百五十弗の開きありと云ふ。

(ハ) 安南蝦

本品の輸入額は五十萬弗を算し本邦品に比するときは色の鮮紅なると粒の大なる點に於て優るも鹽辛きに失し味劣れり、然れども比較的長く保有し得るを以て遠隔なる地方に需要多きが如し、相場は一擔四十六弗見當なり。

(ニ) 鱈 鱈

本品の輸入額は百二十萬弗にして本邦品に比し極めて優良なり相場も種類により異なるも一擔に付七、八十弗より三百弗見當なり。

(ホ) 暹羅の淡菜

本品の輸入額は百四十萬弗にして本邦品より二、三弗下値なる爲め漸次其の販路を擴めつゝあ

り相場は一擔に付き二十弗見當なり。

三、米國鹽鯷

本品は數年來輸入を見るに至りしものなれども支那人の嗜好に適し毎年五萬弗内外の輸入あり相場は一擔に付七弗五十仙見當なり。

四、香港、澳門、近海産

香港、澳門、近海産及寧波、芝罘方面より年々六百萬弗内外の鹽乾魚の輸入ありて本邦鹽鯷、米國鹽鯷の勁敵たり相場も戎克にして不定期に入荷し成行にて賣放すを以て本邦品より概ね安價にして種類に依り異なるも七、八弗より二十四、五弗の見當なりと云ふ。

第三項 海産物取引狀況

前述の如く當地に輸入せらるゝ海産物の徑路を見るに殆んど凡て諸外國産地に在る支那商の手を経て當港支那商に輸入せらるゝものにして本邦品の如きも少數の種類を除く外支那商の取扱に屬す。今左に産地より輸入せられて消費者の手に至る迄の取引徑路を取扱商別に述べんとす。

當港に於ける海産商は之れを大別して輸入問屋、仲買卸商、水客並に各需要市場の海産物問屋出張員の四となすことを得。

一、輸入問屋



一、當港に定住して中繼貿易に従事する支那商人は其數頗る多く到底枚舉に遑あらず、就中最も大なるものを南北行及九八行とす、前者は南北各地に店員を派して南洋貨、北洋貨を取扱ふ點に於て後者は委託問屋にして買手より二分の間屋口錢を收得する意味に於て此の名あり其他大小商店を合せて約百餘軒を數ふべし。

最初當港に於ける商業中心點は文咸西街にして有力なる支那問屋業者相集りて南北行なる組合を組織し漸次基礎鞏固なる有力團體となりしを以て容易に新加入者を容れず且つ多額の加入金を徵收せる爲め之れに加入し得ざりし商人は別に前記の九八行なる組合を設立し其の加入金を銀三百弗とし専ら委託荷を取扱へり。

從來海産物は南北行に於て取扱ひたるも現在に於ては主として九八行により取扱はれ其の取引範圍も極めて廣く、支那、佛領印度、暹羅、海峽殖民地、比律賓、濠洲及日本に亘り其の品種は米、豆、雜穀、油、銅、錫、茶、落花生、麻、棉花、雜貨、海産物等なり。

左に海産物を取扱ふ主なる商店を擧ぐれば  
萬和、華安、光裕、昌盛、萬盛興、裕興隆、源隆盛、福信和、元亨、德成、麗安、德興、廣生發、奏生行、廣安榮  
等にして九八行組合に加入せる有力なる問屋なり。  
福信和は本邦大澤商會の經營する所にして支那商人間に多大の信用を有し本邦海産物の輸入に努

かしつゝありて本邦海産貿易の發展に貢獻すること大なり、然れども常に損失を來し經營困難に陥り店員の談によれば閉店するの止むを得ざるに至るやも知れずとのことにして苦心の結果支那街に支那商人と伍して折角今日の地位を得たる本邦唯一の商店を失ふは本貿易の爲め多大の損失といふべく當局に於ても相當考慮を要する問題なり。  
上述の海産物問屋は各地に出張員を派し産地に於ける海産商と取引關係を結び委託を受け販賣しつゝありて買付を爲すは極めて例外なり。

二、海味舖  
海味舖とは輸入商たる九八行より仕入を受け各地取引關係店に對する卸賣及自店に於て小賣を兼營する海産物商にして此の點は上海其他の地方と趣を異にする所なり、上海等に於ては卸賣業者と小賣業者とは全然區別せらるゝも當地に於ては氣溫高く製品の保存頗る困難にして就中乾燥不充分なるものにありては腐敗し安く従つて卸賣にありても大口の取引行はれずして小口取引のみなるを以て勢ひ卸業者が小賣業を兼營して品捌を迅速ならしむる所以なり。

三、水客  
水客とは一名風來客とも稱し南支那各地より主として民船（ジャンク）にて其の地方の物産を持



ち來り歸途に思惑又は注文を受けて買附くる客にして凡て支拂は現金を以てし有力なる客筋なり。  
四、地方出張員

各需要地に於ける海產物商は單獨又は共同して仕入れの爲め出張員を香港に派遣し取引關係を有する商店に寄食するか又は店舗を構へ海味店より買付を爲さしむ、此の地方出張員なるものは極めて有力なる顧客にして當市場に輸入せらるゝ海產物の大部分は是等の手を経て地方に分輪消費せらるゝと云ふも可なり。

前述の如く舊海產物類は九八行によりて取扱はれ安南、瓜哇、暹羅、澳門、山東產鹽乾魚は鹹魚欄の手により本邦鹽鯨、米國鹽鯨は本邦商の手によりて取扱はれ前記海味店等の手を経て地方に分輪消費せらる。

第四項 消費地の狀況

香港に輸入せられたる海產物は前節に論じたる輸入問屋より卸賣商、水客、出張員に賣渡され各地方に分輪せらるゝものにして今主なる消費地及其割合を示せば左の如し。

- 一、廣東、廣西方面 大正六年 同 七年 五〇% 四五%
- (イ) 廣東省城

(ロ) 江門

(ハ) 佛山、陳村、石龍

(ニ) 汕頭、廈門方面

(イ) 汕頭

(ロ) 廈門

三、香港

四、南洋方面

(イ) 斯嘉坡

(ロ) 安南

(ハ) 暹羅

五、上海及中部支那

之に由て之を觀れば香港に輸入せらるゝ海產物の大半は廣東方面に消費せらるゝものと云ふべく當地方は他地方に比して生活程度高く概して優良品需要せらる。

第五項 取引慣習



海外各産地より輸入商に送附し來る海産物は輸入商に於て其の送狀を得れば直ちに船會社關係倉庫に至りて現品を受納し自家用の倉庫に引取るものなるが當港は自由貿易港なるを何て何等通關の手續無く至極簡單なれば二三時間にして大概貨物の引取を終了す、其内一個を店舗に送りて開裝し買方の現品識別に便ならしむ、前記各種の客は常に毎日二回其の關係問屋に集り市況に應じて地方客筋又は地方問屋筋の注文により自己所要の品種を買附け賣買成立せば買手は大抵一ヶ月の荷出期間内に一回若くは數回に亘りて出荷し、若し一ヶ月を經過するに至らば買手は倉敷料一ヶ月間百斤に付十錢を負擔せざる可からず然れども海産物の如きは長期の保存を許さざるを以て早きは賣買成立後二三日遅くも一週間以内に取引を了す（此の場合に品傷み等あるときは買手は契約を取消すことを得）

荷渡は問屋倉庫渡にして賣手が看貫を爲し買手に引渡すものとす。

衡器は封度衡にして其正味封度数に七五を乗じて擔に換算す。

風袋は實貫を主とす賣手が看貫するを以て缺斤を生ずること殆どなし。

代金支拂は組合規約によるときは荷出後一週間たるべく若し違背したる場合は罰金に處せらるゝを原則とするも買手の信用、取引關係により一定せず。

代金の計算は組合規約の定むる所に依る。

一、買手の代金支拂法

(イ) 賣揚高

賣揚金看貫正味擔數に賣約値段を乗じて定む。

(ロ) 佣錢(口錢)

問屋の買手より受取る手数料は從來賣上金の二分なりしも數年前より現金制度となりし結果九九掛とし例へば「ピグル」百弗の物が買買せらるゝ時は之れに手数料二分を加へ(100+2=102)之れに九九を乗じ(102×99=100.98)を賣手より買手に請求す、九九掛けの場合は荷出後一週間内に支拂ふものにして若し二週間目に支拂を爲さざるときは九九掛を爲さず。

(ハ) 店銀

店銀とは賣手が買方より箱物百斤に付五錢俵物百斤に付三錢乃至二錢を賣揚金及口錢に加へて請求するものにして盆、正月に於ける店員の賞與金となす。

(ニ) 見本料

見本料とは賣手が買手に對して賣揚金に口錢を加算したる總金額の二厘を年末計算にて支拂ふものにして買方店員の賞與となる。

(ホ) 銀紙水

銀紙水とは香港市場の支那商間取引に於ける特殊の慣習にして其の沿革等を按ずるに支拂に使



用する貨幣の價值、相違より生じたるものにして即ち廣東商人の香港に於ける支拂は香港紙幣を以て爲さざるべからず、然るに廣東に於ては銀貨が流通貨幣なるを以て之を香港紙幣に換算するを要す、然るに紙幣と銀貨との間に價値の相違ありて從來は紙幣の價値銀貨の價値より高く、爲に買手は支拂に當りて其の差額を負擔せざるべからず、之を銀紙水と唱へ賣揚代金に口錢を加算したる金額より控除して賣手に支拂ふものとす。

從來廣東に流通したる貨幣は本邦一圓銀貨にして例へば香港に於て一千弗の支拂を爲さんとする場合は本邦銀貨八百圓と廣東二十仙銀貨二百弗を以て香港紙幣一千弗と交換するものなるが此の場合兩者間に爲替相場の差を生ず、是れ銀紙水なり、従つて爲替相場の高低により銀紙水も亦變動するを以て鹽藏魚及南洋より來る海參を除き他の海産物は凡て千弗に對して十二弗五十仙となすことに組合に於て協定せり。

其後南洋産海參、鹽藏魚類の銀紙水に付て廣東商と香港商との間に紛争を生じたる結果現在に於ては支拂日に於ける相場の差額の六掛けに一弗を加へたるものを銀紙水となせり。

二、委託主に對する仕拂

輸入商が委託主に對する支拂は各店によりて異なるも前渡入銀完了次第左の諸掛を賣揚商より引去り送金するものとす。

(イ) 口 錢

口錢は賣揚高の二分乃至三分

(ロ) 見本引

賣上金百弗に對して五十仙乃至二十仙

(ハ) 銀紙水

賣上高千弗に付き十二弗五十仙

(ニ) 保險料

百斤に付十仙

(ホ) 陸揚費

百斤に付十仙

(ヘ) 倉敷料

百斤一箇月十仙

第六項 需要期節

海産物は頗る多種類に亘り且つ生産需要の季節區々にして一定せざれども例年下半期に多くして上半期に少きを常とす即ち



- 一、習慣上舊一二月の需要品は前年舊十二月に仕入置くこと
  - 二、三、四、五月は植付其他繁忙の爲め殊に雨期に際して貯藏困難なること
  - 三、五、六、七月は暑氣の爲め祭典祝宴なきこと
- 鹽魚の取引多きは十月より翌年四月迄にして就中十二、一月の二箇月間最も多し。  
 乾魚は周年需要あれども夏期は鹽魚を需要せざる爲め特に多し。

第七項 本邦海産の將來

香港は支那上海と相對立する一大海産物市場にして當地に輸入せらるゝ大半は本邦所産のものたる現状より觀察すれば本邦海産貿易にとりて如何に重要な市場たるかを推知するに足るべし。然るに當地に輸入せらるゝ海産物は前述の如く本邦産地高の爲め金額に於て増加したれども數量に於て減少し自然需要の減退を見つゝあるは大に考慮を要すべき點なり。

又當地の輸入状態を見るに舊海産物扱商に於ては大澤商會經營の福信和を除く外凡て支那商にして是等支那商は本邦に出張店若くは出張員を派して取引關係を結び輸入し居りて本邦商としては鹽鱈米國鹽鯨を取扱ひ居るに過ぎず。

當地は温度高く空氣濕潤にして長期の保存を許さず従つて大口の取引なく小口の取引行はるゝ關係上本邦商に於ては常に損失を來すを以て之れが取引を爲さざるが如し。

要するに當地に於ける本邦海産貿易の將來は本邦生産費にして現在よりも昂騰せんには消費地の購買力之に伴はざるべく従て其の需要を減少すべきこと明なり。

第十四章 香港に於ける漁業狀況

第一節 總 說

今當地を視察するに當り當地一大漁村「アバーデン」に於て邦人松尾我何人氏支那漁民と居を同ふし數年前より漁業に従事し苦心の結果近時相當の利益を擧ぐるに至り邦人漁業の發展を企畫しつゝあるを以て左に其狀況を略述せんとす。

松尾氏は農商務省遠洋漁業練習生として香港附近の漁業の練習及調査を命ぜられ大正四年初めより同年末に至る約一箇年間主として當地附近の漁場並に支那人の漁業状態及鮮魚販賣方法に就て調査する所ありたり。

其の結果當地が本邦人の出漁に適せるを認めたるを以て自ら出漁を計畫し大正六年内地にて漁船を建造し香川縣大川郡の漁夫六名を引率して渡航し同年末より底延繩漁業を開始せり、然るに初期に於ては漁場の狀況、餌料の購入其他萬般に就て不知、不案内の爲め意外の損失を蒙りしも操業の結果該漁業の愈々有利なるを認めたるを以て更に擴張の計を樹て大正七年末に至り前年の漁船を母船として



操業すべく小漁船二艘を内地に於て建造し長崎縣南高來郡の漁夫六名を招致し母船並に附屬漁船の三隻にて操業し本年二月に至り漸く好成績を収むることを得たり。

然るに香港政廳は快く船舶鑑札の下付を肯ぜざるため本年三月母船は新嘉坡に廻送し當地に於ては小漁船二艘にて漁業に従事し其の成績は漸次良好に向ひつゝあり。

### 第二節 漁業の種類

當地支那人の漁業種類は多種多様なりと雖も就中最も主要なるものは打瀬網漁業と底延繩漁業との二種なり、之れ當地方の海區の状況竝に魚族の種類に鑑み必然の結果にして此の兩者を比較するに打瀬網漁業可ならざるに非ざるも其の盛漁期は秋、冬及初春の風強き時期に限られ夏季は無風の爲め殆んど休漁の状態にあるを以て遠隔出漁者に對して甚だ不利たるを免れず。

之れに比し延繩漁業は春夏及初秋を盛漁期とするも冬季に於ても亦多少の漁獲を擧ぐることに不可能に非ず、打瀬網の如く或る時期に於て休漁するの不利なる點に於て却て有利なりと認む。

### 第三節 魚族の種類

前述の如く當地方の主要漁業は打瀬網漁業及底延繩漁業なるを以て市場に供給せらるゝ魚族の種類

は底魚其量最も多く、グチ類、鯛類、鰹、ニベ、イトヨリ、鰯等最も多し。浮游性魚としては鱈、鰹最も多し。

### 第四節 漁場及海洋状態

#### 第一項 漁場

本邦人の操業する主要なる漁場は香港附近(主として南東方)レマ群島附近、同群島沖合、リントイン島附近、三門島附近等なり、支那人漁業はブトイ島、三門島、リントイン島、レマ群島沿岸最も盛んにして打瀬網漁業は遠く沖合に出漁する事あるも大部分はレマ群島と香港島との間に於ける海邊に於て操業す。

#### 第二項 海洋状態

此の海底は概して泥砂にして岩礁は極めて島嶼に接近せざれば存在せず、レマ群島沖には稍々發達せる砂礫の海底存在するが如し。

水深は概して遠淺にして二十五尋以下を普通とし「レマ」群島二十哩沖に於て約三、四十尋、ブトイ島附近の海峡にて四十尋以上の深度なり。

海水は甚しく清澄ならず、雨期後五、六、七月の交には淡水の混合すること多く鯛延繩餌料たる蝦死して用をなさず。



第五節 漁期及天候

第一項 漁期

左に主なる魚族につき記述すれば

一、鯛。冬季の間は鳥嶼の岩礁地及深海部に非ざれば漁獲なく舊三月の頃に至り沿岸近く入込

二、多声。舊二月下旬に至り深く陸岸に近く入込み夏季は到る處に其の漁獲あり、舊九月頃迄

沿岸に滞留す。

冬季には沿岸に其影を留めず。

三、鱧。舊四月に至り多く沿岸に入込み舊九月迄滞留す、冬季は僅かに沿岸に留るものあり。

四、鱈。二月上旬の頃既にレマ群島沖には多さもレマ群島以内の海區に多きは晩春より夏季の

頃なり。

五、グチ類。晩春より夏季に亘り沿岸近く其の漁獲甚だ多し。

第二項 天候

當地は貿易風の影響を蒙り終年偏東風多く晩秋より冬季に亘り風向稍北偏し風力三乃至四の平均せるもの多し、春季及夏季は之れに反し風向南偏し時々大風の突發することあるも平時の風力は概して

弱し。

晩秋より冬季の間は乾燥期にして殆んど快晴の天候連続し反之春季及夏季は降雨多く殊に春季に於て甚し。

氣候は冬季と雖も華氏四十度を降ること稀にして、夏季は室内氣温九十度を越ゆること少きも大氣濕潤せる爲め暑熱を感ずること甚だし、然れども海上の操業には差したる困難を覺へず。

第六節 漁具及餌料

第一項 漁具

一、網延繩(一鉢構造)

幹 繩 綿 絲(六號)二條合せ 五百尋

枝 絲 同 (五號) 二尋半

枝絲は幹繩五尋間隔に附す

釣 寸 三九形銀鈎

二、鱧延繩(一鉢構造)

幹 繩 綿 絲(七號) 六百尋

枝 絲 綿 絲(五號) 一尋半



先ヤマ綿 絲(七號)

三尺

一五四

枝絲は幹繩十尋間隔に附す

釣 寸三、寸六の二種角型銀鈎

第二項 餌料

鯛繩は活蝦、鱧繩は活鱒を用ふ、時刻に至つては鱧繩は日暮後の潮汐遅緩の時、延繩、鯛繩は朝夕を主とす。

第七節 魚 價

一早春は打瀬網の操業未だ衰へず、延繩の漁獲既に盛大となり市場に供給せらるゝ鮮魚の量多きを以て魚價最も廉く反之夏季は打瀬網の操業無きと暑熱の爲め遠隔地より供給絶つため市場の鮮魚少く魚價も從て高し。

尚ほ魚價は天候に依り激變し時化の時は大價に好天連續すれば低落す。

香港市場に於ける主なる魚價左の如し。

一斤(百六十匁)の價額を香港貨「仙」にて示す

ア	二五—三〇 <sup>仙</sup>	鯛	一八—二五 <sup>仙</sup>
チ	一五—二〇	多	一〇—一六

鱧 八一—一四

シログチ 八一—一二

シナグチ 一四—一八

イトヨリ 一〇—一三

鱒 四—一六

シヤグチ 一〇—一五

イ 五—一七

第八節 運搬及處理法

邦人漁業者は漁場に於て氷藏若くは鹽魚とし漁船にて香港市場に運搬す。

香港中央市場に於ては之れに附屬する鮮魚問屋に委託販賣し、問屋は當時の需要供給の状態により魚價を定め小賣商に賣渡す、之れは極めて不完全なる販賣方法の如きも問屋の永き經驗と厚き信用とは此の方法により大なる過ちを生ぜざるが如し、而して問屋口錢は賣上高の六分にして賣上金勘定は即時渡、遅くも翌日渡しなり。

支那人漁夫の處理運搬法を見るに氷藏法によるものなく、又大なる漁魚船の備へ無き爲め活魚の運搬極めて少く概ね死魚多し、打瀬網漁船の如く操業數日に亘るもの、大部は鹽藏とす、支那人の鹽藏法は魚鱗を除去したる後施鹽する點に於て邦人の習慣と異なれり。

第九節 漁 獲 高

延繩漁業にありては春より秋に至る迄を好漁期とし就中春季は多量の漁獲あることあり。

一五五



最近邦人漁業者の漁獲高を示せば左の如し

自大正七年十二月十五日	二三五・一七	操業船
至同月末日		
大正八年一月	五二四・六五	母船一艘
二月	三二六・五四	漁船二隻
三月	五八四・二二	漁船二艘
四月十五日迄	四二四・五五	操業

支那人漁業に於ては漁獲高の大なることに於て打瀬網漁業に及ぶものなく一組(二艘)の打瀬網漁業にて最秀なるは一箇年壹萬八千弗に達するものありて不漁なるものに於ては五、六千弗の漁獲を擧ぐと云ふ。

延繩漁船も春季は一日操業にて數百斤の多芦を漁獲するものあり、然れども規模の小なる丈け其の漁獲高は遠く打瀬網に及ばず。

第十節 漁業出願手續及税金

香港に於て漁業に従事せんとするには業務主、住所氏名、職業、船長氏名、住所、乗組員數等を記入したる申請書を港務局に提出して之れが漁業鑑札を得ざるべからず、港務局に於ては此れを審査の上許否を決し許可船には鑑札(帳簿にして番號、業務主住所氏名、船長住所氏名、其他乗組員數等の

記入及び注意條項の記載あり、又時々検査の際は該官吏の證明を記入すべき欄あり)を下附し船首部兩側及船尾には「ベンキ」を以て番號を記入し船内の一箇所に烙印の番號を附し主帆にも番號を記入す。

税金は小漁艇 (Fishing Boat) と大漁船 (Fishing junk) とにより異なるも前者な半箇年の期間にして新出願の者にありて一隻二弗九十五仙の料金を納付し、後者の期間は一箇年にして新出願のものにありて七弗五十仙を納付し更新に際しては鑑札帳代一弗を控除せる六弗五十仙を納入するを要す。

第十一節 邦人漁業者と土着漁業者との關係及邦人漁業の將來

香港に於ける邦人漁業者としては松尾氏の操業する二隻の外他に一隻の漁船なく、土着漁業者と利害の關係を生ずる程度に達せずといふ事を得べし。

唯將來邦人漁業者の發達せる場合に於て如何なる關係を生ずべきや、土着漁業者の利益を侵奪し、其の生活を不安ならしむる虞なきや、又土着漁業者の反感を惹起し彼此の衝突する虞なきや、之等の問題に就ては直ちに論斷することを得ざるも支那漁業者間に於ては邦人漁業者の發展を心良く思はざるものゝ如し。

邦人漁業の將來を按ずるに香港政廳に於て邦人漁業を許可するに於ては極めて有望にして今茲に其の理由を列記するに



一、邦人漁業者の技術經營法海外出漁に優越せること

一、香港は相當の漁價と廣大なる需用を控へ漁業に有利なること

一、生活並に經營の費用比較的廉なること

一、香港は魚族の種類豊富なること

一、香港は本邦と距離近接せること

一、土地の狀況邦人の生存に適せること

以上の點より考察するときは邦人漁業の發展すること疑なしと云ふべし。

然れども今親しく當地を視察するに當り香港政廳及日本領事館等に付き其の意見を徵するに當地在住漁業者の保護上邦人漁業者を歓迎せざる如く現在漁業に従事しつゝある松尾氏の漁船増加許可申請に對し許可を與へざる方針をとり、尙將來邦人漁業者の出願に對しても不許可の方針をとるものゝ如し、如斯なるを以て當地に於て邦人の漁業は發展する見込なしといふべし。

### 第十五章 對支海産物の將來

對支海産貿易の將來と云ふも既に各章に於て詳述したる所の如く各地によりて氣候、風俗、習慣、生活程度、嗜好狀態其他取引慣習等を異にするを以て概括的に之が斷案を下すこと不可能なりと雖も我

海産物の對支貿易は云ふ迄もなく元來彼に依りて掖導啓發せられたるものにして將來交通機關の發達に連れ益々發展すべき趨勢に在るは明かなるも現在に於て早や既に供給難の觀なくんばならず、即ち輸出數量及金額に付て之を見る時は金額に於ては増加の傾向あるも數量は近年漸次減少しつゝあり之れ本邦産地に於ける不漁と國內の需要激増し供給之に供はざる爲め魚價著しく昂騰を來せる結果に外ならずして毫も彼地に於て需要減退の象徴あるを見ず勿論時々隨所に勃發する非買同盟は尠からざる障害を與へつゝあるも之れ一時的現象にして事實彼我互に一方ならざる不利不便を感じつゝあるものなれば早晩此の不自然なる氣勢の消散するに至るべきは論を俟たざるべし、左れば本貿易に對する研究問題としては如何にして最も有利に之を進展せしむべきかにありと云はざるべからず、而して從來大なる缺陷として官民共に注目したるは我海産物は概ね居留地貿易に止まりたる點とす、左れば轉近本邦當業者にして之が直輸出を試みたるもの一再にして止まらざりしも最初より邦人の手に依りて賣込たる所謂新海産物即ち鹽物を除くの外は何れも失敗に終りたるは其原因頗る複雑なるものあるべしと雖も要するに左の諸點に歸着せざるものとす。

一、需要地の狀況に通曉せざりしこと

二、本邦在留支那商の勢力強大なりしこと

三、支那商は永年海産物を取扱へる關係上其鑑別等に就き優秀なる技能を有すること



四、本邦海産商は一般に大資本を有せざるを以て代金の回収に急にして假令薄利なるも本邦在留支那商に販賣すること

大要右の如くなるを以て將來の發展を圖らんと欲せば宜しく是等の諸點を充分考究し邦人相互の競争を避け小資本を合同して大資本と爲し大規模なる直輸出を計畫するか又は日支合辦の會社を組織し邦人は生産及資本を擔當し販賣は支那人として専ら之に當らしむるかの二者其一を採らざるべからず而して最も適實に且比較的實行容易なる後者を選ぶを以て有利なりと信ずるものなり。然るに彼等支那海産商の現状を見るに從來其の兼業たりし肥料雜穀等の本邦に對する輸出は凡て本邦商の掌中に歸し内地各港在留支那商との爲替關係は常に片爲替となり、加ふるに革命動亂は各種商機關の秩序を紊亂し金融上に大打撃を受け取引又昔日の活況を呈せず近時破産閉店する者漸く多く頗る惘憊の状態に在りて我が當業者の取て代るべき好機に際會せるを以て此際充分各般の事情を探究他し而一層生産の向上に励め製品の改良を圖りて堅實なる方法の下に直輸出を企圖するを切要とす。

## 附、臺灣、青島及關東州に於ける鹽業

### 第一章 臺灣の鹽業

#### 第一節 沿革

臺灣島に製鹽事業の起りたるは今を去ること二百四十餘年前即ち鄭氏の時始めて製鹽の方法を人民に教へて之が供給を島外に仰がず且毫も之に課税せず以て臺灣に於ける製鹽業をして盛ならしむるの端緒を啓きたるに淵源す其後鄭氏滅びて清朝の代るや全島の鹽務を南北兩部に分ち大に鹽制の刷新を行ひ食鹽に課税し雍正五年に至りて全然私業を禁じて官業と爲せり、是本島に於ける食鹽專賣制度の濫觴にして我領有の時に及べり、而して臺灣島が我國の版圖に歸したるは實に日清戦役後明治二十八年五月にして時の總督樺山伯は民心收攬の名の下に舊來の食鹽專賣制度を廢止して之を人民の自由に委ね、其の利便を圖れり、然るに豫期に反し忽にして鹽田は荒廢し産鹽額亦大に減少し市場鹽價の變動甚しく從來百斤一圓四十錢乃至一圓六十錢内外なりし鹽價は遠近に從ひ七、八十錢より八、九圓の高價を稱ふるの不均一を來し弊害百出窮極する所なきに至れり、是に於て總督府は專賣制度施行の必要を認むるに至りたると同時に鹽田の荒廢を復興し之を開設擴張して製鹽量の増大と鹽質の改良とに励め斯業の發達を圖り以て人民に生業を興へ供給を圓滿にし賣捌價格を均一ならしむるの趣旨を以て明



治三十二年五月食鹽專賣制度を實行するに至れり。

## 第二節 現行鹽專賣制度

### 第一項 緒論

食鹽は人類生活上必須の要素たるのみならず國民經濟的方面より見るも將又産業的見地より考ふるも本邦鹽政策を如何にすべきかは重大なる問題にして又大に考究を要すべき問題なり先に小官は「漁業用鹽」と題して(調査資料第十九號)私經濟的收入を眼目とせる本邦鹽專賣制度を産業振興の見地よりして其廢止を論及し置きたり。

近次當局に於ても見る所あり公益主義の鹽專賣に改めたるが如し、果して然とせば産業獎勵上の見地よりして其の大英斷を喜ぶものなり。

今親しく臺灣に於ける其狀況を調査するに本島の鹽專賣制度は本邦に於ける制度と全く其の根底を異にし私經濟的收入を主眼とせず公益的政策の見地より本制度を實施し(一)産業の振興(二)食鹽需給の圓滿(三)鹽價統一等重要なる目的の遂行を企圖しつゝありて大に本邦の參省に價するものと云ふべし。

以下項を分ちて其の成績及製鹽業者、鹽商、消費者に對する利害關係等に付き記述せんとなす。

### 第二項 鹽專賣施行後の變遷及成績

鹽專賣制度施行後當局は本島に於ける天與の地勢と氣候とを利用し鹽業の發達を促し内は島内の需用を充たし外は母國鹽業に資すべく爾來鹽田の擴張、生産率の増進並に品質の改良に向て全幅の努力を致し多大の支出を敢行し面積僅に二百三甲(一甲二九三四坪)生産二千萬斤に足らざりし鹽制施行當時の状態を進め面積に於て千七百甲歩生産に於て年額二億斤を計上し得るに至れり、從來島内に於て主として需用せられし食鹽は黒灰色の劣等鹽にして島内在住の内地人に對しては前に内地鹽を移入し以て其需用に充てつゝあれども本島鹽業の發展は内地を主要販路と爲すを以て勢ひ鹽質の改良を必要とし一方生活程度の向上と共に島民をして良鹽を嗜好せしむる趨勢を馴致せるを以て専ら品質の改善に努力したり而して鹽質の改良は鹽田の構造及地理上の關係等技術上論議すべき事項甚だ多かるべきも之を制度の上よりすれば主として賠償價格の問題に歸着す。

始め收納鹽に上下二階段を設け其の賠償價格を決定したりしも尙一層の効果を擧げむが爲更に中間階級のものを設け製鹽者をして品質に對する觀念を深刻ならしむる結果現在に於ては黒灰色の劣等鹽其跡を絶つに至れり。

鹽の販賣を政府の經營とすべしとは專賣當初の計畫たりしも諸般の調査進行するに伴ひ困難なる事情の續出するものありしを以て本島人の有力者を會し官鹽賣捌組合なるものを組織せしめ其の附屬機關として鹽務總館、鹽務支館並食鹽請賣人を全島に分布し食鹽の供給に支障なからしめたり其後明治



三十八年四月同組合を廢止し現在の制度に改めたり(第七節參照)鹽の賣捌定價の劃一は鹽專賣制施行當時よりの目的たりしも初め是が實行を不便とする理由ありしを以て本島を數區に分ち其の賣捌定價に差別を附したり、然れども時運の推移に連れ交通機關の整備するものありしを以て制度の改善を期とし明治三十八年四月に至り全島に亘り鹽價劃一の制を實施したり。

第三項 鹽專賣に對する製鹽業者の利害關係

製鹽業者の製造したる食鹽は凡て之を收納するを以て鹽業者は製品の販路を他に求むる要なく從て其の業に安じ競争等の弊を生ずることなく善良なる發達を遂げつゝありて實に本島の事情に適合するものと謂ふ可し。

第四項 鹽島賣に對する鹽商の利害關係

島内食鹽賣捌機關の賣渡價格は政府の規定する所に依るを以て民業に一任せる場合の如く暴利を擧げ得ずと雖も相當の賣買差額を附しあるを以て其の賣上數量に應じ一定の收入を計上し得べし、又鹽は政府の供給なるを以て品切等の憂なく且仲賣人として鹽務支館業務擔當人の指定は政府に於て之を爲し支館間の競争を許さざる等の理由に依り安じて其業を營むことを得。

第五項 鹽專賣に對する消費者の利害關係

鹽專賣に依る消費者の利益(一)消費者への賣渡價格は全島を通じて一定し居るを以て常に何れの場所に於ても同一の價格を以て食鹽の買受を爲すことを得べく(二)食鹽の供給は政府の保證する所なるを以て食鹽缺乏を危惧する要なし(三)以是食鹽の買溜の要なく隨時隨處に食鹽の供給を受け居るを以て買溜貯藏等に關する失費を節約し得(四)特殊用途に供する食鹽に對しては特定賣捌價格の規定あるを以て特殊消費者の利便多かるべく(五)食鹽の品質の改善に付ては政府は常に注意を怠らざるを以て消費者の鹽に對する嗜好に適應し得べし(六)鹽專賣は一種の消費稅なるを以て民業の場合に於ける鹽價より高價なるべきを憂ふるものあるも之を專賣制施行前の事實に徴し却て然らざるを立證するものあり要之食鹽の如き人生の必需品は其の供給の圓滿にして價格に變動を生ぜざること必要するを以て之等の要件を具備する本島現行專賣制は消費者にとりても利便とするもの多かるべきを信ず。

第三節 製鹽法、鹽田築造法及鹽田開設費

第一項 製鹽法

本島の製鹽法は天日製にして一定の構造を有する鹽田に海水を入れ天日に晒し其の水分を蒸發揮散せしめ食鹽を析出せしむる方法と鹹沙に水を灌注し濾過して得たる鹹水を更に天日に曝露し食鹽を結晶せしむる方法との二種あり。前者を甲種製鹽法後者を乙種製鹽法と稱し、前者は甲種鹽田、後者は乙種鹽田に於て行はる。



第二項 鹽田築造法

甲種鹽田は大蒸發池、小蒸發池、母液溜、結晶池等の内部構造と堤防、用水路、貯水池、雜用地等の外部構造とを有し、設備完全せるも乙種は僅に不完全なる結晶池を有するのみにて内地の上げ潰製鹽法と支那式製鹽法とを混合したるものなり。其の生産能力に於て固より共に比較し得べきにあらず而して中部及南部地方に在るものは甲種に屬し、乙種は單に北部地方に一部存するのみ今左に甲種鹽田法に付て其詳細を記述せん。

甲種鹽田の築造は地形の選擇最も慎重なるを要す茲に鹽田を築造するとせば地形に應じ第一次工事として外圍堤防大水路竝に結晶池及小蒸發池（一副面積の約三割）となるべき部分と大蒸發池を開設すべき部分（一副面積の約七割）とを約二尺の高低を有する二段に整地す、第二次工事に移り低き平面に畦畔を以て一段二格を有するもの五段に區劃し每段約三寸の勾配を附し鹹水の遞次移流に便ならしむ高き平面に於ては結晶池（全面積の約一割）を十格乃至二十四格に木片を畦畔として區劃し母液溜十個乃至十四個を穿つ、小蒸發池は畦畔を以て適宜の數格に分ち相當の勾配を附し鹹水の移流に便ならしむ更に第三次に移り全面積に海水を灌注し數回之を鋤返し地盤の平坦となるに至り其の水を排除し天日に曝し其の乾くを待ちて叩き固む就中結晶池及小蒸發池の整地は最も丁寧周到なるを必要とす而して結晶池に在りては更に地盤一面に甌瓦を敷列す、其甌瓦と稱するは褐色の粘藥を施したる薄き陶

器の破片を云ふ大蒸發池畦畔は高さ約一尺小蒸發池畦畔は高さ約三寸何れも所在の粘土を以て築造するものにして土盛を終れば充分に之を叩き固め龜裂することなからしむ、母液は結晶池と小蒸發池との中間に設く其の形狀に長方形圓形の二種あるも共に底部稍狹窄し長方形のものに在りては縦十二尺横六尺深さ三尺圓形のものに在りては經八尺深さ三尺を普通とす而して甲種鹽田一副に對する各部構造の分配は地方の慣行に依り多少の差異ありと雖も布袋嘴支局管内の例を示せば大蒸發池五分七厘四毫三絲小蒸發池一分七厘一毫五絲結晶池一分二厘一毛四絲母液溜二厘六毛三絲畦畔四厘七毛七絲堤防三厘三毛一絲水路其他二厘五毛七絲の割合なり。  
（一副とは製鹽業を營むに足る一單位にして其面積區々にして一定せずと雖も現時にありては約一甲を以て標準とす）

第三項 甲種鹽田開設費（一甲當）  
甲種鹽田開設費を示せば左の如し。

構造	面積	積	開設費	摘	要
大蒸發池	一、七五八	三、八二、三五〇	使用人夫八三三人、一日四五〇厘 水牛（鋤起地均）六頭、一頭人夫共一日一、二五〇厘		
小蒸發池	四九〇	三八、〇二五	使用人夫八四人五、一日四五〇厘		
母液溜	八二	九〇、〇〇〇	使用人夫二〇〇人、一日四五〇厘		
結晶池	三七八	五三二、七〇〇	使用人夫三三九人、一人一日四五〇厘、女人夫一五一人、一人一日二五〇厘、問仕切板一九〇枚一枚二五〇厘、押竹七六〇本一本一五厘、甌瓦三七、八〇〇斤、百斤七五〇厘		



給水路	一八								
排水路	一四								
母液溜通路	四五								
鹹水移流口									
大蒸發池畦畔埋樋									
小蒸發池畦畔埋樋	一四九								
内部小堤防									
小計	二九三四								
水給路門									
大給水路									
外圍堤防									
計	一、〇四三、〇七五								
	二二八二								
	五七、〇九三								
	一、一〇二、四五〇								

備考

- 一、鹽田構造は地方により多少の差異あるも右は本島主要産地たる布袋嘴に於ける鹽田の構造を掲記す。
- 二、鹽田開設費は大正七年十一月現在の勞銀及物價に依り計算す。
- 三、外圍堤防は其包擁する鹽田面積の大小に依り一甲當に甚しき差異あるも右は布袋嘴鹽田中八

大蒸發池築造費中に含む  
 小蒸發池築造費中に含む  
 大蒸發池築造費中に含む  
 同  
 小蒸發池築造費中に含む  
 大、小蒸發池築造費中に含む  
 八五甲七二三二に對し、二〇二、三〇〇厘堤防築造と共に出來す  
 表示備考三参照

三甲七二三にて包擁する外圍堤防(土堤)築造費の一甲當を計上せり即ち次表の如し。

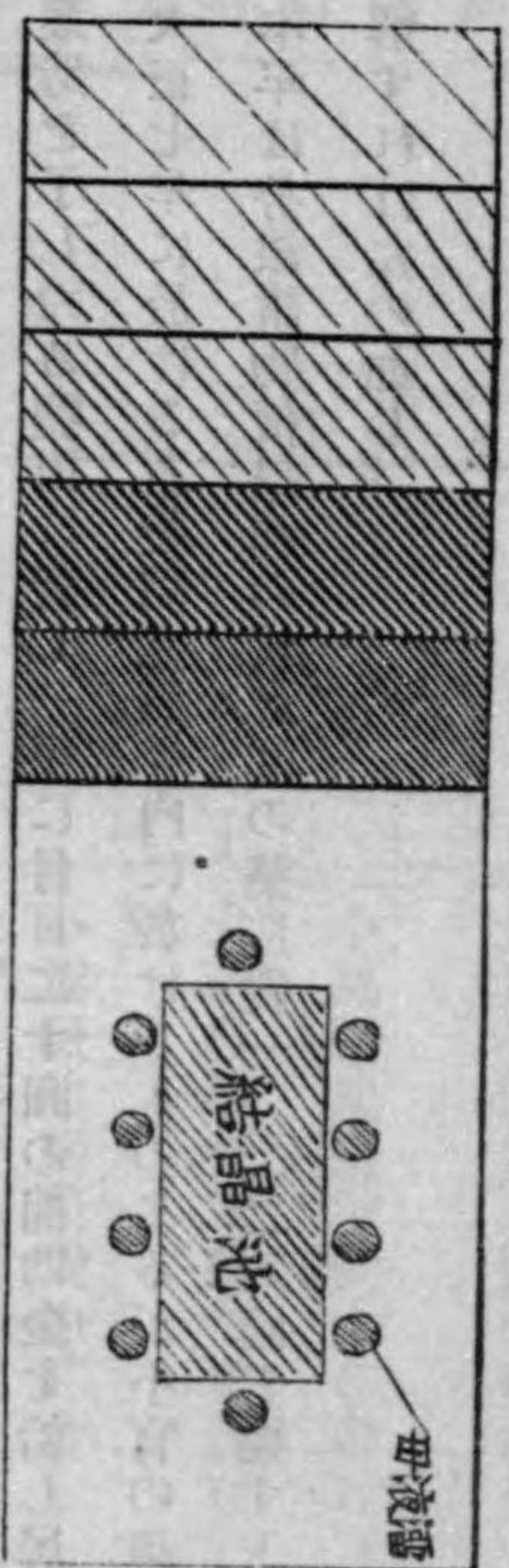
種類	延長	土坪	使用人夫	一人當勞力賃	費額	摘要
大堤防	一、一五〇	二、〇七、八	一、三三二			高頭敷 一〇〇 二〇〇 三〇〇 五〇〇 八二五
中堤防	三、七九六	一、七、七、二	八、六三六			〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
小堤防	二、四一四	六、〇三、五	三、〇一七			〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
計	七、三六一	九、八〇、五	二、四、〇、八			
鹽田内部剩土		四、四〇、五	一、三三、八	四五〇	一〇、八三七、八〇〇	一立坪當人夫三人 鹽田内部開設費ニ含む
差引所要					四、八九四、三〇〇	打固め人夫賃
一甲步當					五七、〇九三	

總督府は其築造を了したる鹽田に對し一甲に付百二十圓の補助金を給し居れり。

上述の築造費は大正七年に於ける布袋嘴支局管内に於けるものなるが小官の視察したる北門嶼に於て聞く所によれば本年は勞銀諸物價昂騰の爲め其の築造費一、二二八圓を要すとのことなり。左に甲種鹽田を圖解すれば左の如し。



大蒸發池(五段に分ち各段逐次一寸五分の勾配を有す)



一七〇

第四節 鹽田面積及產額

鹽專賣施行當時は鹽田面積僅に三百五十四甲食鹽年產額千九百萬斤に過ぎずして島内の需要を充たすに足らず外國鹽の輸入を仰がざるべからざりしが翌三十三年度に至りては六千餘萬斤を產出し島内の需用は本島產鹽を以て自供し尙剩餘を生ずるに至れり。爾後益々鹽田の擴張を計畫し補助金を下附して開設を獎勵すると共に鹽質の改良を圖りたる結果年々品質の向上を見るに至り大正七年度末に至りては鹽田面積千六百八十五甲產鹽額一億六千九百七十一萬餘斤を算し品質頗る向上するに至れり。由來本島の西沿岸は隨處に鹽田の適地を有するを以て本島の鹽業は將來發展の餘地ありと云ふを得可く又總督府に於て目下擴張計畫中にあると云へば本邦鹽拂底の今日意を強ふするに足るものと云ふべし。

一、鹽田面積

左に大正八年三月末現在所在地別に鹽田面積を示さんとす。

鹽田面積(大正八年三月末現在)

所轄支局	所在地	面積
油鹿港支局	油鹿港	九三・一九一六
鹿港支局	鹿港	四〇七・一五五八
布袋支局	布袋	一六一・九九八〇
布袋支局	新袋	二二五・二七四五
布袋支局	新袋	五〇・〇二一八
北門支局	北門	五二・七七一四
北門支局	北門	三五三・九八九四
臺南支局	臺南	一〇三・一七〇一
臺南支局	臺南	三六・三九二八
臺南支局	臺南	一三三・四六八二
烏樹林支局	烏樹林	六七・八〇八〇
烏樹林支局	紅毛港	一、六八五・二四一六
計		

鹽田種別に依る面積

一七一



鹽田種別	面積	摘要
甲種鹽田	一、六一七・三六二三	乙種鹽田は油東港支局管内にあり
乙種鹽田	六七八七九六 一、六八五・二四一九	

(一甲は二千九百三十四坪とす)

二、産鹽額

左に年度別に各等別として其の産鹽額を示さんとす。

年度別	上等鹽	中等鹽	下等鹽	計
明治三十二年	一、二八一、一〇四		一七、一一五、四〇四	一八、三九六、五〇八
同三十三年	一、九四八、七五七		五七、七六七、七八四	五九、七一五、五四一
同三十四年	一、四四〇、四二五	一、三、四八二、六八二	五、一三八四、一五〇	七九、二七一、〇八七
同三十五年	一、四七七、〇七七	一、二、三三〇、七九〇	七六、三七四、三一八	一〇〇、一八二、一八五
同三十六年	三、四二七、二六九	六、六三七、八二五	四九〇、八六、二三三	五九、一五一、三二七
同三十七年	一、二九八、七〇四	一〇、一四〇、四六四	七八、五七六、七三三	一〇一、七〇四、二四五
同三十八年	一、四二二、一三三	五、七〇九、六八九	六四、四九四、七一〇	八四、四二五、七三八
同三十九年	一、八七〇、一三二	八、六五七、三二七	八二、九〇二、八〇七	一〇一、二六六、三五六

月別	上等鹽	中等鹽	下等鹽	計
同四十年	一、四三三、二八、二九二	九、五五八、七二〇	六八、〇五四、五八二	九一、九四一、五九四
同四十一年	二、六四三、二、六八〇	七、一九九、三三一	六八、四九九、四七七	一〇二、一三一、四八八
同四十二年	二、八五七、〇、二九四	一、五三一、〇、一八八	八七、八五三、〇九八	一三一、七三三、五八〇
同四十三年	三、八一七、八、二二五	二、二、八六八、四二三	九九、六七三、二五八	一六〇、七二〇、五〇六
同四十四年	三、〇、六九〇、八、四二二	二、五、三六六、一、〇三三	四六〇、一六、九七二	一〇二、〇七三、九一七
大正元年	二、四〇二、四、五五〇	一、九七〇、〇、九九九	六一、六一六、〇四五	一〇五、三四〇、六九四
同二年	三、二六八、三、六五七	二、三、三三四、〇四八	八九、八八〇、六一二	一四五、八九八、三一七
同三年	五、八五四、七、八七五	二、二、五〇六、六七二	九五、二九二、一一八	一七六、三四六、六六五
同四年	三、八五八、七、六六五	一、五、一九二、一八六	九五、七五一、五七六	一四九、五〇二、五二七
同五年	八、八一〇、六、八八八	二、五、三五五、五七九	一七〇、九二二、八七七	二八四、四八九、一四四
同六年	三、四七三、七、七三三	一、八、七五五、八八三	一一三、四一三、七八二	一六六、九〇七、三九八
同七年	八、三七四、八、〇二三	二、二、四六八、五二〇	六三、四九四、五〇九	一六九、七一、〇五二

今左に大正八年度月別製鹽見込を示さんとす。

月別	上等鹽	中等鹽	下等鹽	計
四月	一、一、三八〇、〇〇〇	五、〇五四、〇〇〇	八、七四四、〇〇〇	二五、一七八、〇〇〇
五月	八、七六七、〇〇〇	三、八三四、〇〇〇	七、〇〇四、〇〇〇	一九、六〇五、〇〇〇
六月	八、九八二、〇〇〇	三、七九一、〇〇〇	六、七二七、〇〇〇	一九、四九〇、〇〇〇
七月	四、〇六三、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	四、一二四、〇〇〇	九、七四二、〇〇〇



八	九	十	十	一	二	三	計
月	月	月	月	月	月	月	
二、三〇三、〇〇〇	三、七六六、〇〇〇	一〇、〇六二、〇〇〇	七、六〇五、〇〇〇	五、四五一、〇〇〇	六、五三七、〇〇〇	六、五五二、〇〇〇	八、四二二、〇〇〇
七、九八〇、〇〇〇	一、三三五、〇〇〇	三、九二六、〇〇〇	三、二四七、〇〇〇	二、四〇四、〇〇〇	二、九四七、〇〇〇	三、〇〇六、〇〇〇	三、五、七九二、〇〇〇
三、七四七、〇〇〇	五、一五〇、〇〇〇	一〇、九三八、〇〇〇	七、一一九、〇〇〇	四、四三〇、〇〇〇	五、〇五一、〇〇〇	四、六二四、〇〇〇	七、三、九八六、〇〇〇
六、八四八、〇〇〇	一〇、二五一、〇〇〇	二、四九二、〇〇〇	一、七九七、〇〇〇	一、二二八、〇〇〇	一、四、五三五、〇〇〇	一、四、一八二、〇〇〇	一、九、四〇〇、〇〇〇
						一、八、九八七、〇〇〇	

一七四

本島の製鹽は天日製鹽法なるを以て其の生産は天候と共に至大の關係あるは勿論前掲表示の數量は過去七箇年の実績を基礎とし豫定したるものなり。

第五節 製鹽期

製鹽の期節は之を大汛、小汛の二期に分つ、大汛期は北門嶼、布袋嘴、地方に在りては四、五、六、七の四箇月臺南地方は三、四、五、六の四箇月を稱し、小汛期は北門嶼、布袋嘴、地方並に臺南地方共に、十、十一、十二、一の四箇月を云ふ兩地の異なるは各氣象を異にするに依る、大汛季に在りては五六日小汛季に在りては十日乃至十二日にして海水より食鹽を析出せしむ而して大小汛季に入らざる爾餘の四箇月は雨天多きも、布、北兩地方は全然製鹽を休止することなし、之に反し臺南地方に在りて

は六月より九月に至る間は降雨連続するを以て其の間を利用して大蒸發地に養魚を行ふ慣習を有す。

第六節 鹽の生産費及賠償價額

第一項 鹽の生産費

鹽田一副より生ずる産額は布袋嘴の標準鹽田に在りては一箇年十九萬九千四百十六斤、北門嶼に在りては十八萬八千七百十六斤を産し各地氣候等各般の状態を異にするを以て一様に論ずることを得ざるが如く、其の生産費に付ても各地方其の律を一にすること能はず今參考の爲めに北門嶼に於ける「百斤當り」生産費を掲げんとす。

費目	百斤當り費額	備考
鹽田修繕費	三〇	
器具費	三	
製鹽勞力賃	一二六	平均一日二人半として五箇年度の製鹽日數二四三日にして物價は戰前戦後を平均したるものを基礎として算出す
鹽業總代手數料	一	
積立金	八	
償還金	六	
流動資本利子	四	

一七五



固定資本利子	三〇 <sup>圓</sup>	中位の鹽田一甲の價格千圓とす
計	二〇八	

其他各地に於ける百斤當り生産費は大同小異にして二十錢内外とす。

第二項 鹽の賠償價格

鹽の賠償價格は各地製鹽の難易により舊慣を斟酌し品質の向上を計る鹽業政策上政府に於て適宜に之を定め製鹽百斤を乾燥減二割を見込み八十斤として收納す。

鹽の賠償價格は屢改定を經たり左に現行のものを掲ぐ。

乾燥鹽百斤常賠償價格表

產鹽地別	等級別	賠償金
專賣局直轄	再(下)等製	一、七八〇 <sup>圓</sup>
油東港支局管内	再上	四四〇 <sup>圓</sup>
鹿港支局管内	下上	三三〇 <sup>圓</sup>
布袋嘴支局管内	下中	三〇五〇 <sup>圓</sup>
北門嶼支局管内	中上	二二六〇 <sup>圓</sup>
臺南支局管内	下中	一七三六〇 <sup>圓</sup>
烏樹林支局管内	再下	一六五八〇〇 <sup>圓</sup>

第三項 鹽の收支經濟

前述の如く鹽百斤當り生産費は二十錢内外にして鹽の賠償價格は北門嶼に於ては平均二十二錢なるを以て其の利益一見甚だ僅少なるが如きも支出諸費中には資本の利子及製鹽者家族の出賃賃銀を包含し加之總督府に於ては其の品質の改良を圖るため其の政策上各等級に差別を附したる結果生産者は上等鹽の產出に努むるに依り相當の利益を得るものと云ふべし。

第七節 鹽の賣渡方法並に價格

第一項 島内消費鹽賣渡方法並に價格

島内需用食鹽の賣捌機關は官鹽賣捌總館、鹽務支館、食鹽請賣人の三階級を以てし專賣局より官鹽賣捌總館に官鹽賣捌總館より鹽務支館に賣渡すものにして鹽務支館は食鹽請賣人に卸賣を爲すと共に直接消費者に對しても小賣販賣を爲す、現今此等賣捌機關は官鹽賣捌總館一、鹽務支館八十五、食鹽請賣人四千五百八十二人あり。

近來島内居住の内地人及一部本島人の嗜好に對し單に天日製鹽の儘を以てしては其の満足を估ふ能はざるものあるに至りたるを以て明治四十五年官鹽賣捌總館に命じ政府賣渡の食鹽を以て再製鹽の製造販賣を爲さしめたるが一般嗜好の向上に伴ひ漸次其の需用額を増加するに至り大正五年度より安平及臺北に專業者たる再製鹽元賣捌人を特設し其の事業を經營せしむることゝなれり。而して再製鹽元



賣捌人は島内賣捌機關として官鹽賣捌總館と同一階級に屬し、其の製品は凡て鹽務支館を経て賣捌くものとす。

島内諸種の産業に就ては政府は其の發達を助長する爲め先に石鹼製造用、醬油釀造用、魚類、鯨鹽藏用、獸皮保存用、選種用鹽等に就ては特に價格を低下して直接消費者に賣渡し以て其發達を助成し來りしが尙最近本島に於て始めて食鹽を原料とする「アルカリ」製造の企業を見るに至りたるを以て國產獎勵の趣旨に於て其の原料鹽に對し著しく價格を低下し以て事業の振興に資せしめ居れり。

一、一般用途鹽の供給次第

- 上等鹽 官鹽賣捌總館
- 政府 下等鹽 鹽務支館（八十五個）食鹽請賣人消費者
- 再製鹽 南部再製鹽元賣捌人
- 二、特別用途鹽の供給次第
- 政府 上等鹽
- 政府 下等鹽
- 消費者

次で左に政府指定の鹽價格並定價を表示すべし。

三、一般用途の價格表

賣渡者	買受者	上等鹽	下等鹽	再製鹽
政府 官鹽賣捌總館 再製鹽元賣捌人	官鹽賣捌總館	一三九〇	一二一〇	一八九〇
	南那再製鹽元賣捌人			一八七〇
	北部再製鹽元賣捌人			二三七〇
	鹽務支館	一八八〇	一八九〇	二六六〇
	一里未滿	二二〇〇	一八五〇	二六六〇
	二里未滿	二〇六〇	一八二〇	二六六〇
	三里未滿	二〇三〇	一七九〇	二五二〇
	三里以上	二〇〇〇	二二〇〇	二五二〇
	食鹽請賣人			二九〇〇
	消費費者	二三〇〇	二二〇〇	二九〇〇

備考、本島專賣局より賣渡の際百斤に付上、下等鹽は四斤、再製鹽五斤を添附す、官鹽賣捌館及再製鹽元賣捌人は鹽務支館迄の包裝運搬費を負担し支館店頭にて引渡の義務を負ふ。

四、特別用途鹽賣渡價格

特別用途鹽は補足鹽を附せず製鹽地專賣局倉庫に於て引渡を爲す、左に其用途別賣捌定價を掲ぐ（但し一回の賣渡一萬斤以上に限る）

- 一、石鹼製造用、醬油釀造用、味噌製造用、魚類及海獸類鹽藏用、獸皮保存用、選種用



上等鹽

一・三三〇

下等鹽

一・一六〇

二、アルカリ工業用

上等鹽

三一一

下等鹽

二四三

備考、價格は百斤當とす。

第二項 島外に於ける本島鹽の販路賣渡方法並に價格

一、本島鹽の島外販路

島外に於ける本島鹽の既拓販路は内地、樺太、朝鮮、露領沿海州、香港等にして中内地は明治三十三年移出を開始し、爾來年々其數量を増加し來り現今隨一屈指の販路たり、香港輸出は未だ大數と言ふを得ざるも年々増加の勢を示し其他の販路は往年相當數量の搬出を見たりしも其後諸般の事情に因り尙不振の状態に在り唯最近樺太に於て漁業用として需用を喚起するに至りたるあるのみ。

二、内地移出鹽賣渡方法及價格

(一) 内地專賣局と當局との連絡事項

内地移入臺灣鹽に關し内地專賣局と當局との連絡事項左の如し。

一、移入鹽の數量は毎年一月中に翌年度分を協定すること

二、移出鹽の賣渡價格(當局より移入鹽取扱人に賣渡す價格)變更の場合は協定を要するこ

と

三、移出鹽引渡の際散鹽の場合一割五分の補充鹽を添附すること

四、臺灣鹽の移出取扱人と移入取扱人と同一なること

(二) 臺灣鹽の移出取扱人

從來本島鹽の移出を取扱ひたるは臺灣鹽業株式会社たりしも大正六年十二月に至り會社は大日本鹽業株式會社に合併し大日本鹽業會社に於て臺灣鹽業會社の權利義務を繼承することなくして以て當局に於ても臺灣鹽業會社と當局との間に締結したる鹽の賣渡契約の繼承方を承認したり。

(三) 移出鹽の引渡方法

内地移出鹽として賣渡すべき鹽の數量及價格は毎年三月中に翌年度分を協定す、其の賣渡食鹽の種類は上等散鹽並等散鹽の二種とし製鹽地專賣局倉庫(北部に支局を除く)にて引渡す現品は引渡の際は當事者双方立會の上秤量するものとす(移出鹽取扱者は豫め麻袋を準備し之に容れ秤量し汽船迄の運搬を容易にす)

本年度に於ける移出協定數量は一億一千万斤にして其の賣渡價格は散鹽百斤(一割五歩の補足鹽を添附す)に付上等四十錢並等三十二錢とす。

今大日本鹽業會社に付て内地門司迄の移出費用を聞くに左の如し。



一金二十二錢 (百斤に付) 汽船迄積込人夫賃  
 一金一圓 (同) 門司迄の汽船運賃  
 一金六錢 (同) 水揚倉庫搬入人夫賃  
 計 金一圓二十八錢

日本政府賠償價格は一般用途(上)一圓六十九錢(下)一圓六十四錢、特別用途(上)一圓六十八錢(下)一圓六十錢なるを以て餘り利益なきが如し。

三、輸出鹽賣渡方法及價格

露領沿海州輸出は現今大日本鹽業株式會社を特定して之を取扱はしめ朝鮮、樺太、香港其他の移輸出は取扱人を特定せず專賣局の適當と認めたるものに限り廣く移輸出を許可し價格も又適當に之を定む、而して晩近樺太及露領沿海州向に對するものは一旦内地に移入せしめ更に内地より此等の地方に移輸出せらるゝに至り。該二販路の仕向品は専ら内地に集注せらるゝに至れり。

第八節 本島消費並輸出數量

第一項 本島消費高

本島内消費高を示せば左の如し。

年度別	上等鹽	下等鹽	計	再製鹽
明治三十二年	六三五、一四五	一六二、二七五	一六八、四七九	
同三十三年	六一五、九九八	四三、五八〇	四四、一九六	
同三十四年	二二五、〇〇〇	四三、七四九	四三、九七四	
同三十五年	二〇四、七〇〇	三七、九四〇	三八、一四五	
同三十六年	三七五、一一四	四七、三一五	四七、六九〇	
同三十七年	四七七、五六六	四七、三七三	四七、八五一	
同三十八年	五八四、六四〇	四一、八二五	四二、四一〇	
同三十九年	四一、〇四〇	四六、七七二	四七、一八二	
同四十年	四五〇、五五〇	四三、七八六	四四、二三六	
同四十一年	二九七、〇一〇	四三、五三八	四六、五〇八	
同四十二年	一、八八二、四八三	四四、一四七	四六、〇二九	
同四十三年	二、一〇八、〇〇〇	四一、九七八	四四、〇八六	
同四十四年	三、三三四、二〇〇	四四、二一三	四七、五五五	
大正元年	九、八二六、二三八	三六、二六二	四六、〇八八	
同二年	八五、〇〇〇	一〇三、八八三	一八八、八八三	
同三年	一三、二九〇	三六、三一四	四九、六〇四	
同四年	一七、七〇〇	七八、六〇五	四九、二五五	
同五年	七、〇九九	四〇、一七三	四七、二七二	
同六年	二一〇、九〇八	一〇六、二〇〇	三一七、一〇〇	
同七年	六、三七五	四〇、六八八	四七、〇六四	
同八年	一四三、五〇〇	一七二、四〇〇	三一五、九〇〇	



大正五年	五、五五六、〇〇四斤	四四、四四七、六五七斤	五〇、〇〇三、六九七斤	二〇四八、八〇六斤
同 六 年	八、一八五、三二二斤	四三、八五二、四二八斤	五二、〇三七、七五〇斤	一、七五五、一五七斤
同 七 年	一〇、三二九、六五九斤	四五、三八五、六七三斤	五五、七二八、二八三斤	一、五七三、〇四五斤

一八四

備考

- 一、左側數量は特別用途鹽（醬油用、獸皮保存用、工業用其他）
- 二、本表數字は總て引渡數量なり。
- 三、三十八年度以降は百斤に付五斤の補足鹽を支給したり、八年度は四斤と改む（特別用途鹽に補足鹽を支給せず）
- 四、再製鹽は制度の關係上鹽務支館よりの賣捌高を掲げ、再製原料鹽は下等鹽の消費高中に計上したり。
- 五、六年度特別用途鹽の著しく多量なるは曹達工業用鹽の需用ありしに因る。
- 六、各年度を比較し、消費高に消長あるは經濟上の事由あるも主として鹽藏漁獲物蔬菜の豊凶ありしに因る。

第二項 輸移出高（單位斤）（右側上等鹽、左側下等鹽）

今左に輸移出高を示せば次の如し。

年度別	内地移出	朝鮮移出	樺太移出	香港輸出	露領沿海州輸出	其他	計
明治三十二年	一、三六六、二〇〇						一、三六六、二〇〇
同 三十三年	一九九、五八八						一九九、五八八
同 三十四年	九、八〇、二二二						九、八〇、二二二
同 三十五年	二〇、〇五、七〇〇						二〇、〇五、七〇〇
同 三十六年	(中) 一四、八九、二八四						(中) 一四、八九、二八四
同 三十七年	一八、七三、二七四						一八、七三、二七四
同 三十八年	五〇、〇九五、九九八						五〇、〇九五、九九八
同 三十九年	二〇、一六、七三五						二〇、一六、七三五
同 四十年	二〇、九五四、七二五						二〇、九五四、七二五
同 四十一年	一六、九九五、〇〇〇						一六、九九五、〇〇〇
同 四十二年	一七、一〇〇、〇〇〇						一七、一〇〇、〇〇〇
同 四十三年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 四十四年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 四十五年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 四十六年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 四十七年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 四十八年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 四十九年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 五十年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 五十一年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 五十二年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 五十三年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 五十四年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 五十五年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 五十六年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 五十七年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 五十八年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 五十九年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 六十年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 六十一年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 六十二年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 六十三年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 六十四年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 六十五年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 六十六年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 六十七年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 六十八年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 六十九年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 七十年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 七十一年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 七十二年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 七十三年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 七十四年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 七十五年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 七十六年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 七十七年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 七十八年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 七十九年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 八十年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 八十一年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 八十二年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 八十三年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 八十四年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 八十五年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 八十六年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 八十七年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 八十八年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 八十九年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 九十年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 九十一年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 九十二年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 九十三年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 九十四年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 九十五年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 九十六年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 九十七年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 九十八年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 九十九年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇
同 第一百年	一六、〇〇〇、〇〇〇						一六、〇〇〇、〇〇〇

一八五